風水害等編

第１部
総　　則

第１章　計画の方針

この計画は、台風等による風水害を防御し、被害を軽減することを目的として、市が水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第３条に規定されている水防の責任を十分に果たすため、同法第７条の規定に基づく東京都水防計画に準拠して、市内各河川等に対する水防活動上必要な事項を定める。

第１節　　計画の目的及び前提

【各部共通】

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画である。その目的は、市、東京都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の前提

◇この計画は、実災害から得た教訓等を可能な限り反映し、策定した。

◇防災対策については、東京都、市区町村や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要である。

◇平成 27 年関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになり、水防法の改正が行われた。

◇また、令和元年度の台風第 15 号及び第 19 号の影響による風水害が発生したことから、風水害対策について検証し、こうした動向を踏まえて、計画を策定した。

◇防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

◇令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における感染症対策を推進していく。

◇本計画に定めのない部分は、稲城市地域防災計画震災編の記載によるものとする。

第２節　　水防責任

【各部共通】

１　稲城市（水防管理団体）

水防管理団体である稲城市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する｛水防法第３条（市町村の水防責任）｝。

２　東京都

東京都は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する｛水防法第３条の６（都道府県の水防責任）｝。

第３節　　計画の構成

この計画には、市、防災機関、事業者及び市民が行うべき風水害対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

表　計画の構成と内容

構　成	主 な 内 容
第１部 総則	・台風等による暴風、豪雨、洪水、山崩れ等の風水害を中心に対処できる各種計画を樹立して作成した目標
第２部 災害予防計画	・市及び防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置
第３部 災害応急・復旧対策	・災害発生後に市及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等の内容
第４部 災害復旧・復興計画	・震災編　第３部災害復旧・復興計画　第１章「稲城市災害復興本部」、第２章「災害復旧事業」、第３章「災害復興基本計画の策定」、第４章「被災者等の生活再建等の支援」、第５章「稲城市災害復興マニュアルのしくみ」で定めた計画
第５部 その他の事故対策	・航空機事故、鉄道事故、その他大規模事故等及び雪害についての対策

第４節　　計画の性格及び範囲

【各部共通】

◇この計画は、防災に関して、本市の処理すべき事務、又は業務に東京都及び指定地方行政機関等が処理する事務、又は業務を明確にするとともに、事務、又は業務に一貫性を図る能動的な計画である。

◇この計画は、災害に対処するための恒久的な計画であり、法令等に特別の定めがある場合のほか風水害等の災害に関しては、この計画によるものとする。

第５節　　計画の習熟

【各部共通】

各防災機関等は、平素から危機管理の一環として、風水害防災対策を推進する必要がある。このため、風水害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、風水害への対応能力を高める。

第６節　　計画の修正

【各部共通】

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときに修正する。

修正にあたっては、各防災機関等、関係のある事項について、計画修正案を稲城市防災会議に提出する。

第２章　河川の概要と災害

第１節　　河川

１　概要

(1) 多摩川水系（多摩川・三沢川）

多摩川は、源を山梨県甲州市の笠取山に発し、西部山地における大部分の支川の水を集め南東に流下し、中流部で多摩丘陵の支川をあわせ、さらに下流部において武蔵野台地の一部支川を合流して羽田地先で東京湾に注いでいる。その流域面積は 1,240 ㎢で山梨県、東京都及び神奈川県の１都２県にまたがる１級河川である。

三沢川は、源を東京都町田市小野路町周辺に発し、神奈川県川崎市麻生区黒川地区と東京都稲城市を流れ、川崎市多摩区布田で多摩川に注ぐ。上流の川崎市麻生区内は普通河川（0.46 ㎞）及び準用河川（1.38 ㎞）、東京都稲城市及び神奈川県川崎市多摩区内は、各都県管轄の一級河川の扱いとなっている。

(2) 鶴見川水系（麻生川）

麻生川は、稲城市平尾と川崎市麻生区金程との境界付近に源を発し、稲城市と川崎市の境を流下し、小田急線柿生駅の西 150ｍの地点で片平川に流入し、その後川崎市麻生区下麻生において鶴見川に合流する準用河川である。

鶴見川は、川崎市、横浜市の住宅地や工業地帯を湾曲して流れ、東京湾に注ぐ流域面積 235 ㎢の一級河川である。

第２節　　風水害の概況

東京都の水害記録によると、10 棟以上の浸水被害が発生したのは、最近の 10 年間（平成 21 年度から平成 30 年度）で台風による降雨で８回、集中豪雨等によるもので 25 回となり、年に３、４回の頻度となっている。稲城市における、これまでの風水害状況は以下のとおりである。

１　都市型水害の発生

昭和 33 年の狩野川台風では、百村地区における三沢川の氾濫と妙見寺裏山の山崩れが発生し、大丸では夜半に、約千立方メートルの土砂に民家が埋まり２名の犠牲者が出るなど災害救助法が適用となった。

２　集中豪雨等による被害

昭和 40 年代から 50 年代には、台風被害により、百村地区や東長沼地区において三沢川が氾濫するなど大きな被害をもたらした。

近年では、令和元年 10 月に発生した、令和元年東日本台風により稲城市では、12 日に災害対策本部を設置し、災害対応にあたった。

大雨特別警報が発表され、多摩川では、石原水位観測所の水位が 6.21m（水位計故障により測定不能となる）となり計画高水位を大幅に超えた。これらにより土砂災害警戒区域及び多摩川浸水想定区域に対し避難勧告を発令し 21 箇所の避難所を開設、避難者 1,375 世帯、3,481 人が避難した。

また、東京都では、稲城市を含む 28 の市区町村に対し災害救助法の適用を決定するとともに、国は特定非常災害、激甚災害に指定した。

第３章　河川、下水道等の整備概要

第１節　　河川

１　中小河川

近年、１時間 50 ミリを超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、目標整備水準を時間 50 ミリ降雨から、地域の降雨特性を踏まえて、多摩部では時間最大 65 ミリ降雨（年超過確率 1/20 で等しい）に引き上げた。

２　各水系別河川事業

(1) 多摩川水系（多摩川・三沢川）

多摩川水系の一級河川のうち、多摩川、浅川、大栗川の指定区間外については、国の直轄事業として各施設整備事業を実施し、指定区間及びその他の河川については、東京都の河川事業として中小河川整備事業などを実施している。

(2) 鶴見川水系（麻生川）

鶴見川、真光寺川、恩田川等の一級河川は、東京都の河川事業として中小河川整備事業などを実施している。

第２節　　下水道

近年の急激な都市化の進展は、都市からの雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水、遊水機能を低下させている。

その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになった。

下水道は、このような状況を解消して災害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っている。

多摩地区の下水道は、流域下水道及び流域関連公共下水道、単独公共下水道及び特定環境保全公共下水道に大別されている。

１　多摩地域の下水道

多摩地域の下水道計画は、流域下水道（野川、北多摩一号、北多摩二号、多摩川上流、南多摩、浅川、秋川の７処理区からなる多摩川流域下水道及び荒川右岸処理区の荒川右岸東京流域下水道）とこれに包括される流域関連公共下水道並びに八王子、立川、武蔵野、三鷹、町田、奥多摩など５市１町の一部単独公共下水道等からなる。

多摩地域の下水道普及率は、平成 30 年度末現在 99％となっている。

排除方式は、大部分の区域が分流式を採用しているが、野川、北多摩一号、北多摩二号の３処理区域及び単独公共下水道区域の一部は合流式で計画されている。

多摩地域では、市単独では雨水の放流先となる河川がなく、雨水の排除が困難な地域があったことから、２つ以上の市町にまたがる広域的な雨水整備が必要とされていた。このうち浸水被害が多くかつ緊急性の高い地域について、流域下水道による広域的な雨水幹線の整備を進めている。これまでに、黒目川・落合川上流域及び多摩川流域は整備済みであり、さらに空堀川上流域南部地域は整備中である。

第４章　市及び防災機関の役割

第１節　　市の業務大綱

「震災編　第２部　災害予防・応急・復旧対策　第２章　防災機関の役割」で定めた計画によるものとする。

第２節　　指定地方行政機関等

「震災編　第２部　災害予防・応急・復旧対策　第２章　防災機関の役割」で定めた計画によるものとする。

第５章　稲城市の概況

第１節　　地勢の概況

「震災編　第１部　稲城市の防災力の向上　第２章　稲城市の現状と被害想定　第１節　稲城市の概況」で定めた計画によるものとする。

第２節　　気　象

【消防本部】

１　気　温

表　気温（年次別月次別）

単位：℃

月次	平成27年			平成28年			平成29年		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
1月	15.8	-5.0	5.2	16.2	-2.8	5.4	17.2	-3.5	5.3
2月	18.1	-3.1	5.3	23.4	-1.2	6.6	20.0	-2.2	6.4
3月	21.7	0.4	9.6	20.3	-0.2	9.6	17.2	-0.8	7.9
4月	26.7	1.4	14.1	24.6	5.0	15.0	26.3	4.0	14.3
5月	30.9	11.1	20.5	31.0	11.9	19.8	30.8	9.9	19.6
6月	30.3	13.6	21.6	31.8	13.7	22.1	30.6	14.4	21.7
7月	35.7	18.3	26.0	36.5	19.3	25.2	34.8	21.2	27.0
8月	38.0	17.0	26.3	37.5	19.7	26.8	36.9	20.2	26.2
9月	31.1	15.9	22.3	32.3	17.4	24.2	33.7	15.8	22.6
10月	27.0	8.6	18.0	31.6	9.3	18.5	29.2	8.2	16.7
11月	22.8	2.6	13.5	21.2	-0.4	11.2	22.1	1.8	11.5
12月	24.0	0.3	8.8	19.6	-1.4	8.3	16.8	-2.0	6.0

月次	平成30年			平成31年			令和2年		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
1月	16.0	-6.2	4.1	14.2	-1.9	5.0	18.3	0.0	6.7
2月	14.7	-3.6	4.9	19.1	-2.0	6.7	18.3	−2.5	7.7
3月	23.9	0.5	11.0	20.8	0.0	10.1	23.7	0.3	10.3
4月	28.6	5.0	16.6	25.1	2.0	13.2	23.8	3.9	12.5
5月	28.8	8.8	19.6	32.5	5.9	19.5	28.2	9.3	19.2
6月	32.8	14.2	22.2	32.9	14.3	21.5	32.2	17.0	23.1
7月	38.9	18.8	28.0	34.9	17.1	24.0	32.7	17.2	24.0
8月	37.8	18.4	27.9	35.6	21.3	28.1	37.0	21.4	28.9
9月	32.5	13.5	22.6	36.7	18.3	24.9	35.0	14.9	24.0
10月	31.8	10.6	18.8	30.5	10.8	19.2	26.3	7.0	17.2
11月	22.4	5.0	13.7	24.0	1.4	12.8	24.0	4.1	13.6
12月	24.4	-1.8	7.9	18.8	0.6	8.0	16.1	-2.1	7.0

資料：稲城消防署

２　湿　度

表　湿度（年次別月次別）

単位：％

月次	平成27年			平成28年			平成29年		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
1月	98.0	16.3	63.3	98.8	12.4	67.3	97.7	17.2	60.9
2月	98.0	13.8	62.5	98.3	19.7	67.1	98.6	13.6	53.4
3月	97.7	13.6	60.1	98.6	12.5	70.0	98.6	16.6	66.9
4月	98.0	25.0	74.5	98.6	19.7	73.6	98.6	11.9	69.6
5月	97.5	11.3	64.9	98.3	19.4	71.6	98.3	18.8	75.9
6月	98.0	17.5	78.5	98.3	23.6	80.4	98.3	20.2	76.5
7月	98.0	44.1	81.6	98.3	38.0	84.0	98.6	40.0	82.5
8月	98.3	35.0	81.7	98.3	32.5	81.8	98.8	44.7	86.9
9月	98.3	26.6	82.0	98.6	41.6	87.6	98.8	34.9	83.0
10月	98.3	24.7	72.0	98.6	28.6	75.8	98.8	35.0	85.1
11月	98.8	21.3	82.3	98.8	29.9	76.3	98.8	29.9	74.5
12月	98.8	30.0	69.2	98.6	30.2	69.7	98.6	25.5	67.6

月次	平成30年			平成31年			令和2年		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
1月	99.1	13.8	62.9	98.0	18.3	60.1	99.4	29.9	76.1
2月	98.8	14.7	63.6	98.8	25.5	64.8	99.1	23.6	66.3
3月	99.1	15.8	70.7	98.8	16.9	64.8	99.4	22.2	72.9
4月	98.6	16.3	70.9	98.8	16.3	67.4	99.1	27.4	72.8
5月	98.8	21.1	74.5	98.8	17.4	71.0	99.1	25.2	80.2
6月	98.6	29.4	83.4	98.8	26.6	85.2	99.1	45.5	87.8
7月	98.8	32.4	81.5	98.8	58.0	91.2	99.1	51.3	94.4
8月	98.3	31.3	80.8	98.6	44.4	85.6	98.8	51.1	83.3
9月	98.8	41.9	88.6	98.8	35.0	83.1	99.4	29.7	89.6
10月	98.8	21.9	79.4	99.1	30.0	85.3	99.4	37.4	82.9
11月	98.6	35.2	78.1	99.4	32.7	76.7	99.4	25.8	76.2
12月	98.8	19.4	69.9	99.4	34.4	76.2	99.1	22.7	73.4

資料：稲城消防署

３　瞬間最大風速

表　瞬間最大風速（年次別月次別）

単位：m/sec

月　次	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
1 月	19.9	17.1	20.7	20.2	19.1	17.9
2 月	24.0	21.5	21.7	17.6	19.9	20.4
3 月	18.7	19.7	16.4	20.9	21.8	25.7
4 月	21.1	29.4	21.1	26.9	19.9	23.4
5 月	18.9	26.7	18.8	20.4	20.0	19.0
6 月	15.6	17.3	22.5	23.6	16.3	20.9
7 月	20.2	16.7	17.9	21.8	17.3	22.4
8 月	15.8	23.4	20.0	23.4	21.6	15.5
9 月	18.8	15.7	32.1	38.5	33.3	26.0
10 月	21.6	22.9	25.4	46.7	30.8	16.4
11 月	15.1	20.3	23.5	10.3	18.4	20.6
12 月	18.9	24.6	15.5	15.5	23.0	21.7

資料：稲城消防署

４　降雨量

表　降雨量（年次別月次別）

単位：mm

月　次	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和２年
総量	**1,494.0**	**1,496.0**	**1,318.5**	**1,263.5**	**1,640.0**	**1,325.0**
1 月	38.0	74.0	18.5	29.5	9.0	110.5
2 月	36.0	58.5	8.0	12.0	32.5	8.5
3 月	80.0	74.5	80.0	269.0	109.0	103.0
4 月	91.5	119.0	105.0	77.5	74.5	189.0
5 月	78.0	89.0	44.0	125.0	116.5	58.5
6 月	168.5	119.5	99.0	128.5	209.0	208.0
7 月	245.0	135.5	117.0	121.5	161.0	286.0
8 月	191.0	324.5	129.0	98.5	110.5	47.5
9 月	309.0	269.0	164.0	290.5	139.5	129.5
10 月	50.5	47.5	511.5	40.5	520.5	171.5
11 月	119.5	110.5	31.0	25.0	110.5	7.5
12 月	87.0	74.5	11.5	46.0	47.5	5.5

※降雪量は算入されていない　　資料：稲城消防署

第２部
災害予防計画

第１章　水害予防対策

第１節　　豪雨対策

【産業文化スポーツ部・都市建設部・都市環境整備部・消防本部】

水害に対する安全を確保するために、河川の改修をはじめ、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置、下水道の建設及び整備を進め流域全体として河川への流出を抑制する方策を展開していく。

近年では、局地的な集中豪雨の発生状況から東京都では、総合的な治水対策を一層推進するために、平成 26 年６月に「東京都豪雨対策基本方針」の改定を行った。この基本方針に基づき浸水からの被害を解消することを目標とした。

図　豪雨対策の体系

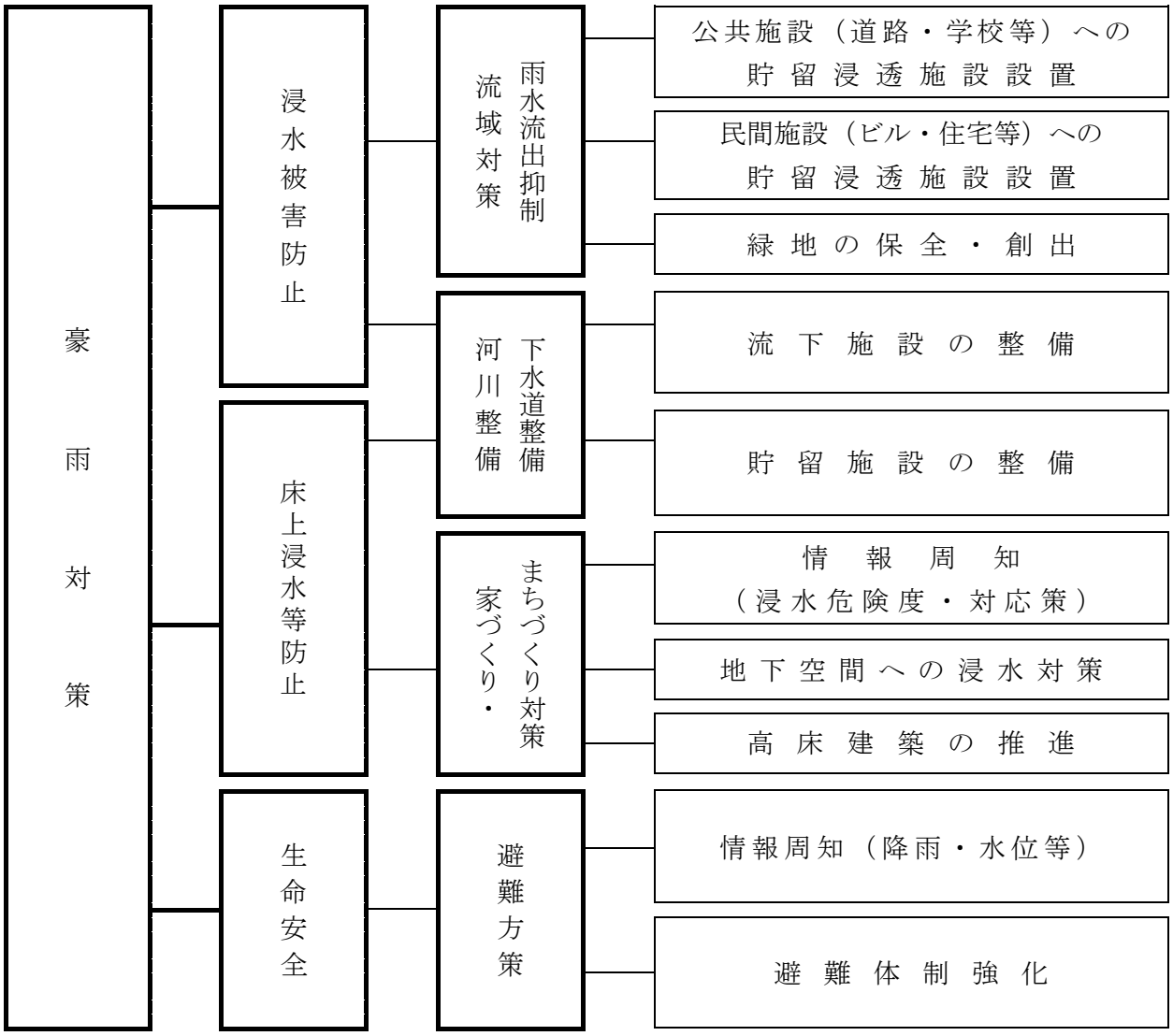

１　東京都豪雨対策基本方針

頻発する局所的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取り組みの方向性を明らかにした。

(1) 基本的な考え方

今後の豪雨対策においては、概ね 30 年後を目標に年超過確率 1/20（区部時間 75㎜、多摩部時間 65㎜）の降雨に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

(2) 対策強化流域、対策強化地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。

これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

(3) 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

豪雨災害に関する情報の提供や災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

２　河川改修

稲城市は、市の北側に多摩川が流れ、市の中心部に三沢川が流れている。また、市街地の中に多摩川から水を引いた大丸用水が網目のように張りめぐらされており、その他に丘陵地を源とする大丸谷戸川、麻生川が流れている。多摩川については国土交通省、三沢川については東京都建設局で管理し、河川の整備に努めている。国土交通省は多摩川の堤防を補強するため高規格堤防の建設、多摩川河川敷内に緊急用河川敷道路の整備に努めている。また、既成市街地を流れる大丸用水については、稲城市で計画的に河川整備に努めている。

(1) 大河川改修の現況と計画

多摩川は、広い流域を形成しており、ひとたび氾濫した場合、下流域は甚大な被害を受けるおそれがある。このため、多摩川の洪水による災害の防止を図るため治水対策を推進する。

多摩川水系の河川改修にあっては、多摩川水系河川整備計画に基づき河川の整備が実施されている。

(2) 中小河川の整備

市内の三沢川は、１時間 50㎜ 程度の降雨に対処できるよう河川の整備を進めている。また、大丸用水やその他の河川については、状況に応じた整備に努めており、各河川の状況にあっては、次表のとおりである。

ア　河川の整備状況

表　河川の整備状況

区　分	河川数 か所	延長距離 km	改修済距離 km	未改修距離 km	備　考
三　沢　川	1	5.5	4.0	1.5	平成 31 年度末現在
大 丸 用 水	227	70.6			平坦部
その他河川	120	34.4			丘陵部

イ　樋門の状況

表　樋門の状況

区　分	樋　門　名　称	樋門管理部署
多摩川	大丸用水取水口	産業文化スポーツ部
	大丸谷戸川樋門	都市建設部
	矢野口樋門	都市建設部
三沢川	松葉堀樋門	都市建設部

３　下水道の整備

下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。

本市では浸水被害解消を目標に、１時間 50㎜ 降雨に対応する下水道施設を整備している。本市の下水道普及率（汚水管）は 99.25％となっている。

４　市民への洪水情報の提供

(1) 雨量・気象情報等の即時伝達

浸水や洪水が予想される際に、迅速かつ的確に判断を下せるよう、市民に防災行政無線、稲城市メール配信サービス、稲城市ホームページ等により、雨量・気象情報を提供する。

(2) インターネットによるSNS等を活用した市民への情報提供

市は、東京都及び国土交通省において実施している以下の情報提供について、活用方法を市民に周知する。

○ 東京都建設局は、都内の中小河川の水位や降雨の状況、指定河川の洪水予報、土砂災害警戒情報、水位周知河川の氾濫危険情報など、水防災総合情報システムの情報をホームページに掲載している。

○ 東京都下水道局は、レーダー雨量計システムからの降雨情報をホームページに掲載するとともに、携帯電話へも配信し、より利便性を高めている。

○ 国土交通省は、多摩川の河川の水位や降雨、カメラ映像の情報をインターネットやSNSを活用して提供している。また河川沿いに設置したカメラ映像を、光ファイバーケーブルを介し地元のCATVにリアルタイムで提供している。

(3) 東京都等の情報提供

ア　水防災総合情報システム

○ 東京都の水防災総合情報システムは、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として運用を行っている。

○ このシステムは、以下に示す①観測・監視システム、②土砂災害警戒情報発表システム、③気象情報・態勢表示システム、④インターネット公開システムから構成されている。

①観測・監視システム

雨量計、水位計から雨量、河川水位等の観測データをリアルタイムで自動収集、データ加工して地図上や表形式で表示するほか、河川の映像データを表示・録画する。

②土砂災害警戒情報発表システム

土壌雨量指数と60分間積算雨量を計算し、２時間以内に土砂災害発生危険基準を超えると予想したとき、気象庁と東京都が共同で情報発表の準備・協議を行う。

③気象情報・態勢表示システム

自動収集した都内の気象情報を関係機関へ情報伝達し、水防態勢とともにリアルタイムで表示する。

④インターネット公開システム

東京都建設局のホームページに、雨量・河川水位情報、気象警報等、土砂災害警戒情報、洪水予報など水防に関係する情報をリアルタイムで表示する。

イ　下水道施設における降雨情報システム（東京アメッシュ）

○　東京都下水道局では、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を的確に把握し、水再生センター、ポンプ所のポンプを適切に運転するため、降雨情報システムを設置している。

○　現在、降雨情報は東京都下水道局内及び東京都防災センター、さらに民間気象会社等へ配信されている。

○　また、市民の防災活動を支援するため、東京都下水道局ホームページへ掲載するほか、携帯サイトでも閲覧できるようにしている。

ウ　下水道におけるリスクコミュニケーションの充実

○　東京都下水道局は次のようにリスクコミュニケーションに取り組む。

(ｱ)事前の情報提供

・　多摩地域における浸水予想区域図の作成・公表

中小河川の排水区ではない多摩地域の一部（北多摩一号処理区、北多摩二号処理区）において、豪雨が降ったことにより、下水道で排水しきれず、浸水が予想される区域を示した「浸水予想区域図」を関係者と連携し、作成・公表している。

・　洪水ハザードマップの作成支援

浸水予想区域図の作成主体（河川管理者及び下水道管理者）として、市の洪水ハザードマップ作成を支援していく。

(ｲ)降雨時の情報提供

・　降雨情報の提供

「東京アメッシュ」で市民へ降雨情報をリアルタイムに提供する。

(ｳ)関係機関との連携

・　市との連携

市の公共下水道管理者と連携し浸水対策への備えや地下室・半地下室の危険性の周知、指導を行う。

第２節　　土砂災害警戒区域の指定・対策

【都市建設部・消防本部】

東京都では、土砂災害防止法※に基づき、土石流や急傾斜地崩壊（がけ崩れ）による土砂災害から市民の生命を守るため、市内に土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）282 箇所が指定された。

※　土砂災害防止法　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。)は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

【市内指定土砂災害警戒区域等】　　**（令和元年９月現在）**

現象名	土石流	急傾斜地の崩壊	合計
箇所数	５箇所 （内レッドゾーン４箇所）	277 箇所 （内レッドゾーン 219 箇所）	282 箇所

※　土砂災害警戒区域（イエローゾーン）：土砂災害のおそれがある区域
※　土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）：流出した土砂により、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域

１　土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定

(1) 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）　277 箇所

傾斜度が 30 度以上である土地が崩壊する自然現象（傾斜地の高さ５ｍ以上）

(2) 土石流　５箇所

山腹が崩壊して生じた土石等、又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象

２　土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定

○　急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）　219 箇所
○　土石流　４箇所

３　土砂災害警戒区域指定箇所の対策

(1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止

○ 急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、土地の掘削や水の放流などがけ地に悪影響を及ぼす一定の行為を行うには、東京都知事の許可が必要となるほか、急傾斜地の崩壊による災害防止のために、土地所有者等に防災工事の施行、あるいは家屋の移転等を勧告することができるなど、様々な措置が可能となる。

(2) 規制指導等の強化

○ 東京都において、今後、新たに工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化するほか、既設の危険ながけ・よう壁の所有者や管理者に対しても、改善措置を講じるよう、建築基準法等に基づき、指導を行う。

(3) 宅地造成地対策

○ 宅地造成地規制法は、宅地造成に伴い、災害が生ずるおそれの著しい市街地、又は市街地になろうとする土地の区域を、宅地造成工事規制区域として指定し、この区域内における宅地造成工事には、技術的基準に従った造成を確保するため、東京都知事の許可及び工事完了検査を義務付けており、必要な指導・監督を行うとともに、宅地の所有者等に対しても宅地保全の努力義務を課している。

第３節　　土砂災害防止対策

【都市建設部・福祉部・子ども福祉部・教育部・消防本部】

１　土砂災害防止対策

(1) 役割分担と対策内容

表　役割分担と対策内容

対策の担当	対　策　内　容
東京都建設局	・土砂災害防止法に基づくソフト対策 ・土砂災害警戒区域等の指定 ・土砂災害警戒情報の提供
気　象　庁	・土砂災害警戒情報の提供
都市建設部 福　祉　部 子ども福祉部 教　育　部 消防本部	・土砂災害警戒区域等における避難体制の整備 ・避難確保計画の促進

２　土砂災害警戒区域等のソフト対策

◇土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域における、土砂災害に関する情報の住民への伝達方法等を記載した「稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアル」を策定し情報伝達の強化を行う。

◇災害時に市から発せられる情報の入手方法等を記載した「いなぎ防災マップ」を各戸配布し適切な避難行動がとれるように防災意識の向上を図る。

◇市民への伝達にあたっては、防災行政無線、稲城市メール配信サービス、稲城市ツイッター、稲城市防災フェイスブック、緊急速報メール、Ｌアラート、多摩テレビ及び広報車等の活用により市民に対して伝達するとともに、自治会・管理組合及び自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

◇土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害危険箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。

◇要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進する。

３　土砂災害警戒情報の判断基準

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、国土交通省河川局(現水管理・国土保全局)と気象庁が連携して土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。これらの判断基準を活用し市が、防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を行うための判断基準とする。

４　避難体制等の整備・確立

土砂災害防止法第８条に基づき、地域防災計画に警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難体制を確保する。

避難体制の確保と向上にあたっては、「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成 27 年４月）などに基づき、近年の土砂災害や市の地域特性を踏まえて検討し、「稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアル」を策定した。内容については、継続的に見直す。

(1) 土砂災害の危険性の周知

- 平常時より、土砂災害警戒区域、避難場所・避難経路等を「いなぎ防災マップ」や防災訓練及び防災講話で市民や自主防災組織に周知
- 「マイ・タイムライン」を活用し、土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識の普及

(2) 情報の収集

- 豪雨時に、雨量情報、土壌雨量指数、土砂災害警戒情報、警戒判定メッシュ情報等を収集
- 避難勧告等の判断のため、前兆現象や近隣の災害発生情報等を収集

(3) 情報の伝達

- 「稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアル」に基づき、的確な情報伝達体制を構築

(4) 避難勧告等の発令・解除

- 土砂災害警戒情報により避難勧告等を発令することが基本
- 要配慮者の円滑な避難のため避難準備・高齢者等避難開始を活用
- 土砂災害の避難勧告等では立ち退き避難が基本

(5) 安全な避難場所・避難経路の確保

- 安全な避難場所・避難経路の設定時の留意事項
- 「稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアル」に従い、避難所の開設の有無に関わらず躊躇なく発令することが重要

(6) 要配慮者への支援

- 要配慮者利用施設等への情報伝達方法を防災関係者と施設管理者が相互に確認
- 在宅の要配慮者について、防災関係部局と福祉関係部局等が連携して避難支援体制を確立

(7) 防災意識の向上

- より多くの住民が参加した実践的な防災訓練等を実施
- 次世代の地域防災の担い手となる児童・生徒への防災教育を推進

(8) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保対策等

ア　要配慮者利用施設の範囲

土砂災害防止法第８条に基づき、土砂災害警戒区域内にある下記の要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設をいい、施設の名称及び所在地については、「稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアル」による。

① 社会福祉施設（例：老人ホーム、障害支援施設、児童福祉施設等）
② 学校（例：幼稚園、小中学校等）
③ 医療施設（例：病院、診療所、助産所等）

イ　避難確保計画の作成

① 要配慮者利用施設の所有者、又は管理者は、土砂災害警戒区域等の崩壊等が発生するおそれがある場合に当該要配慮者利用施設の利用者が円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成しなければならない。
② 避難確保計画を作成及び変更したときは、これを遅滞なく市長に報告しなければならない。

ウ　訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者、又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。

エ　土砂災害に関する情報の伝達体制の整備

関係部署は、要配慮者利用施設に対し、電話、電子メール等により気象情報等の伝達体制を維持する。

図　要配慮者施設に対する土砂災害警戒情報等の伝達系統図

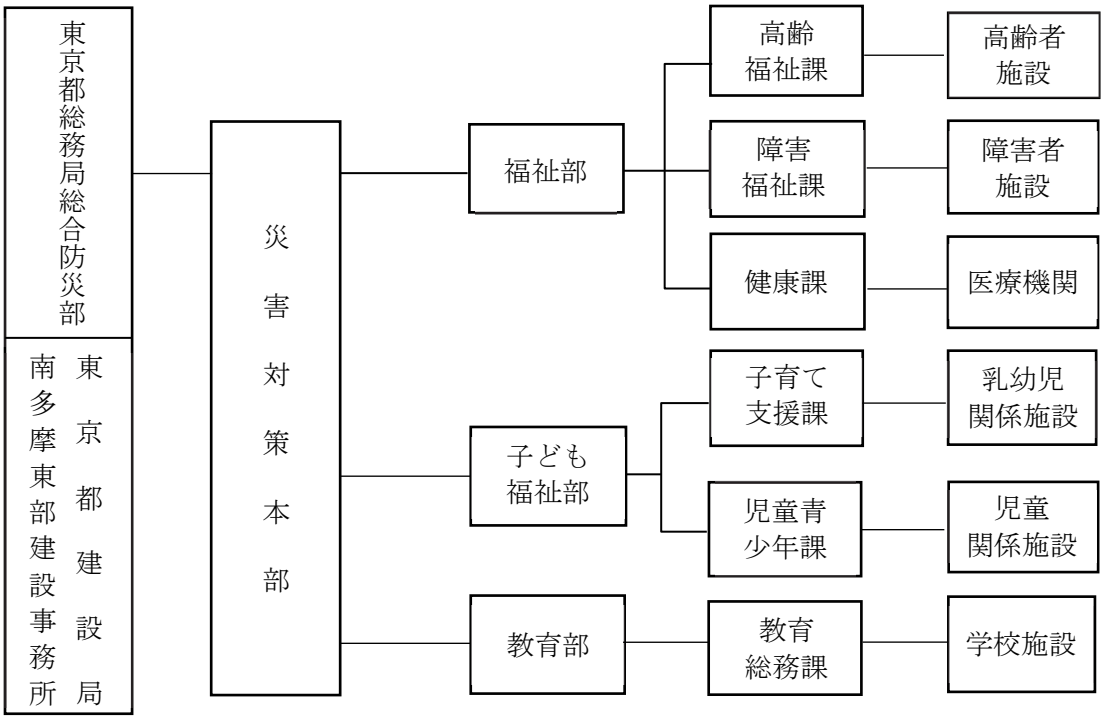

＊避難勧告等の発令基準については、市は「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府、平成 31 年３月）に基づき「稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアル」を策定し、また適宜見直しを実施する。

◇「稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアル（発令基準）」における避難勧告等の判断基準（土砂災害関係抜粋）

【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始の発令基準

１～３のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。

１：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、２時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準（赤）以上となる場合

２： 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合

３： 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

注１　上記１～３以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。

注２　土砂災害に関するメッシュ情報は最大２～３時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例１において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関するメッシュ情報の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）の発表に基づき避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討してもよい。

【警戒レベル４】避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準

＜避難勧告＞

１～４のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。

１：土砂災害警戒情報（土砂災害）が発表された場合

２：大雨警報（土砂災害）が発表されており、かつ、２時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判定基準（薄紫）以上で、更に降雨が継続するみこみである場合

３：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

４：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合

注　上記１～４以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。

＜避難指示（緊急）＞緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令

１～４のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令することが考えられる。

１：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で実況値が既に土砂災害警戒情報の判断基準（濃紫）以上となった場合

２：土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合

３：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

４：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

【警戒レベル５】災害発生情報の発令基準

次に該当する場合に、災害発生情報を発令することが考えられる。

１：土砂災害が発生した場合（土砂災害警戒情報等により把握できた場合）

○　土砂災害防止法に基づき、市は、土砂災害警戒区域の指定があったため、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めた。（土砂災害防止法第８条四）

警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者施設の名称及び所在地。

第４節　浸水対策

【福祉部・子ども福祉部・都市建設部・都市環境整備部・教育部・消防本部】

１　浸水想定区域の指定及び水深の公表

水防法※の改正（平成 27 年 7 月 19 日一部施行、11 月 19 日完全施行）により、国、又は東京都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。

国、又は東京都建設局から、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に予想される浸水深が、次の表により公表され市長に通知された。

※水防法（昭和 24 年法律第 193 号）は洪水、又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するために、その組織・活動などについて定めたものである。

表　公表済河川

河　川　名	公　表　時　期	公表機関
多摩川	平成 28 年　5 月 30 日　指定・公表	国
三沢川	令和　2 年　1 月 30 日　作成・公表	東京都
麻生川	平成 30 年 10 月 17 日　作成・公表	東京都

２　浸水想定区域における避難体制確保

水防法により、市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

(1) 洪水予報等の伝達方法

洪水予報等の伝達にあたっては、防災行政無線、稲城市メール配信サービス、稲城市ツイッター、緊急速報メール、稲城市防災フェイスブック、L アラート、多摩テレビ及び広報車等の活用により市民に対して伝達するとともに、自治会・管理組合及び自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

○ 洪水浸水想定区域図をもとに作成した避難場所を掲載した「いなぎ防災マップ」を全戸配布する。特に浸水想定区域内の市民に対しては、周知徹底を図る。

○ 洪水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、消防団、自治会・管理組合及び自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難体制を確保できる体制づくりに努める。

○ 適切な避難行動をとることができるように、多摩川洪水浸水想定区域には、「想定浸水深掲示板」を計画的に整備し情報提供を行う。

(3) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保対策等

ア　要配慮者利用施設の範囲

水防法第 15 条第１項第４号ロに基づき、浸水想定区域内にある下記の要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設をいい、施設の名称及び所在地については、「稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアル」による。

① 社会福祉施設（例：老人ホーム、障害支援施設、児童福祉施設等）
② 学校（例：幼稚園、小中学校等）
③ 医療施設（例：病院、診療所、助産所等）

イ　避難確保計画の作成

① 要配慮者利用施設の所有者、又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成しなければならない。
② 避難確保計画を作成及び変更したときは、これを遅滞なく市長に報告しなければならない。

ウ　訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者、又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。

エ　自衛水防組織の設置

① 要配慮者利用施設の所有者、又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を設置するよう努めなければならない。
② 自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

オ　洪水予報等の伝達体制の整備

関係部は、要配慮者利用施設に対し、電話、電子メール等により洪水予報等の伝達体制を整備する

※伝達体制は、第３節土砂災害防止対策　４避難体制等の整備・確立　エ土砂災害に関する情報の伝達体制の整備　図　要配慮者施設に対する土砂災害警戒情報等の伝達系統図に準ずる

３　洪水浸水ハザードマップの作成と公表の推進

市は、国土交通省による「多摩川洪水浸水想定区域図」の作成及び想定される浸水深の公表を受けて、市民の危機管理意識の向上及び自主的避難体制の確立など、洪水等からの被害軽減のため、想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所などの情報を分かりやすく図示した「いなぎ防災マップ」を作成し稲城市ホームページで公表した（資料編 資－91 参照）。

また、前記２により、東京都による「三沢川流域及び鶴見川流域浸水予想区域図」の作成及び想定される水深の公表を受けて、市は、既に行っている稲城市ホームページによる公表に加え、「いなぎ防災マップ」を作成し、「マイ・タイムライン」の普及など地域に応じたソフト面での防災対策を推進し、洪水及び浸水による被害を最小限に止めることを推進する。

図　マイ・タイムラインのイメージ

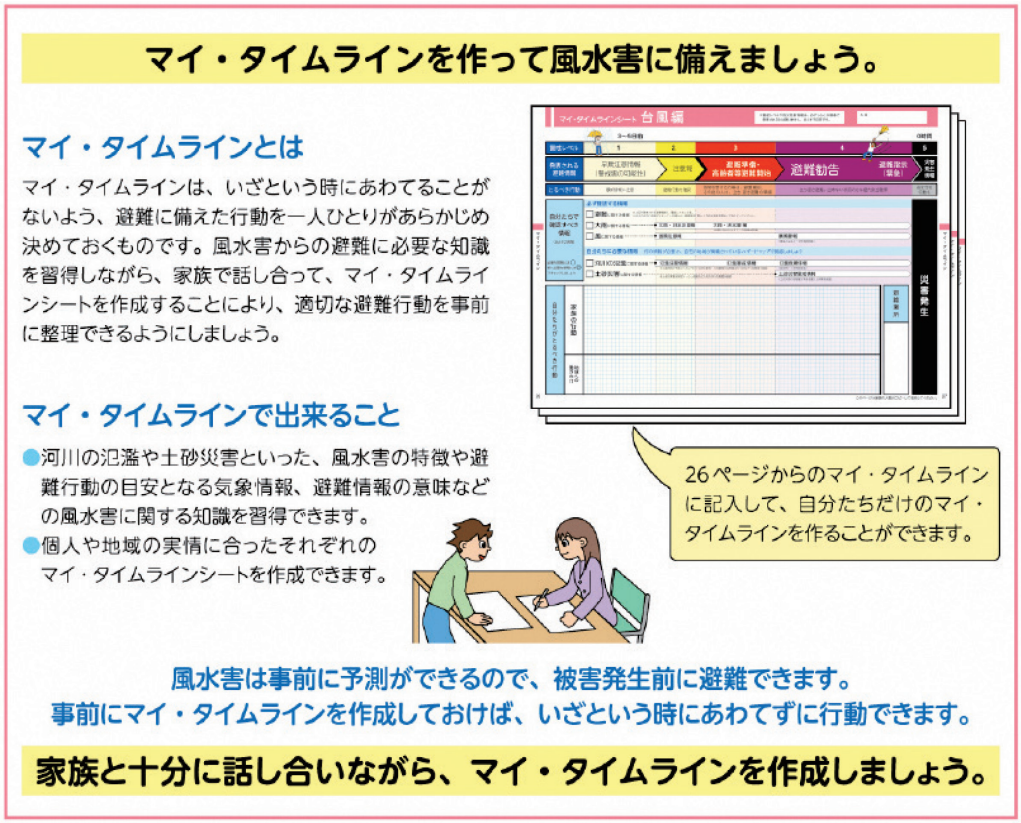

第５節　　都市型水害対策

【企画部・都市建設部・都市環境整備部・消防本部】

市は、国や東京都等と連携し、一層の治水事業の促進や組織的な水防活動を推進するとともに、水害防止に係る様々な情報をあらかじめ住民に周知して、住民一人ひとりが洪水の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を自ら整えておくことなど、ハード・ソフト両面から総合的に都市型水害対策を実施していく。

１　基本的な考え方

◇ハード面における対策としては、河川整備の推進、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策、さらに河川と下水道の連携による浸水対策を進める。

◇ソフト面の対策としては、洪水情報を事前に周知させるため、浸水被害の軽減に有効である「いなぎ防災マップ」により浸水想定区域、「マイ・タイムライン」等の促進により市民一人ひとりが浸水の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を自ら整えておくことなど、ソフト面から総合的に水害対策を実施する。

◇洪水時の情報提供についても既存の情報システムの拡充に加え、さらなる伝達ルートの開発を検討する。

◇さらに洪水時の避難勧告・避難指示の基準の整備、水防資材の整備等を含めて、市と東京都が連携して避難・防災体制の整備・確立を行う。

◇これらのソフト対策とともに、市及び東京都は広く市民を対象とした広報、啓発活動を様々な方法により行う。

図　施策の体系

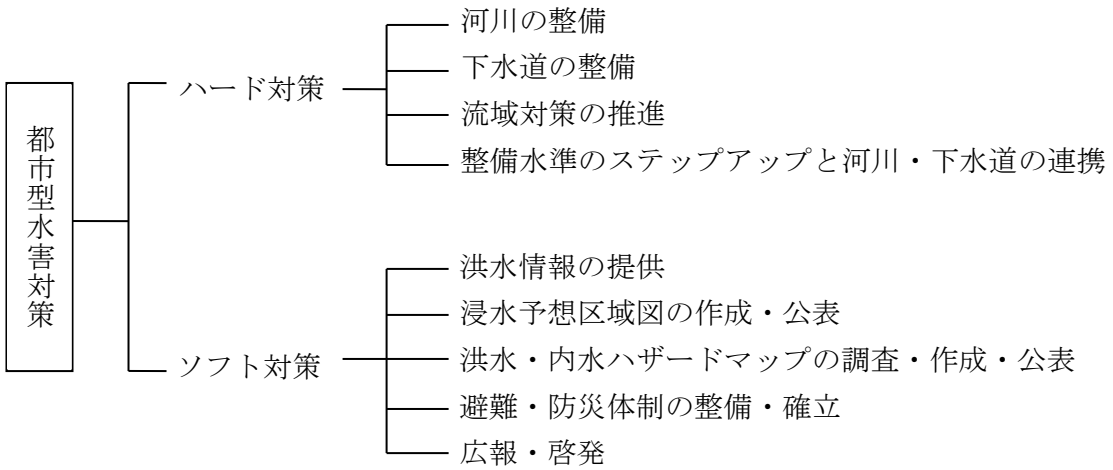

２　総合治水対策の推進

(1) 河川の整備

○ 国及び東京都は、区部や多摩部の中小河川において、1時間あたり50㎜程度の降雨に対処するため、護岸整備を基本に、さらに調節池や分水路を整備するとともに、近年の時間50㎜を超える降雨への対応として、公共空間を活用した調節池による効果的な整備を、優先度を考慮し流域ごとに対策を進めていく。

○ また、治水施設の整備を図るとともに、下水道事業や流域の雨水流出抑制施設とを連携させた総合的な治水対策を推進し、水害の早期軽減を図る。

(2) 下水道の整備

これまでの公共下水道（雨水）整備により、浸水被害は軽減されてきているが、いまだ未整備区域が多く残るため、引き続き整備を推進していく。また、浸水被害の軽減のためには、下水道事業のみならず、道路排水事業や河川整備事業等と協働して対応することが必要であり、また、土地区画整理事業区域もあることから、他事業と連携した効率的な整備を行う。

(3) 流域対策の推進

○ 市及び東京都は、治水施設(河川、下水道)の整備を促進するとともに、流域対策として歩道における透水性舗装や浸透枡の設置、住宅等における各戸貯留・浸透施設の設置等いわゆる雨水流出抑制対策や適切な土地利用への誘導などを推進していく。

○ 公園、緑地、学校の校庭、広場、集合住宅の駐車場など、既存の大規模・中規模施設を利用した雨水流出抑制施設の設置を進めている。

○ ビルの屋上緑化や車道における透水性･保水性舗装の本格実施についても、あわせて推進する。

(4) 河川・下水道の連携

市及び東京都は、河川・下水道施設の連携による調節池・貯留管・ポンプ運転調整など、総合的な治水施設の効率的運用を図り、流域全体の治水安全度をバランス良く調整する。

３　市民への洪水情報の提供

(1) 雨量・気象情報等の即時伝達

浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確な判断を下せるよう、東京都から市に雨量・気象情報について提供される。

また、東京都から収集した気象情報等を活用し、市民からの通報や気象情報の問合せ窓口の充実を図る。

表　各管理者の役割

河川管理者（国・都）	降雨情報や河川の水位に関する情報を提供
下水道管理者（市）	降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供
水防管理者（市）	住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実

４　いなぎ防災マップ等の作成・公表

想定される浸水の区域や程度、避難路や避難所などの情報を分かりやすく示した「いなぎ防災マップ」を公表し、事前に市民へ周知することは、市民の危機管理意識の高揚や自主的避難体制の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効である。

(1) 洪水浸水想定区域図（多摩川）及び浸水予想区域図（三沢川・麻生川）の作成

○　洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図の目的

①市民が住居地区内の浸水予想から、それぞれの地域における危険性を認識し、自らが避難等の対策を講じる資料とする。

②建築の際、浸水被害を防止する建築構造上の配慮を行うための参考資料とする。

③予想浸水深を知ることにより、市民が水害に強い生活様式の工夫を図る。

④水防活動を円滑に行うための資料とする。

○　浸水予想区域図は、東京都及び流域内の市区等で構成された都市型水害対策検討会及び連絡会において流域ごとに作成され、令和２年１月 30 日に作成・公表されている。

(2)「いなぎ防災マップ」の作成

洪水浸水想定区域等や浸水深、また避難所・避難ルートなどを、住民に分かりやすく示した「いなぎ防災マップ」は、事前情報の提供手段の一つであり、市民の迅速かつ円滑な避難行動や危機管理意識の高揚に役立つ有効な手段である。

表　いなぎ防災マップの内容

内　　容	活　　用
①浸水実績、浸水予想区域及び浸水深 ②避難所 ③避難ルート ④危険箇所（道路冠水常襲箇所など） ⑤要配慮者関係施設（病院、福祉施設、学校等） ⑥防災関係機関（市、ライフライン管理者、報道関係等） ⑦防災関係施設（水防倉庫等）	①住民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。 ②水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難勧告発令、避難誘導等を支援する。 ③土地利用の誘導、住まい方・建築様式などの判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。

ア　作成主体

「いなぎ防災マップ」は、浸水時等の住民の避難などに役立てることを目的とすることから、市が作成する。

イ　いなぎ防災マップの作成

○　都市型水害対策検討会及び連絡会で作成した流域ごとの洪水浸水想定区域図をもって、「いなぎ防災マップ」の原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、「いなぎ防災マップ」を作成した。

○　地域の実情と作成の目的を的確に反映するため、東京都や関係機関（消防委員会、市議会、自主防災組織関係者等）の協力を得て更新した。

(ｱ)「いなぎ防災マップ」原案の作成

「いなぎ防災マップ」の作成条件を設定するとともに、浸水や避難に関る情報を収集整理し、洪水時において、どうすれば住民が安全に避難できるのかを十分に議論し、その検討結果をもとに原案を作成した。

(ｲ)防災上の課題の検討・整理

ハザードマップ作成の検討過程から明らかになった防災上の課題を抽出・整理する。例えば、避難手段、避難所、避難ルート、情報伝達体制、伝達手段、要配慮者の避難、ライフラインなどに関する課題を整理した。

ウ　住民への普及啓発

作成した「いなぎ防災マップ」が有効に活用されるよう、地域住民に対し全戸配布するなど、積極的に普及啓発する。

５　避難体制等の整備・確立

(1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

庁舎、避難所、排水機場等の施設の床面・機器のかさ上げ、止水板の設置等

(2) 資機材、物資の備蓄

水防活動、避難活動、避難者支援のための資機材、物資を常時から備蓄する。

(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

○　洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応のために、まず正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、防災関係機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。

○　地域防災計画に記載された要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行うとともに、住民などが必要としている情報をテレビ、ラジオ等マスメディアを通じ、情報を迅速に提供するなど、マスコミ等との連携を図る。

○　避難勧告発令基準を設定する場合には、河川の特性を考慮して、①準備基準、②勧告基準の２段階に分けて情報を提供するなど、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。

６　広報・啓発

◇洪水浸水想定区域図や「いなぎ防災マップ」により、住民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。

◇住民に対しては、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット等への掲載を通じて広める。また、日頃から、市民に対して台風や集中豪雨時の避難や情報収集などの対応について、稲城市ホームページや浸水予測図、広報誌などを活用して広報する。

第２章　都市施設対策

電気、ガス、水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から被害を最小限に止めるための対策を行うとともに、ライフライン施設の機能が充分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限に止めるための安全化対策を行う。

第１節　ライフライン施設

１　電気施設（東京電力グループ）

◇「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。

◇電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。

◇送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。

◇電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

◇電気施設の防災計画として、洪水対策及び強風対策を実施する。

(1) 洪水対策

ア　計画目標

計画高水位以上

イ　施設の現況

表　施設の現況

施　設　名	施　設　の　現　況
送　電　設　備	・既往の浸水実績を勘案して、浸水に対する対策を行っている。
変　電　設　備	・既往の浸水実績を勘案して、浸水に対する対策を行っている。
配　電　設　備	・架空設備については、計画高水位においても、一般的に送電可能施設にしている。
通　信　設　備	・通信設備は、原則として、計画高水位に対し、十分余裕のある位置に施設している。 ・なお、やむを得ず浸水のおそれのある場所に設置する場合は、電線ケーブル類のピット、ダクトの出入口など外部から浸水するおそれのある箇所を防水管などで防水対策を行っている。

(2) 強風対策

ア　計画目標

○　建物に対する風圧力は、建築基準法による。

○　送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備に関する技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については、上記に準じ、風速 40m/s としている

イ　施設の現況

表　施設の現況

施設名	施設の現況
送電設備	電気設備に関する技術基準により実施している。
変電設備	標準設計では、屋外鉄構の強度は、風速 40m/s の風圧に耐えるものとしている。
配電設備	電気設備に関する技術基準により実施している。
通信設備	無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備に関する技術基準により実施している。

２　ガス施設（東京ガス）

(1) 施設の現況

ア　供給施設

○　ガス供給設備は、基本的に気密構造となっており、浸水による影響をうけにくい。加えてガス輸送と圧力調整は、ガス自身の圧力差により行い、電力を利用しないため、停電による影響も受けにくい。

○　水害による家屋倒壊等が懸念される地区では、保安確保のために供給停止を行う場合がある。

○　ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に基づき、遮断装置・圧力上昇防止装置等を考慮して設計及び施工している。

(2) ガス施設の定期検査

ガス施設に対しては、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施する。

３　水道施設（東京都水道局）

◇浄水場等の施設が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。

◇大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水所等に自家用発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにする。なお、自動水質計器については、停電時にも機能を維持できるよう非常電源を確保している。

◇風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視、点検を行っている。

◇水道施設は、水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）の要件を備えている。

４　通信施設

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第５章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保　第２節 予防対策　７ 電気・ガス・通信等」で定めた計画によるものとする。

第２節　　道路及び交通施設等

１　道路施設

(1) 施設の現況

都道の延長は平成 31 年４月１日現在 22.73km、市道の延長は令和２年４月１日現在、237.274km となっている。

表　道路施設現況

	都　道	市　道	計
道 路 延 長	22.73km	237.274km	260.004km

(2) 予防対策

各機関の予防対策は、次のとおりである。

表　役割分担と対策内容

対策の担当	対　策　内　容
東京都 南多摩東部 建設事務所	①道路 ・斜面崩壊及び落石等による道路の災害を未然に防止し、道路の安全性を高めるため、日常点検や５年に１度行っている定期点検等を基に、道路災害防除事業を実施する。 ②橋りょう ・全橋りょうについて日常点検や５年に１度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。
多摩中央警察署	風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 ・表示板等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。 ・信号施設の維持管理の適正を期するため、年２回の定期点検を実施する。
都市建設部	管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、橋りょうの強化及び必要な防災施設の整備を行う。

２　鉄道施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、台風等により事故が発生した場合、その影響は極めて大きい。

このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、今後とも、これら施設等の改良、整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

(1) 予防対策

表　予防対策

機　関　名	事　業　計　画
ＪＲ東日本	・風水害による事故防止のため、線路環境の実態把握に努め、重点的な防災強化工事を実施するとともに、全社的な防災管理システム研究開発に対応して、災害予測、検知、情報連絡のために必要な機器の設置を進めるとともに、新たな技術開発に向けての検討を進めている。
京王電鉄	【風害対策】 ・鉄道路線における風害防止のため、対策を必要とする場所（箇所）について、沿線樹木の倒壊予防、架空電車線の振れ止め強化、橋りょう上、又は高架部分に風速計の設置（現在８か所）等の改善を逐次行っていく。 ・今後も事業計画に合わせて、改善に努めていく。 【水害対策】 ・鉄道路線における水害防止のため、低地など出水が予想される箇所に排水口を整備するとともに、雨量計を設置（現在４か所）するなど逐次改善を行っていく。 ・今後も事業計画に合わせて、改善に努めていく。

３　無電柱化の推進

道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の確保など防災性の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない、電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため計画的に推進する。

４　屋外広告物対策

広告塔、広告板等の屋外広告物は、強風の際に脱落し、被害を与えることも予想される。

このため、東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うほか、稲城市違反広告物撤去協力員制度の実施により安全な歩行空間の確保を行っている。

第３章　農業施設対策

◇　市及び東京都は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事の他、必要に応じて「いなぎ防災マップ」の作成配布等のソフト対策を実施し、地域の安全性の確保を図る。

◇　農業施設の防災計画では、かんがい施設に重点をおき、降雨時の湛水排除問題をあわせて考慮する。

◇　風水害（病害虫を含む）が発生した場合には、被害状況について、東京都に報告するとともに、被害状況に応じて、東京都に専門職員の派遣を依頼し、市は現地において指導、助言を行う。

第４章　応急活動拠点等の整備

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

第１節　活動庁舎等の整備

１　本庁舎の整備

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第６章 広域的な視点からの応急対応力の強化　第２節 予防対策　１　初動対応体制の整備」で定めた計画によるものとする。

２　警察署・消防署の現況

表　警察署・消防署の現況

令和２年４月現在

区　分	現　　況	
多摩中央警察署	交　番	４ 所
	駐 在 所	５ 所
稲城市消防本部	消 防 署	１ 署
	消防出張所	１ 所

第５章　地域防災力の向上

市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業（事業所）、地域（住民）及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

第１節　自助による市民の防災力の向上

◇「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動を取る。
◇早期避難の重要性を理解しておく。
◇日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
◇市が全戸配布している「いなぎ防災マップ」で自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件を把握しておく。
◇水、食糧、衣料品、携帯ラジオ、マスク等の感染防止資器材など非常持出用品の準備をしておく。
◇買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
◇「マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・避難経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
◇台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
◇風水害の予報が出た場合、状況に応じてむやみな外出を控えたり、若しくは危険が想定されれば事前に避難するなど、必要な対策を講じる。
◇浸水が心配される場合は、市や国がインターネットなどで配信する、雨量、河川水位情報、河川監視画像を確認する。必要に応じて、家財道具を２階などの安全な場所に移しておく。
◇気象情報や市の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
◇市が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
◇積極的に自主防災組織に関心を持ち加入するなど、共助の体制づくりを促進する。
◇自主防災組織などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
◇水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
◇避難行動要支援者がいる家庭では、「避難行動要支援者名簿」に掲載する情報を避難支援等関係者へ提供することに同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

第２節　　地域による共助の推進

１　自主防災組織の活性化

◇大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した自主防災組織等の活動が重要となる。

◇市は、自主防災組織に係る広報及び自治会等の自主防災組織等の育成指導に力を入れ、自主防災組織の結成、市民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成している。特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育に努める。

表　役割分担と対策内容

対策の担当	対　策　内　容
消　防　本　部	・自主防災組織に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ・自主防災組織の活性化の推進 ・防災意識の啓発 ・防災教育・防災訓練の充実 ・自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ・市民への積極的な支援・助言による、自主防災組織の組織化の推進 ・女性や青年などの防災リーダーの育成

◇自主防災組織等の活動及び取組みは、次のとおりである。

○　防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
○　情報伝達、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
○　救助、救護、炊き出し資機材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
○　地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
○　民生児童委員等と連携した地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）による災害時の支援体制づくりの促進
○　行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
○　要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営

２　外国人への連絡体制

表　役割分担と対策内容

対策の担当	対策内容
産業文化スポーツ部 消防本部	・在住外国人への防災知識の普及・啓発 ・在住外国人のための防災訓練の実施

第３節　事業所による自助・共助の強化

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第３章 市民と地域の防災力向上 第２節 予防対策 ４ 事業所による自助・共助の強化」で定めた計画によるものとする。

第４節　市民・行政・事業所等の連携

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第３章 市民と地域の防災力向上 第２節 予防対策 ６　市民・行政・事業所等の連携」で定めた計画によるものとする。

第６章　ボランティア等との連携・協働

大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するために、ボランティアや市民活動団体等、関係機関との連携を図る。

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第３章 市民と地域の防災力向上 第２節 予防対策 ５　ボランティアとの連携」で定めた計画によるものとする。

第７章　防災運動の推進

◇　市民･事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図る。

◇　市民･事業者等が自ら避難するときの注意、地下空間における緊急的な浸水に対する心得など防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

◇　市をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、災害行動能力の向上及び市民･事業者等との連携を強化する。

◇　防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別による視点の違いを配慮し、自主防災組織の育成、強化を図る際には女性参画の促進を行う。

第１節　防災意識の啓発

１　防災広報の充実

(1) 各防災機関が行う広報内容の基準

○　台風・集中豪雨に関する一般知識
○　各防災機関の風水害対策
○　竜巻に対する備え
○　ゲリラ豪雨対策
○　家庭での風水害対策
○　避難するときの注意
○　地下空間における緊急的な浸水に対する心得
○　土砂災害に対する心得
○　台風時の風に対する対策
○　災害情報の入手方法
○　応急救護の方法
○　自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
○　避難勧告等に関する取扱い(避難準備・高齢者等避難開始情報を含む。)

(2) 各防災機関の広報

表　役割分担と対策内容

対策の担当	対策内容
多摩中央警察署	・チラシ、ミニ広報紙、災害対策課ツイッター、ホームページ等を利用し、防災の意識の普及啓発を図る。
企画部 福祉部 子ども福祉部 消防本部	・チラシ、「いなぎ防災マップ」、SNS、稲城市ホームページ等による情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。 ・消防団、稲城市消防本部消防支援ボランティア、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の活動紹介及び加入促進を図る。 ・防災訓練等において、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の擬似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 ・防災パンフレットの配布や、要配慮者支援に係る講習会、防災訓練の実施などを通じて、住民の防災意識の向上を図る。 ・「いなぎ防災マップ」等の配布により、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

２　防災教育の充実

表　役割分担と対策内容

対策の担当	対策内容
市民部 産業文化スポーツ部 福祉部 子ども福祉部 教育部 消防本部	・要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 ・各避難所運営主体による避難所運営訓練、防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援 ・防災講話や各種講演会等を開催し、住民の防災知識の向上を図る。 ・過去の消防活動の経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から市民が自らの生命、身体、財産を確実に守ることができるようさまざまな普及啓発を行う。 ①　「いなぎ防災マップ」等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。 ②　「マイ・タイムライン」※の普及啓発等を行う。 ③　家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。 ④　児童生徒に対し学年に応じた防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。 ⑤　女性防火クラブ、少年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。 ・児童生徒等を対象として「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、自治会等を単位とした防災講話等を開催し、防災意識の啓発を図る。 ・市民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。 ・管理権原者、防火・防災管理者等に対し、防火・防災管理者講習、消防計画作成時等を捉え、事業所における風水害による被害の軽減を図ることについて指導し、防災意識の高揚を図る。

※　「マイ・タイムライン」とは、市民一人ひとりが、いざという時にあわてることがないよう、台風や大雨による水害や土砂災害などのこれから起こるかもしれない災害をあらかじめ理解し、避難に必要な知識を習得し、適切な避難行動を時系列で整理した防災行動計画のこと。

３　地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

◇市は、児童・生徒の学年に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。

◇市は、都民防災教育センター等を活用し、地域の防災教育を広める。

◇消防本部は、学校と連携し、児童生徒の学年に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした防災教育を実施する。

◇気象庁は、学校安全の推進に関する計画（平成 24 年４月 27 日閣議決定）等を受けて各学校が行う学校安全計画や危険等発生時対処要領（学校防災マニュアル）等見直しへの助言、防災訓練への参画、委員会等への参加などの協力を求められた場合は、積極的に対応する。

第２節　　防災訓練の充実

１　市の訓練

下記によるほか、「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第６章 広域的な視点からの応急対応力の強化　第２節 予防対策 １　初動対応体制の整備 ⑹ 防災訓練の実施」で定めた計画に準じて実施するものとする。

防災訓練の内容

・市は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。

①参加機関

市、自主防災組織、地域住民及び事業者、消防団、稲城市災害防止協会、稲城市女性防火クラブ、稲城市少年消防クラブ、多摩中央警察署、自衛隊、その他防災機関とする。

②防災訓練項目

災害対策本部設営・運営訓練、通信情報訓練、避難・避難誘導訓練、応急対策訓練、救出救助訓練、道路障害物除去（啓開）作業訓練、ライフライン復旧訓練、避難所設営・運営訓練、参集訓練、その他各機関連携した実践的な訓練とする。

第３部
災害応急・復旧対策

第１章　初動体制

大規模な風水害が発生した場合に、稲城市災害対策本部、又は稲城市危機管理対策本部を設置するとともに、その他防災機関は、迅速な初動体制により応急活動を開始する。

図　主な機関の応急活動

機関名	発災　被害の発生				
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
警戒レベル	警戒レベル１	警戒レベル２（相当）	警戒レベル３ 警戒レベル４（相当）	警戒レベル５（相当）	
市	○情報連絡会の設置 ○気象情報の収集、分析及び各部・機関・市民への情報提供 ○河川流域自治体、関係機関とのホットラインによる情報収集・調整 ○気象情報、水位情報の収集	○危機管理対策本部の設置 ○注意報の受信・伝達 ○市民に対する広報の実施 ○水防活動の実施 ○避難所設置の準備	○災害対策本部の設置 ○避難準備・高齢者等避難開始（要配慮者対策） ○水防非常配備態勢の発令 ○必要に応じて第２～第４非常配備態勢 ○避難勧告・指示（緊急）	○関係機関への応援要請	
消防団	○気象情報、水位情報の収集	○水防活動の実施	○水防に関する警戒の実施		

機関名	発災　被害の発生				
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
警戒レベル	警戒レベル１	警戒レベル２ （相当）	警戒レベル３ 警戒レベル４ （相当）	警戒レベル５ （相当）	
気象庁	○東京都気象情報の発表 →				
	○気象解説ホットライン（随時）				
	○防災情報提供システムによる情報提供 →				
	○気象情報連絡会実施			○大雨特別警報発表 ○氾濫発生情報発表	
		○注意報発表 （大雨、洪水など）	○大雨※、洪水警報発表 ※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル３に相当		
	○早期注意情報発表 （警報級の可能性	○氾濫注意情報発表	○氾濫警戒情報発表 ○土砂災害警戒情報発表 （東京都と共同発表） ○氾濫危険情報発表		
東京都災対本部	○気象情報の収集、分析、提供 →				
	○気象解説ホットライン（随時） →				
	○防災情報提供システムによる情報収集 →				
	○気象情報連絡会実施				
		【情報監視体制】	【情報連絡体制】	【災害即応体制】	【非常配備体制】
		○注意報の受信・送信		○災害救助法の適用（検討）	
		○建設局との連携			
		○市区町村、各局等への情報提供、注意喚起			
			○被害情報の収集		
			○災害即応本部（応急対策本部）の設置検討・設置		
				○災害対策本部の設置検討・設置	
				○自衛隊の災害派遣要請	
			○九都県市情報共有・広域応援調整本部設置検討		
				○九都県市広域応援調整本部設置	
					○九都県市広域相互応援

機関名	発災　被害の発生				
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
警戒レベル	警戒レベル１	警戒レベル２（相当）	警戒レベル３ 警戒レベル４（相当）	警戒レベル５（相当）	
東京都水防本部	○水位情報等の提供・伝達 ○気象情報の収集、提供	【連絡体制】 ○総務局との連携 ○注意報（大雨、洪水など）の受信・送信 ○市区町村への水防活動支援	【警戒配備体制】 ○水防本部の設置 ○雨量・水位の観測 ○警報（大雨、洪水など）の受信・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○水位周知情報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達	【第１次～第４次非常配備体制】 ○点検対象施設現場調査 ○被害状況の把握 ○技術的援助 ○排水ポンプ車出動 ○水防資機材支給 ○特別警報（大雨）の受信・伝達	○応急復旧の実施 ○技術的援助
多摩中央警察署	○気象情報、被害等に関する情報収集	○気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合、又は災害規模、被害状況等に応じた各種警備本部の設置 ○気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施		○被害状況の調査 ○発災後、被害（拡大）防止を目的した避難誘導を実施 ○救出救助活動 ○被害状況等により警察災害派遣隊の派遣要請	
鉄道事業者等	○気象情報の収集 ○計画運休可能性情報発信	○気象情報装置（雨量計、水位風速計）のデータ収集、監視 ○運転計画の詳細な情報発信	○警戒体制、動員体制決定・発令 ○要注意箇所巡回、点検 ○応急資機材の準備	○災害状況の把握（旅客の救出）（被害状況） ○災害発生時の連絡体制 ○災害対策本部の設置	○災害規模に応じて応急体制をとり仮復旧 ○規模に応じて協力会社へ応援要請

避難情報等の警戒レベル（１～５）を用いた避難

	警戒レベル	避難情報等	取るべき行動
市が発令	5	災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	●すでに災害が発生している状況となっています。命を守るための最善の行動を取りましょう。
市が発令	4	避難指示（緊急） ※地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合に発令 避難勧告	全員避難！ ●速やかに避難先へ避難しましょう（立ち退き避難）。 ●指定避難所までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう（屋内安全確保）。
市が発令	3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等は避難 ●避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。
気象庁が発表	2	洪水注意報 大雨注意報等	●避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。
気象庁が発表	1	早期注意情報	○災害への心構えを高めましょう。

警戒レベル５では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

警戒レベル３や警戒レベル４で地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

図　市の活動体制の流れ

機関名		事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
		警戒レベル１	警戒レベル２	警戒レベル３ 警戒レベル４	警戒レベル５	
		降雨状況に応じて変遷			災害状況に応じて変遷	
		・台風の接近の可能性 ・大雨洪水等の注意報発令		・台風が接近 ・大雨洪水等の警報発令 ・大雨洪水等の特別警報発令		
市	全庁	情報収集体制 →	情報監視体制 危機管理対策本部の設置 →	災害対策本部の設置 →	→	→
	消防本部	○各自、気象情報を収集	○管理職等は参集し、気象情報の収集など状況の把握 ○必要に応じて第１～第４非常警備体制	○職員は参集し気象情報の収集、市内被害状況の把握		
	都市環境整備部 都市建設部		○職員は参集し気象情報の収集・伝達など状況把握			
	市民部・産業文化スポーツ部 福祉部・子ども福祉部・教育部		○職員は参集し指定避難所開設準備	○避難所運営管理責任者及び担当職員の配置を行い指定避難所を開設		

第１節　　市の初動体制

【各部】

初動体制は次のとおりとする。

１　市職員の初動体制

(1) 勤務時間内

ア　気象情報の把握及び連絡

市の地域に台風の接近が予想されるとき、又は大雨洪水等の注意報が発表されたときは、消防本部は情報監視体制をとり、気象情報等を収集し状況の把握を行う。

さらに、市の地域に台風が接近するとき、又は大雨洪水等の注意報が発表されたときは、市は情報連絡体制をとり、気象情報等を収集するとともに、必要に応じて関係部署に情報を伝達する。

イ　危機管理対策本部の設置

突発的・局地的な集中豪雨での災害対策本部を立ち上げるまでの間、若しくは、災害対策本部を設置するに至らない災害への対応として、危機管理対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

ウ　被害状況の把握

出水が確認されたときは、災害対策本部を立ち上げ、その範囲、道路や住宅の浸水状況、避難所となる施設及び施設周辺の冠水状況を把握し、必要に応じて応急対策活動を行う。

エ　広報の実施

市は、防災行政無線、稲城市メール配信サービス、広報車、稲城市ホームページ、稲城市ツイッター等各種媒体を活用し、市民に対して気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、出水情報等の広報を行うとともに、出水に対する注意喚起を行う。

(2) 勤務時間外（休日・夜間等）

ア　気象情報の把握及び連絡

市の地域に台風の接近が予想されるとき、又は大雨洪水等の注意報が発表されたときは、消防本部は情報収集体制をとり、気象情報の収集に努めることとし、消防本部管理職等は必要に応じて参集し、情報監視体制をとる。

イ　水防非常配備態勢

市の地域に台風が接近するとき、又は大雨洪水等の警報が発表されたときは、消防本部職員及び総務部・都市建設部・都市環境整備部の一部職員は、情報連絡体制のため、必要に応じて非常参集する。

ウ　危機管理対策本部の設置

突発的・局地的な集中豪雨時で災害対策本部を立ち上げるまでの間、若しくは、災害対策本部を設置するに至らない災害への対応として、危機管理対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

エ　参集途上の措置

(ｱ)被害状況等の報告

職員は、参集途上の災害状況や参集施設の被害状況を把握し、速やかに所属長に報告する。

(ｲ)緊急措置の実施

職員は参集を最優先するものとするが、参集途上において人命等に関わる緊急事態に遭遇したときは、救助等の適切な措置を講じてから参集する。

オ　被害状況の把握及び広報の実施

勤務時間内の初動体制に準じて被害状況を把握するとともに広報活動を実施する。

２　市職員の配備態勢及び水防活動について

(1) 職員の参集・配備基準

表　職員の参集・配備基準

本部等	態勢名称	気象状況及び想定される事象	発令者	配備する職員	主な活動
情報連絡会	水防待機態勢	・気象に関する注意報が発表されたとき ・関東地方に台風の通過が予測されるとき	総務部長 消防長	・消防本部の管理職、二暦日勤務の非番職員（自宅待機） ・水防対策部の管理職（自宅待機）	・気象情報の収集 ・連絡体制の確保
情報連絡会	水防情報連絡態勢	・気象に関する発表が警報に切替わる可能性に言及しているとき ・東京地方に台風の接近が予測されるとき ・強風や大雨による被害の発生が予測されるとき	総務部長 消防長	・消防本部の管理職、二暦日勤務の非番職員 ・水防対策部の管理職及び所要人員 ・消防団（自宅待機）	上記に加え ・市民への注意喚起 ・市内状況の巡視及び情報収集 ・関係機関との情報連絡 ・被害予想及び対応策の検討 ・避難所開設の検討

本部等	態勢名称	気象状況及び想定される事象	発令者	配備する職員	主な活動
危機管理対策本部	水防第1非常配備態勢	・稲城市に大雨に関する警報等が発表され、かつ、小規模な被害が発生したとき ・台風の接近により小規模な被害が発生したとき ・河川の増水、越水等の発生のおそれがあるとき ・大雨警報の土壌雨量指数基準に到達する可能性があるとき	市　長	・消防本部全職員 ・水防対策部の管理職及び所要人員 ・水防関連部署の管理職及び所要人員 ・必要により初動要員（本部・避難所） ・消防団（詰所）	上記に加え ・危機管理対策本部の設置 ・河川の水位監視 ・監視警戒班の編制 ・避難行動要支援者避難の検討 ・避難所開設の検討・準備 ・一時滞在施設開設の検討
災害対策本部	水防第2非常配備態勢	・稲城市内に台風による被害が出たとき ・集中豪雨その他の気象状況等により、相当の被害が発生若しくは発生が予想されるとき ・避難に関する情報を発令する可能性があるとき	市　長	上記の人員に加え ・災害対策本部員 ・全管理職及び所要人員	・災害対策本部の設置 ・各種水防活動 ・避難行動要支援者避難支援 ・住家の浸水状況の把握 ・被害状況、交通状況に関する広報活動 ・避難所開設 （被害状況及び規模を考慮）
災害対策本部	水防第3非常配備態勢	・稲城市内に台風による被害が多数発生したとき ・東京地方に暴風警報 ・避難所開設・運営と大雨警報の双方が、若しくは洪水警報のいずれかが発表されたとき ・多摩川の氾濫危険水位（石原観測所4.90m）を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・大規模な被害が発生したとき若しくは発生が予測されたとき	市　長	上記の人員に加え ・水防対策部職員全員 ・その他市内居住職員	・災害対策本部、現地対策本部の設置 ・避難勧告・避難指示 ・避難所開設・運営

本部等	態勢名称	気象状況及び想定される事象	発令者	配備する職員	主な活動
災害対策本部	水防第４非常配備態勢	・洪水等による甚大な被害が発生したとき若しくは発生が予測されたとき ・多摩川が計画高水位（石原観測所5.94m）を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・市内全域におよぶ災害が発生したとき	市　長	・全ての職員	

※体制の発令は、順を追って実施する必要はなく、災害の規模や程度に応じて、適宜発令できるものとする。

(2) 態勢の解除

各態勢の解除は、発令者が行う。

(3) 発令者の代行措置

各体制の発令者に事故ある場合は、次の順により代行者が発令及び解除を行う。

ア　危機管理対策本部

・　副市長
・　教育長

イ　災害対策本部

・　副市長
・　教育長

(4) 職員の招集・連絡及び参集場所

ア　職員への連絡は、勤務時間内においては庁内水防連絡会や庁内放送等を通じ行う。

イ　休日夜間等の勤務時間外における職員への連絡は、職員参集システムや防災行政無線、電話等により連絡する。

ウ　参集場所は、原則、勤務している場所に参集する。初動要員については、あらかじめ指定された場所や本部に参集する。
なお、参集できない場合は、何らかの手段を使って所属長に連絡する。

３　情報連絡会の設置

台風等の接近に伴い、稲城市に被害の発生が予測される場合に、総務部長は情報連絡会を設置し、迅速な水害対応が図れるよう、活動内容の確認・調整を行う。

(1) 水防対策部

風水害に対し、主体的に水防活動等を行う組織として、次の各部を指定する。

表　水防対策部及び主な活動内容

対策の担当	活動内容
企画部	・市民への情報提供・注意喚起
福祉部 子ども福祉部	・避難行動要支援者等の避難支援準備等
都市建設部 都市環境整備部	・所管施設等の水防活動
総務部 市民部 産業文化スポーツ部 福祉部 子ども福祉部 教育部 消防本部	・一時収容可能施設及び避難所開設の検討 ・避難所開設・運営職員の参集判断 ・情報収集、資料の作成 ※「風水害時における職員用避難所マニュアル」に基づき活動する。
その他	・必要に応じた部署が行う

第２節　　危機管理対策本部

１　危機管理対策本部

(1) 危機管理対策本部の設置

次のいずれかに該当する場合に設置することができる。

○　暴風、大雨、大雪及び洪水のいずれかの警報が発せられ、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき。

○　土砂災害警戒判定メッシュ情報において大雨警報の土壌雨量指数基準に到達する可能性があるとき。

○　多摩川氾濫注意情報（洪水注意報）等が発せられ、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき。

○　水防警報※が発せられ、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき。

○　その他、本部長が必要と認めたとき。

※水防警報とは　　水防法第 16 条に基づき、所定の河川の一定の流域において、洪水による災害のおそれがあるとき、河川管理者として国土交通大臣、又は都道府県知事が、水防機関に対して行う発表。

(2) 組織

「震災編　第２部　災害予防・応急・復旧対策　第６章　広域的な視点からの応急対応力の強化　第３節　応急対策　１　初動態勢　(5)危機管理対策本部　イ　組織」で定めた計画によるものとする。

(3) 危機管理対策本部の主な活動

ア　風水害に関する情報収集及び情報提供

・　気象情報の収集、連絡体制の確保
・　市内状況の情報収集
・　市民への注意喚起
・　関係機関との情報連絡

イ　風水害等に関する警戒

・　監視警戒班の編制
・　河川の水位監視

ウ　避難所の開設等

- 避難行動要支援者避難の情報提供
- 避難所開設の準備
- 一時滞在施設の開設

エ　その他

- 災害対策本部設置の検討・準備
- 被害予想及び対応策の検討

第３節　災害対策本部の設置

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第６章 広域的な視点からの応急対応力の強化　第３節 応急対策 １　初動態勢　(3)本部の組織及び運営」で定めた計画によるものとする。

第４節　防災会議の招集

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第６章 広域的な視点からの応急対応力の強化　第３節 応急対策 １　初動態勢　(9)防災会議の招集」で定めた計画によるものとする。

第５節　救助・救急対策

「震災編　第２部　災害予防・応急・復旧対策　第６章 広域的な視点からの応急対応力の強化　第３節 応急対策 ２　消火・救助・救急活動」で定めた計画によるものとする。

第６節　応援協力・派遣要請

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第６章 広域的な視点からの応急対応力の強化　第３節 応急対策 ３　応援協力・派遣要請」で定めた計画によるものとする。

第２章　情報の収集・伝達

災害時に各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

第１節　情報連絡体制

１　情報通信連絡体制

表　役割分担と対策内容

対策の担当	対　策　内　容
災害対策本部	・東京都に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。 ・災害の状況により東京都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部、又は総務省消防庁に対して直接連絡する。 ・防災行政無線、又は MCA 無線により、関係防災機関及び施設の管理者等との間で通信を確保する。
多摩中央警察署	・各種の通信連絡手段を活用し、関係防災機関と情報連絡を行う。
その他の防災機関	・それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。

図　情報連絡系統

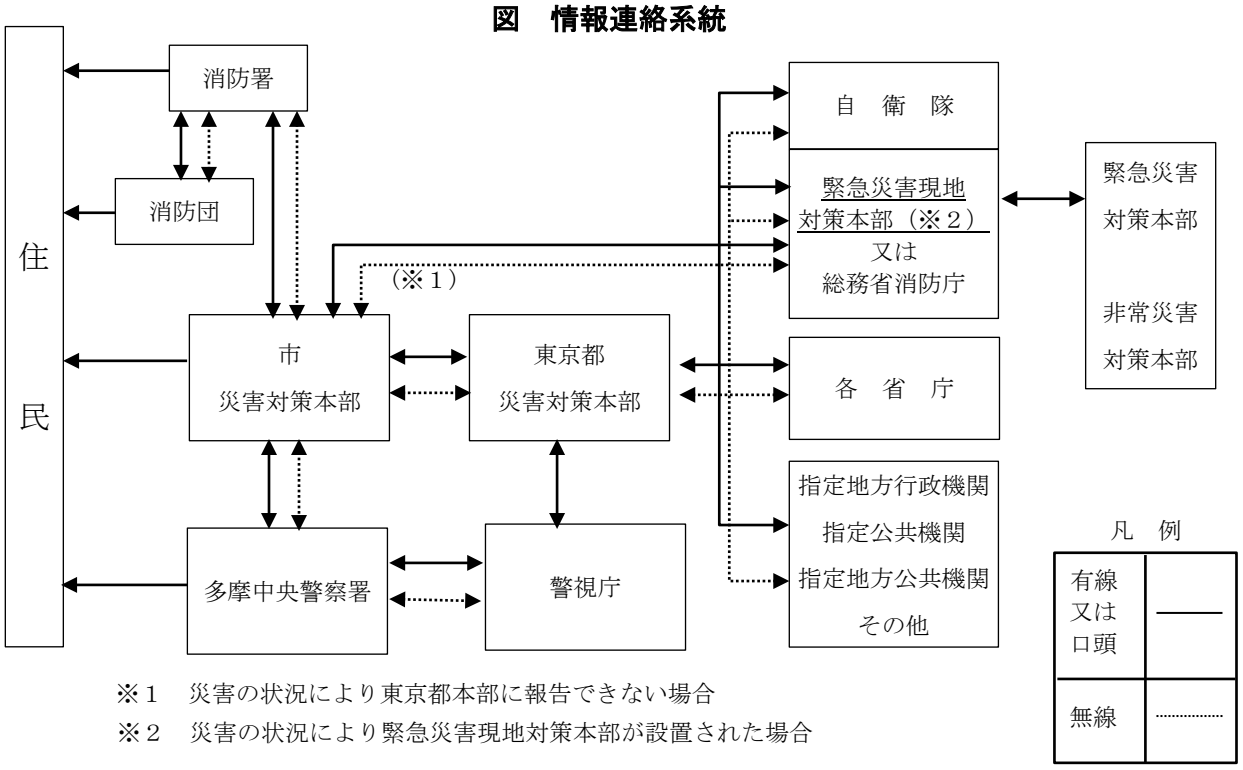

※１　災害の状況により東京都本部に報告できない場合
※２　災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

◇市及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各１名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
◇市及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、東京都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。
◇通信連絡の方法は、原則として、東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。
◇災害が差し迫った場合で、緊急性、又は危険度が非常に高い場合においては、通常の通信連絡に加え、市長とのホットラインを活用する。

市長とのホットラインは以下に従って運用する。
◇市長の携帯電話への連絡は、原則として東京都危機管理監が行う。
◇市長の携帯電話への連絡は、災害の発生が予見されており、かつ緊急性、又は危険度が非常に高く、通常の連絡手段によるいとまがない場合に行うものとする。

２　通信施設の整備及び運用

◇東京都が整備した、防災行政無線網を活用し、東京都防災センター、警視庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び水道施設等の東京都の主要出先機関と通信する。
◇東京都防災行政無線は、電話、FAX 機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、防災情報通信ネットワークが構築されている。
◇市は、東京都災害情報システムにより、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を端末機により収集し、災害時には、被害・措置等に関する情報を報告する。
◇災害時において特に重要となる避難情報について、Ｌアラート（災害情報共有システム）を活用し、より迅速かつ的確に情報発信を行う。
◇市は、地域住民への情報連絡のために固定の同報系の防災行政無線を整備している。また、稲城市総合建設業協会、八幸自動車及び稲城アマチュア無線災害情報協力会などと情報連絡のため、MCA 無線を設置している。

第２節　　災害予警報等の伝達

１　情報収集・伝達体制

表　役割分担と対策内容

対策の担当	対策内容
東京都総務局	・災害原因に関する重要な情報について、気象庁、東京都各局、市区町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある東京都各局、市区町村、防災機関等に通報する。 ・特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある東京都各局及び市区町村に通知する。
災害対策本部（総務部）（消防本部）	・災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに東京都総務局及び気象庁に通報する。 ・災害原因に関する重要な情報について、東京都、又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市内の重要な施設の管理者、自主防災組織及び一般住民等に周知する。 ・特別警報、警報及び重要な注意報について、東京都、又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに市内の重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、多摩中央警察署、東京都政策企画局等の協力を得て、住民に周知する。
多摩中央警察署	・災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに市に通知する。
東京管区気象台（気象庁）	・気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集する。 ・気象、地象、水象に関する情報を、気象庁予報部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。 ・気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について東京都防災センターで説明会を開催する。 ・竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を行う。
NTT東日本	・気象業務法に基づいて、気象庁からNTT東日本に通知された特別警報及び警報を、市に通報する。 ・警報の伝達は、FAXにより関係機関へ通報する。 ・警報に関する通信は優先して取り扱う。

対策の担当	対　策　内　容
その他の防災機関	・東京都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、特別警報・警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報する。

２　気象情報の早期収集

＊ 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）

◇気象庁東京管区気象台では、大雨時等において東京都及び市における避難勧告の判断等の防災対策を支援するため、東京都及び市と気象庁を結ぶ 24 時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下、「ホットライン」という。）を設置し、運用している。

◇市は、大雨時等に避難勧告の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁予報部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

◇気象庁東京管区気象台は、既に警報等で十分警戒を呼び掛けている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、東京都及び市に対し直接厳重な警戒を呼び掛ける。また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を東京都及び市区町村に対し、直接実施する場合がある。

◇ホットラインにより得られた情報や判断について、東京都が必要と認める場合には市、関係機関等へ提供する。

３　東京都との確実な情報の共有

◇東京都は特別警報、警報、重要な注意報、災害原因に関する重要な情報について関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある市等に通報する。

◇また、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときは、気象庁と東京都は共同して土砂災害警戒情報を作成、発表し、市等へ伝達する。

◇通報、伝達された情報は、市長の避難勧告等の判断及び住民の自主避難の参考になるものであるため、確実に市へ伝達されるとともに、市、東京都及び関係防災機関との間で情報共有されることが重要である。しかし、担当者不在時、又は夜間など情報が発信される時間によっては、情報共有を迅速に図ることが困難なケースが想定される。平成 25 年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、東京都と市等との間にホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を確保した。

◇東京都は気象警報発表時などに、気象庁から東京都に配信される情報と同じ情報を自動的に市に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。

４　同一河川・圏域・流域の市区町村における情報の共有

(1) 集中豪雨の教訓

○　東京都は、市に、水防上注意を要する箇所等や気象レーダー降水ナウキャストなどの各種気象情報、河川水位情報等を提供してきた。

○　平成 17 年９月に発生した、神田川流域の溢水の際には、隣接区において、避難勧告等のタイミングがまちまちになった。予想外の速さや規模で災害が広がったため、職員の参集や被害の把握が遅れ、初期対応が十分にできなかった区があった。また、建物の浸水が発生し、避難できず救出された住民が出た。

(2) 情報共有の必要性

○　中小河川の同一流域市区町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時、又はわずかな時間差で起こる可能性が高い。水害のおそれがある場合、市は、区域を定めて避難勧告、指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。東京都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報 FAX などにより、市の避難勧告等に有用な情報を提供するものとしている。

○　東京都は、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難勧告などの発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組を平成 30 年６月より運用開始した。

○　東京都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の市区町村と連携し、必要な情報(避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図り、集中豪雨などに際しても、避難勧告や避難指示を的確に発令する。

(3) 同一河川・圏域・流域の設定

市内で設定されている河川は、多摩川沿川（三沢川含む）及び鶴見川流域（麻生川）の２流域である。

(4) 情報の内容

○　東京都は、同一河川・圏域・流域内の市区町村に対して、必要に応じて、次のような情報を提供するものとする。

ア　同一河川・圏域・流域の市区町村が発令した避難勧告等
イ　同一河川・圏域・流域の市区町村からの浸水状況報告等
ウ　避難が必要な区域
エ　同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
オ　その他

○　なお、洪水予報河川・水防警報河川・水位周知河川など既存の伝達系統による情報提供は、従来どおりである。

５　竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

(1) 情報の提供

気象庁は、段階的に次のような情報を提供する。

ア　予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から１日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。

イ　雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼び掛ける。

ウ　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

エ　竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その１時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時 10 分毎に発表する。

(2) 情報の伝達

東京都内において、竜巻等が発生した場合の情報は次のとおり伝達される。

ア　気象庁は、気象庁防災業務計画に基づき情報を専用通信施設等により、東京都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。

イ　伝達は、発表者（東京都及び気象庁）から地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じる。

図　竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表（気象庁ホームページより）

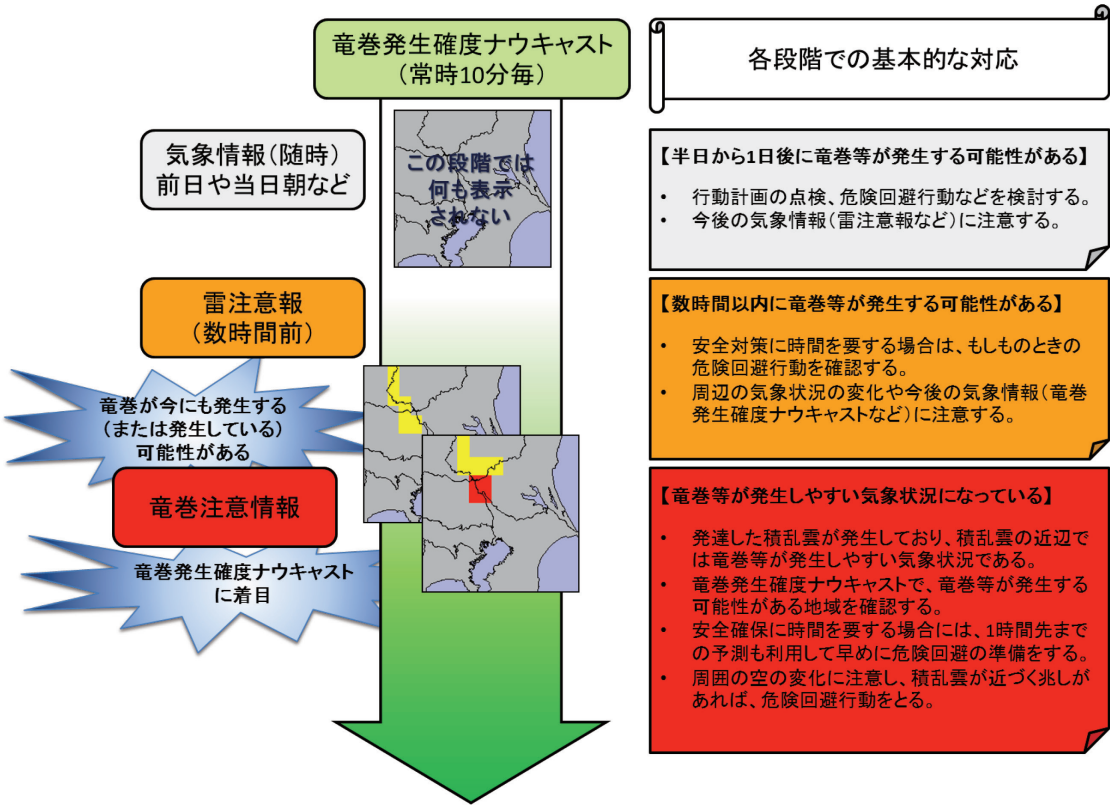

○　激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。
したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。
また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。
竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせて利用することが効果的である。

○　災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。

○　気象庁から全国瞬時警報システム（以下「Ｊ-ALERT」という。）により配信される竜巻注意情報について、市の判断に応じ、防災行政無線等を自動起動する等行うものとする。

６　特別警報が発表された時の情報の共有

◇気象庁は平成 25 年８月 30 日から、「特別警報」の運用を開始した。特別警報は、広い範囲で警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである（気象庁ホームページより）。

表　気象等に関する特別警報の発表基準

<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基　　準</th></tr>
<tr><td>大　雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴　風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高　潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波　浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大　雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>

◇東京都は、気象庁から特別警報の通知を受けた時、又は自ら知ったときは、直ちに関係市区町村長に通知しなければならない。

◇特別警報について、東京都、総務省消防庁、NTT から通知を受けた時、又は自ら知ったときは、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

第３節　　被害状況等の報告体制

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第７章 情報通信の確保　第３節 応急・復旧対策　２ 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）」で定めた計画によるものとする。

第４節　　災害時の広報及び広聴活動

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第７章 情報通信の確保　第３節 応急・復旧対策　３　広報体制」、「４ 広聴体制」、「５ 住民相互の情報連絡等」　で定めた計画によるものとする。

第３章　水防対策

◇　洪水、雨水出水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減する。
◇　各水防機関は、事態に即応した配備体制及び水防活動を実施する。

第１節　水防情報

１　気象情報

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、市は、東京都等を経由して気象庁からFAXやオンラインにより入手する。

２　防災機関の入手方法

(1) 東京都災害情報システム（DIS）

DIS を活用することで、「建設局河川水位情報」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、市区町村への伝達情報の判断材料等に活用することができる。

(2) 防災情報提供システム

○　防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット(電子メール、Web)を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を東京都、市区町村等の防災機関へ提供するシステムである。

○　各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、大雨（土砂災害、浸水害）・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。市が行う避難勧告等の判断に利用する。

○　市が水防活動に用いる気象等の警報・注意報等は、大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雨特別警報、暴風特別警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報である。

表　稲城市における警報・注意報発表基準一覧

令和２年 10 月１日現在

発表官署　気象庁

稲城市	府県予報区		東京都	
	一次細分区域		東京地方	
	市町村等をまとめた地域		多摩南部	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	21
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	160
	洪水		流域雨量指数基準	三沢川流域＝10.2
			複合基準※	―
			指定河川洪水予報による基準	多摩川【石原】
	暴風		平均風速	25m/s
	暴風雪		平均風速	25m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10ｃｍ
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	16
			土壌雨量指数基準	121
	洪水		流域雨量指数基準	三沢川流域＝5.4
			複合基準	三沢川流域＝(10，4.6) 多摩川流域（10，54.9）
			指定河川洪水予報による基準	多摩川【石原】
	強風		平均風速	13m/ｓ
	風雪		平均風速	13m/ｓ　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ５㎝
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 25％で実効湿度 50％	
	なだれ			
	低温		夏期（平均気温）：平年より５℃以上低い日が３日続いた後、さらに２日以上続くとき 冬期（最低気温）：－７℃以下、多摩西部は－９℃以下	
	霜		４月 10 日～５月 15 日　最低気温２℃以下	
	着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が－２℃～２℃の時	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100㎜

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

３ 気象情報伝達系統図

気象情報の伝達は下図によるものとする。

図　気象情報の伝達

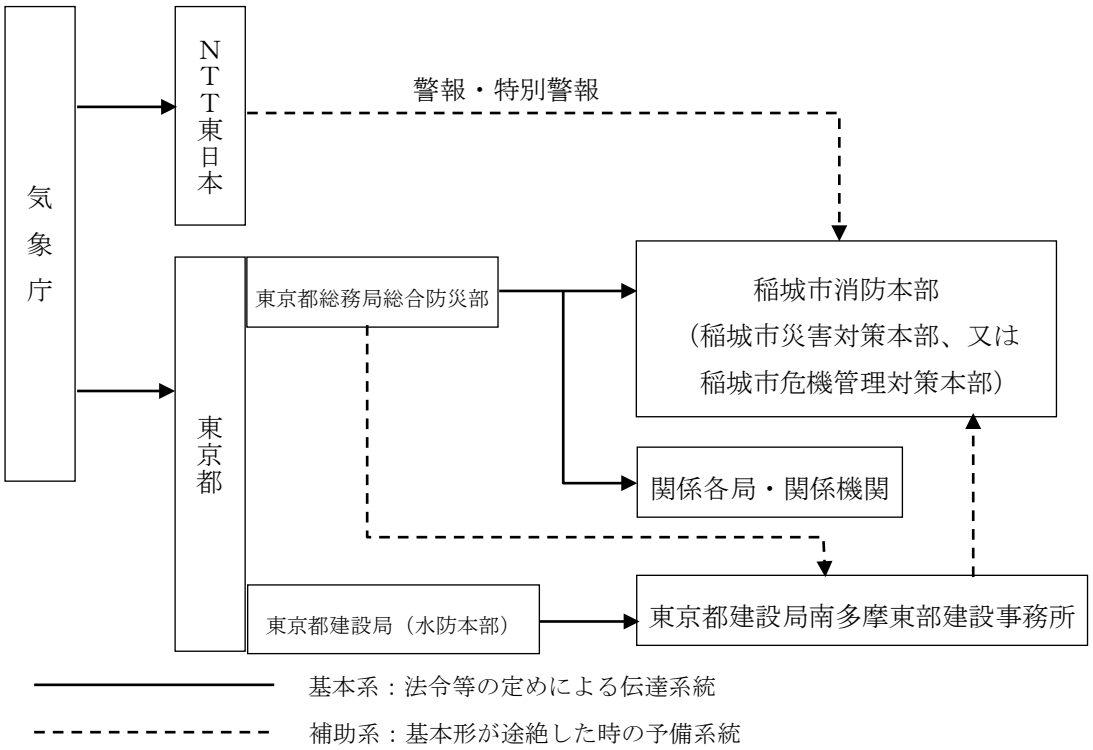

４ 洪水予報河川（国管理河川）

国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報で市に関係するものは、次のとおりである。（水防法第 10 条第２項、気象業務法第 14 条の２第２項）

(1) 洪水予報を行う河川及びその範囲

表　洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	区　　間	基準地点
多摩川	左岸：東京都青梅市青大柳町 1575 地先から海まで 右岸：東京都青梅市畑中１ 丁目 18 番地から海まで	調布橋 石原 田園調布 （上）

(2) 洪水予報の種類と発表基準

表　洪水予報の種類と発表基準

種　　類	発　表　基　準
多摩川氾濫注意情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
多摩川氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、概ね２～３時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
多摩川氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
多摩川氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
多摩川氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

(3) 洪水予報河川発表基準水位

表　洪水予報河川発表基準水位

単位：m

河川名	基準地点	所　在　地	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
多摩川	調布橋	青梅市上長渕	0.20	1.0	1.2	1.6	4.70	A.P.+148.50
	石原	調布市多摩川3丁目	4.0	4.3	4.3	4.9	5.94	A.P.+27.420
	田園調布(上)	大田区田園調布	4.5	6.0	7.6	8.4	10.35	A.P.+0.00

※上記の表　洪水予報河川発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認する。

５　洪水予報伝達系統図

洪水予報の伝達系統図は、次のとおりである。

図　洪水予報伝達系統図

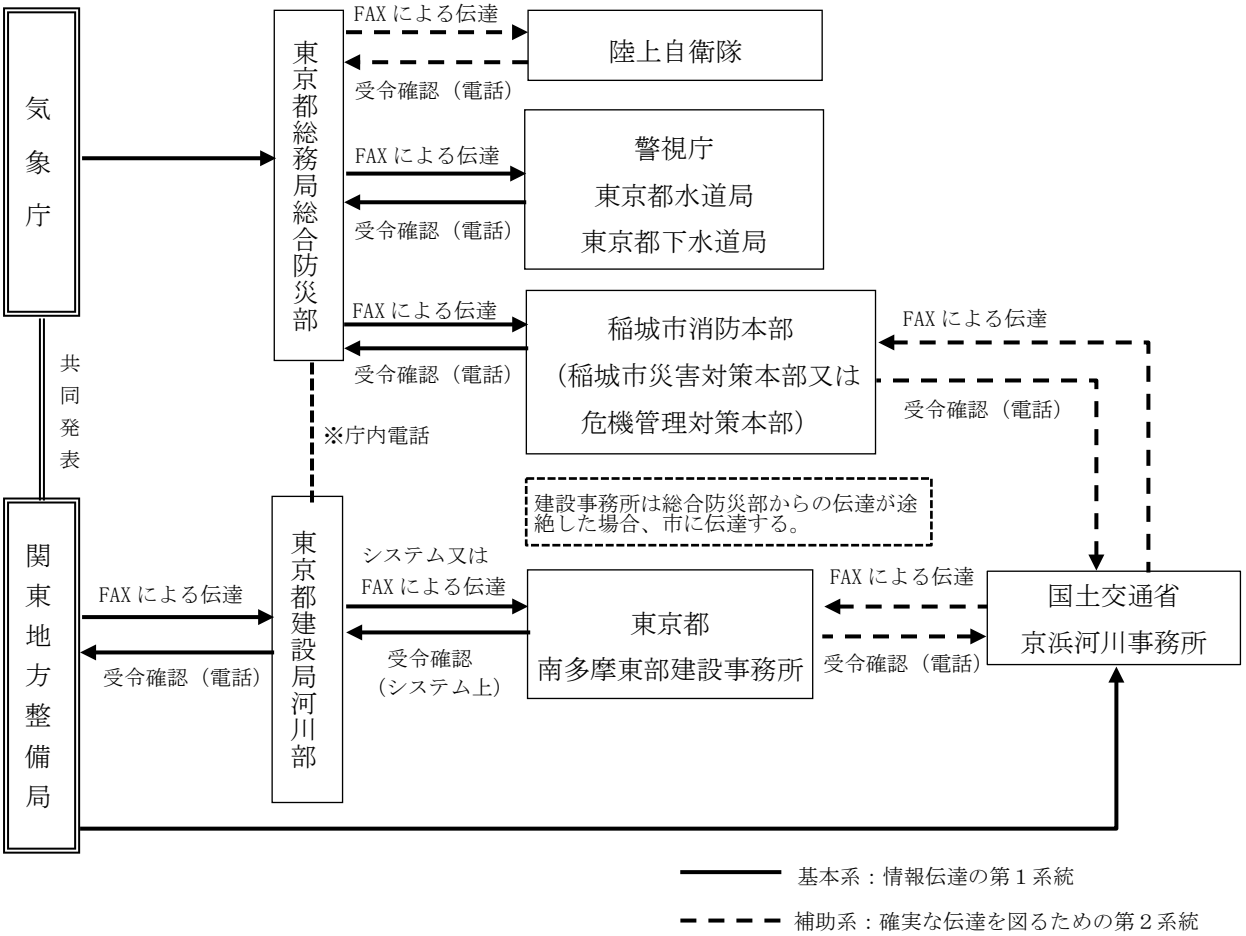

※洪水予報は、気象庁から報道機関、市を通じて市民にも伝達

６　水防警報河川（多摩川）

◇国土交通省は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。

(1) 種類、内容及び基準

表　水防警報の種類・内容・発表基準

種類	内　　容	発　表　基　準
待機	・出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ・水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	・気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	・水防活動に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	・雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 ・水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
出動	・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	・氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	・水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	・氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	・水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	・氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	・雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	・状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合、又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

※水防警報の目安
待機・・・水防団待機水位
出動・・・氾濫注意水位
指示・・・避難判断水位

(2) 河川、区間、基準地点、担当河川事務所

表　河川、区間、基準地点、担当河川事務所

河川名	水防警報区		基準地点	担当河川事務所
多摩川	左岸	自　青梅市大柳町 1575 番地先 至　福生市福生大字球磨川南 134 番地先	調布橋	京浜
	右岸	自　青梅市畑中１丁目 18 番地先 至　あきる野市小川東１丁目１番地先		
	左岸	自　昭島市拝島町３丁目 1549 番地先 至　国立市泉２丁目６番地先	日野橋	
	右左	自　八王子市高月町 2402 番地先 至　日野市落川 1397 番地先		
	左岸	自　府中市四谷６丁目 58 番地先 至　狛江市駒井町３丁目 434 番地先	石原	
	右岸	自　多摩市一ノ宮１丁目 45 番地先 至　神奈川県川崎市多摩区宿河原７丁目 2246 番地先		
	左岸	自　世田谷区喜多見町２丁目 4540 番地先 至　大田区東六郷４丁目 34 番地先	田園調布(上)	
	右岸	自　神奈川県川崎市多摩区堰１丁目 429 番地先 至　神奈川県川崎市川崎区本町２丁目 13 番地先		
	左岸	自　大田区六郷３丁目 25 番地先 至　海	多摩川河口	
	右岸	自　神奈川県川崎市川崎区旭町１丁目３番地先 至　海		

(3) 水防警報伝達系統図

水防警報の伝達は、次のとおり行う。

図　水防警報伝達系統

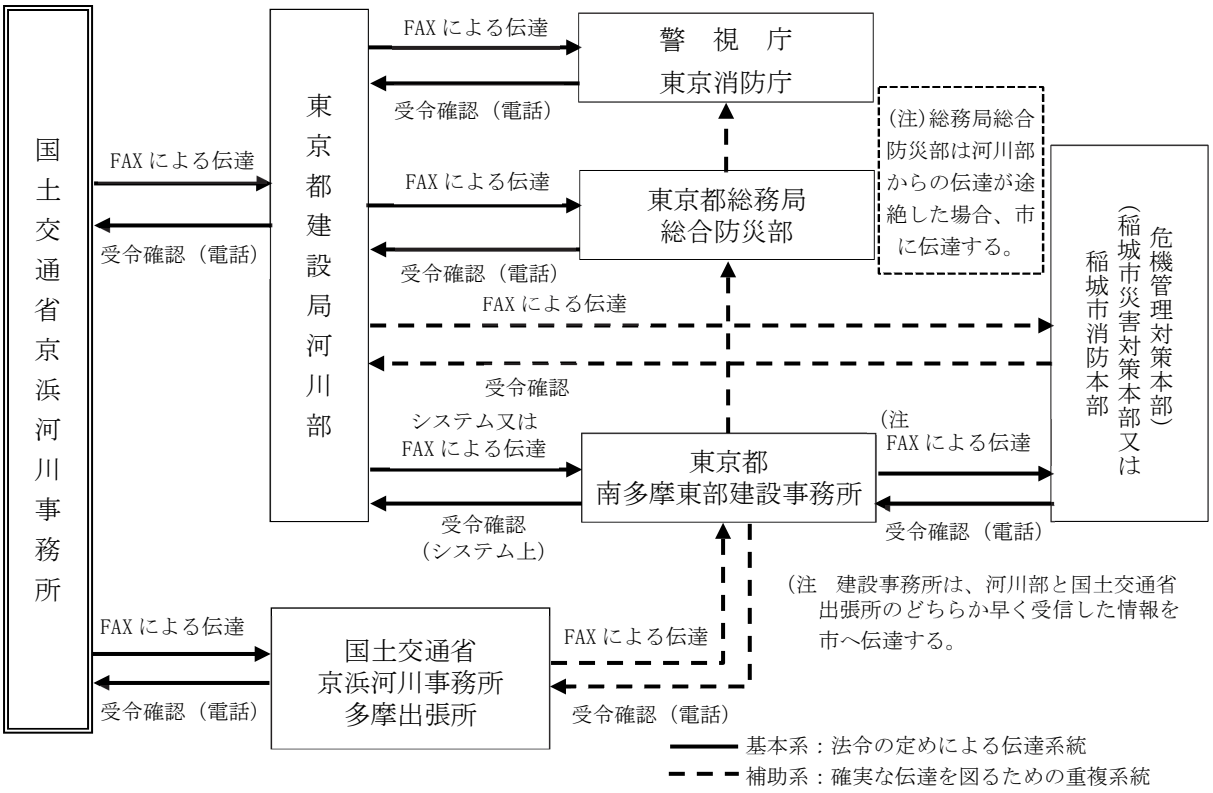

７　土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報の伝達は、次のとおり行う。

図　土砂災害警戒情報伝達系統

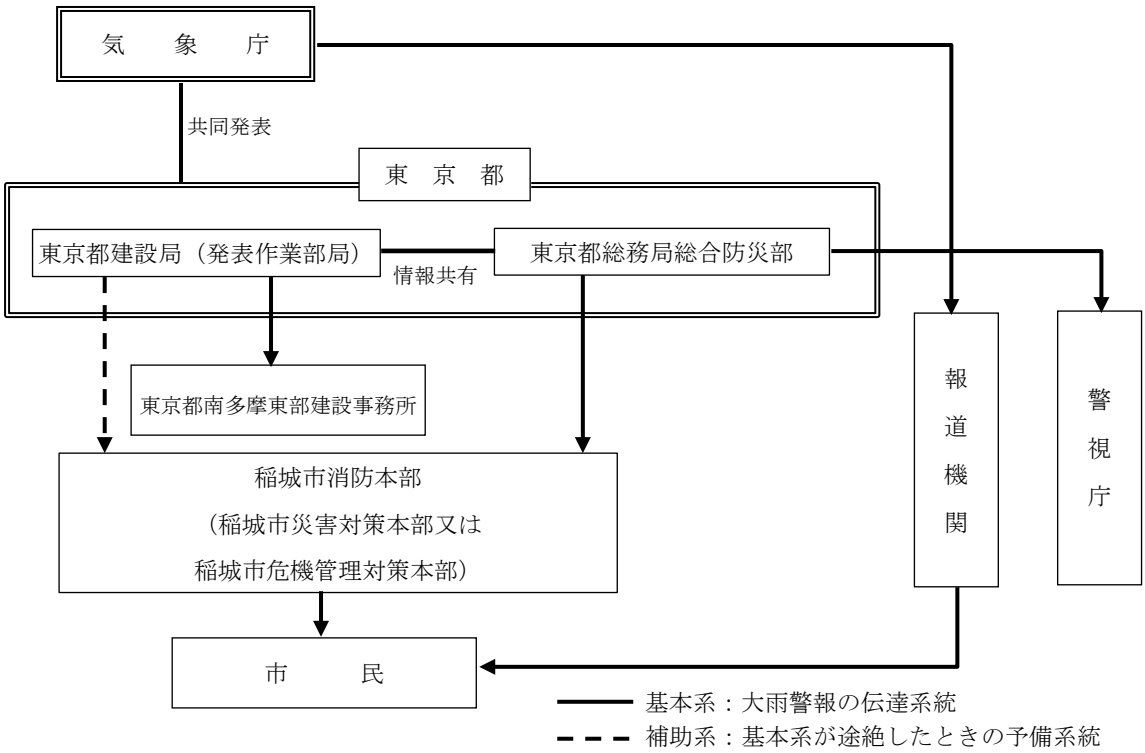

第２節　　水防機関の活動

１　市の体制及び活動

(1) 市（水防管理団体）

○　市は、出水期前に河川等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

○　気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、概ね次の水防活動を行う。

ア　気象状況及びに水位に応じて市（水防管理団体）は、河川の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。

イ　水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させる。

ウ　堤防その他の施設が決壊、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

エ　洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく多摩中央警察署長に、その旨を通知する。

オ　水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため多摩中央警察署長に対して、警察官の出動を求める。

カ　水防のため緊急の必要があるときは、国、又は東京都知事に対し緊急消防援助隊及び自衛隊の派遣を要請する。

(2) 消防本部及び消防団の活動

消防本部及び消防団が分担する水防活動は、概ね次のとおりである。

ア　河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその情報を管理者に連絡して必要な措置を求める。

イ　水防上緊急の必要がある場合においては、消防職員、又は消防団員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。

ウ　消防長、又は消防団長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、その区域に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

エ　堤防その他の施設が決壊したときは、消防長、又は消防団長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

オ　消防長、又は消防団長は、水防管理者から出動の命令を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行う。

カ　河川等の氾濫等による浸水被害により逃げ遅れた市民は、ボート等を活用し救助活動を行う。

２　東京都建設局南多摩東部建設事務所の体制

(1) 水防の責任

東京都建設局南多摩東部建設事務所は、その管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を交換し、技術的な援助を与えるなどその調整を図る。

(2) 水防体制

東京都建設局南多摩東部建設事務所における水防本部組織及び業務分担は、下記のとおりである。

表　役割分担と業務内容

班　　別	業　務　分　担
所長・副所長	・総括指導
庶　務　班	・各班の連絡調整に関すること。 ・水防資機材の購入及び受払、労力、船舶の調達、輸送に関すること。 ・各班に属しないこと。
情報連絡班 機　動　班	・水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。 ・雨量、水位、流量の観測と通報及び資料の収集、整理に関すること。 ・気象、水象の情報連絡に関すること。
技　術　班	・水防作業の技術援助及び指導に関すること。 ・水防実施状況の調査及び報告に関すること。 ・所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。 ・公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること。 ・危険箇所の警戒巡視に関すること。 ・雨量・水位などの観測に関すること。 ・工区班応援に関すること。
工　務　班	・水防資機材の受払の調整に関すること。 ・水防資機材の配分、輸送計画に関すること。
工　区　班	・雨量、水位の観測に関すること。 ・所管工事現場等の警戒巡視に関すること。 ・水防作業の技術援助及び指導に関すること。 ・公共土木施設の被害状況調査に関すること。 ・危険箇所の警戒巡視に関すること。

(3) 水防資機材の要請

東京都に水防資機材を要請する場合は、東京都建設局南多摩東部建設事務所に電話（後日文書にて処理）にて要請し、資機材は、東京都内にある東京都の水防倉庫から払い出す。

３　水防現場活動計画

(1) 活動の方針

台風、豪雨等により水災が発生する危険がある場合、又は発生した場合は、この計画の定めるところにより、市、消防本部、消防団及び多摩中央警察署は、全機能をあげて、関係機関と連携のもとに、被害発生及び被害拡大を防止する。

(2) 消防本部の体制

ア　消防本部及び関係機関との連絡

溢水等により水災が発生する危険があるとき、又は発生したときは、消防本部の全機能をあげ市内関係機関との連携のもとに、被害発生及び被害拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

(ｱ) 消防長は、水災の発生、又は危険を知ったときは、直ちに水防管理者に報告する。

(ｲ) 関係機関は、水災の発生、又は危険を知ったときは、水防管理者への報告に協力する。

(ｳ) 前２号の連絡は、有線及び無線のあらゆる通信施設及び連絡車を活用して行う。

イ　事前措置

消防長は、水防現場活動を効率的に実施するため、次の計画を樹立する。

(ｱ) 事前教養

水防活動計画書による事前教養を実施する。

(ｲ) 要注意箇所の決定

水防管理者と協議して要注意箇所を決定する。

(ｳ) 監視警戒計画

監視警戒の必要箇所、警戒方法、警戒要員、連絡方法等について水災種別及び体制別の計画を樹立する。

(ｴ) 水防作業計画

水防作業の迅速適切化を図るため、要注意箇所ごとに実施する工法の種別、必要人員及び運搬方法について計画する。

(ｵ) 部隊運用計画

災害種別に対応した水防活動を行うため、消防団と連携した部隊運用を実施する。

(ｶ) その他必要事項

その他水災について必要が生じた場合は、計画を樹立し、指示命令をする。

ウ　非常招集

消防長は、水災に対処するため、必要があると認めた場合は、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。非常招集命令は、非常配備体制の発令をもって代える。

エ　水防非常活動体制

消防長は、水防非常活動体制として、次の措置を講ずる。

①水防部隊の編成及び部隊運用
②所要の水防資機材及び燃料等の点検整備
③関係機関との連絡及び情報収集
④河川の巡視による情報収集及び水防発生危険箇所の監視警戒並び広報
⑤水防活動及び被害状況等の把握
⑥長期水防活動に対応する交替制活動体制の確立
⑦消防部隊応援の受入れ体制の確立
⑧関係機関への連絡員の派遣

オ　活動要領

(ｱ)消防署水防部隊、消防出張所水防部隊及び消防団部隊運用要領

消防署水防部隊、消防出張所水防部隊は、災害の状況を判断して被害の最も甚だしい区域に出動し、水防活動にあたる。消防団部隊は、分団ごとに受持区域の水防活動にあたる。

(ｲ)活動の統括

消防署長は、消防団長と協議し消防署水防部隊、消防出張所水防部隊及び消防団部隊が実施する水防活動を指揮統括する。

(ｳ)監視及び警戒の実施

監視警戒は、降雨量その他気象状況により監視警戒計画に定めるところにより消防署員及び消防団員をもって、消防長が水防管理者と協議して決定した要注意箇所等について実施する。

(ｴ)水防作業の実施

消防長は、水防管理者の指示、警戒監視その他により水防作業の必要を認めたときは、消防団長と協議し消防署水防部隊、消防出張所水防部隊、消防団部隊等を出場させ水防作業に従事する。

(ｵ)資材の収用

水防管理者は、水防に要する資機材の準備が間に合わないとき、又は不足をきたしたときは必要な資機材を現地において収用する。

カ　長期にわたる活動体制

長期にわたる活動時においては、次の順位により実施する。

①人命救助
②火災現場活動
③水防工法その他消防長が特に優先実施について命令、又は指示するもの

キ　その他必要事項

消防署員の招集は、消防本部水防招集計画による。団員の招集は、団長の定める招集計画による。

(3) 消防団

ア　消防団の水防区域

消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とする。

イ　水防非常配備体制

稲城市消防団水防活動マニュアルによる。

ウ　通 報

○ 団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ消防団本部に通報しなければならない。

○ 消防団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに水防管理者及び消防長に通報する。

○ 出動の指示

・ 団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、若しくは発生したとき、又は分団から通報をうけたときは、水防管理者及び消防長と協議し必要な分団長に出動を指示する。

・ 分団長は、気象状況等により分団区域内に被害の発生するおそれが認められるとき、又は被害が発生したときは、その被害の規模に応じ、団員を出動させることができる。この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を消防団本部に報告しなければならない。

エ　指示等の伝達

団本部の指示、又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行う。

図　指示等の伝達

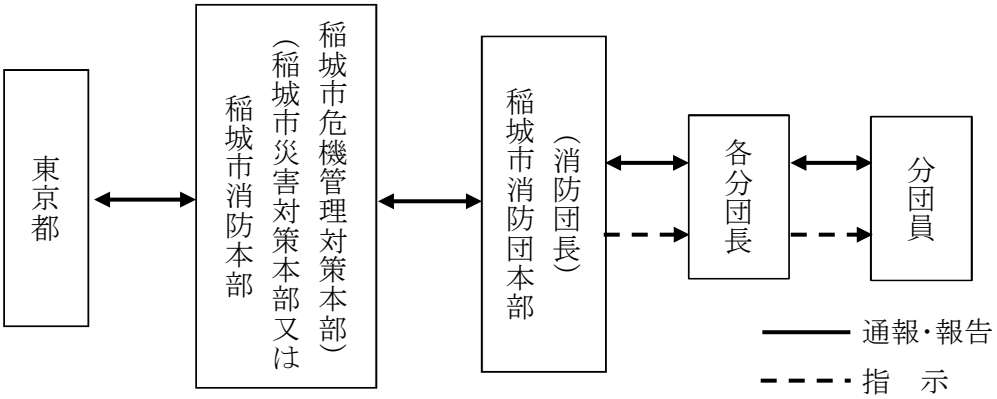

オ　有線途絶の場合の連絡

有線伝達施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合は、分団に対し無線、又は連絡車等を派遣するなどして、連絡体制を確保する。

カ　広報活動の協力

消防団は、必要に応じ、各種広報に協力する。

キ　消防団出動基準

水災現場活動の出動は、次の基準により実施する。

表　消防団出動基準

区　分	内　　容
待　機	団員は、自宅に待機し、必要に応じ、直ちに出動できる体制
準　備	水防に関する情報連絡及び水防資機材の整備点検等消防団の出動の準備体制
出　動	消防団が被害現場に出動する体制
解　散	水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防体制の終了の通知

ク　監視及び警戒

気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険な箇所が認められるときは、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講ずる。

ケ　水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その活動経過及び結果について、随時、消防団本部に報告する。

(4) 多摩中央警察署の協力

○　水防管理者から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に必要な警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動するものとする。

○　水防現場においては、水防管理者及び消防機関等と緊密な連絡調整の上、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し関係者以外の「立入り制限」・「立入禁止」、又は「立ち退き」等、必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。

○　水防機関及び消防機関等で、水防現場に向かうものの通行については、なるべく優先通行等の便宜を与えて、水防活動が迅速に行われるよう努める。

○　被災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次多摩中央警察署本来の活動に移行する。

(5) 自主防災組織の活動

○　自主防災組織は、地域住民の安全確認や避難時の集団誘導を行う。
○　避難所の開設等の支援を行う。
○　地域の被害状況等を市へ報告する。

４　決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置

○　堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察、又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。
○　決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 立ち退き

ア　立ち退きの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく多摩中央警察署長にその旨を通知する。

イ　避難誘導等

立ち退き、又はその準備を指示された区域の居住者については、多摩中央警察署は、水防管理者と協力して救出、又は避難誘導する。

また、水防管理者は、多摩中央警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立ち退き先及び経路等につき、必要な措置を講ずる。

５ 費用及び公用負担

表　役割分担と対策内容

対策の担当	対策内容
市 （水防管理団体）	・市（水防管理団体）は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。 ・区域外の市区町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市区町村が負担する。 ・負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、東京都知事にあっせんを申請することができる。
東京都	・東京都、又は東京都知事の行う事務に要する費用は、東京都の負担とする。

(1) 公用負担

ア　公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者は、次の権限を行使することができる。

○　必要な土地の一時使用
○　土石、竹木、その他の資材の使用
○　土石、竹木、その他の資材の収用
○　車両、その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
○　工作物その他の障害物の処分

イ　公用負担権限委任証明（水防法第 28 条）

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

ウ　公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、水防法第 28 条に規定する公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者、又はこれに準ずべき者に交付する。

ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理する。

エ　損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。

第３節　　水防上注意を要する箇所

１　多摩川水系

多摩川は山梨県塩山市笠取山に源を発し、西部山地における大部分の支川を集めて東南に流下し、中流域では多摩丘陵を支川とする秋川・浅川と下流では大栗川及び武蔵野台地を流れる支川と合流、その後は東京都と神奈川県との境を流下し、世田谷区で野川と合流して大田区羽田地先で東京湾に注いでいる。

(1) 多摩川（管理者 国土交通省京浜河川事務所）

表　重要水防箇所（稲城市沿岸の区間）

令和２年４月現在

No	種　別	階級	岸別	地先名	杙杭位置(km)	延長(m)	重要なる理由	想定される水防工法
1	工作物	A	右	大丸	32.4	１箇所	応急対策が必要な施設（大丸用水堰）	
2	水衝洗掘	B	右	押立	29.8＋100m 29.8＋40m	63.1	堤防全面の洗堀のおそれがある箇所	木流し
3	越　水（溢水）	B	右	押立	29.6＋175m 29.6＋50m	120.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	積み土のう
4	旧川跡	要注	右	押立	29.4＋65m 29.2＋190m	74.9	旧川跡	釜段工法
5	水衝洗掘	B	右	押立	29.2＋130m 29.2＋70m	59.7	堤防全面の洗堀のおそれがある箇所	木流し
6	旧川跡	要注	右	押立	28.4＋70m 27.8＋25m	305.4m	旧川跡	釜段工法
7	工作物	B	右	矢野口	27.8＋199m	１箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満（多摩川原水道橋）	
8	工作物	B	右	矢野口	27.8＋179m	１箇所	計算高水位と桁下高の余裕高未満（多摩川原橋）	
9	旧川跡	要注	右	矢野口	27.8＋165m 27.8＋100m	65.3	旧川跡	釜段工法
10	旧川跡	要注	右	矢野口	27.8＋100m 27.8＋25m	75.4	旧川跡	釜段工法

※上記の箇所は、水防上の必要に応じて市・消防署等においても重点的に巡視することが必要である。

＊ 稲城市近辺の水位観測所及び水防上重要な水門、堰堤

○ 石原水位観測所(調布市多摩川三丁目 管理者 国土交通省京浜河川事務所)

○ 大丸用水堰{管理者 大丸用水土地改良区（産業文化スポーツ部経済課　農政係）}

○ 大丸谷戸川水門（稲城市押立 348-10 先　都市建設部管理者　管理課）

○ 出水期前には点検等を行い洪水等に備えて迅速に操作できるように措置を講ずるものとする。

(2) 三沢川（管理者 東京都建設局南多摩東部建設事務所）

＊ 三沢川における東京都の雨量観測所及び水位観測所

○ 雨量観測所名 稲城 （稲城市百村 1,239 番地）

○ 水位観測所名 新田橋 （稲城市百村 1,239 番地）

○ 三沢川上 {稲城市坂浜 3,194 番地（三沢川分水路）}

○ 三沢川分水内 {稲城市坂浜 3,173 番地（三沢川分水路内）}

第４節　　ダム放流通報

ダムの設置者は、洪水が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、ダムにおける観測結果、操作の状況等を河川管理者及び都道府県知事に通知しなければならない。またダムの操作により河川流水の状況に著しい変化が生ずるときは、水害を未然に防止する観点から、あらかじめ関係都道府県知事、関係市町村長、関係警察署長に通知し、さらに一般にも周知するための措置を講じなければならない。

図　小河内ダム放流通報（水道局）の伝達系統基本

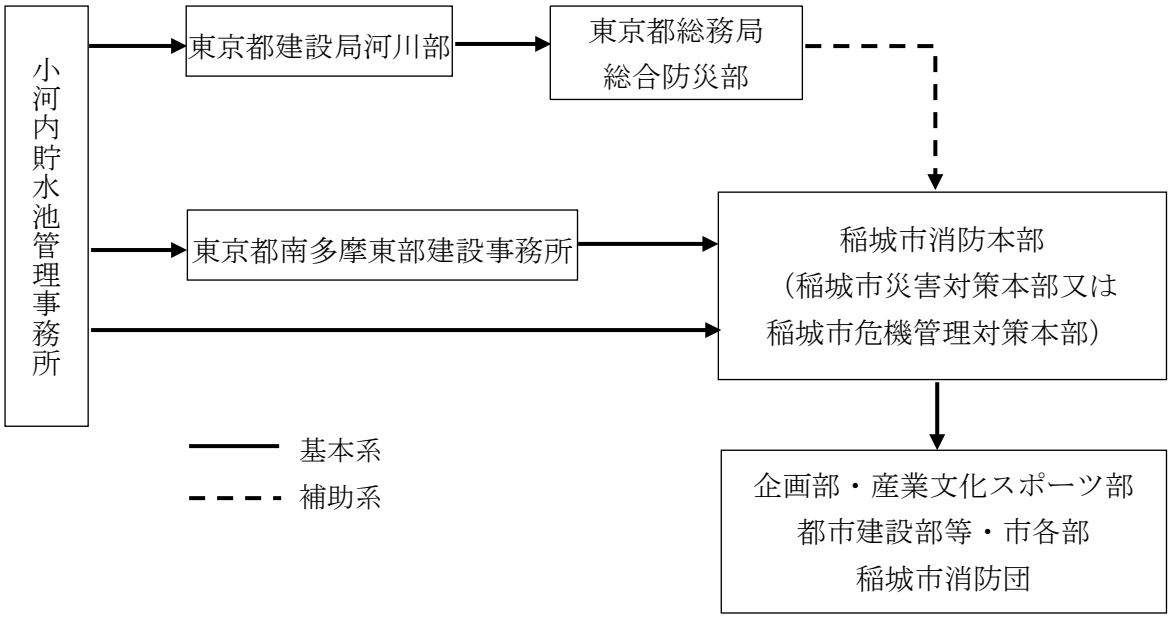

第４章　警備・交通規制【多摩中央警察署】

災害時における、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期する。

第１節　警備活動

１　警備体制

多摩中央警察署は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

風水害警備の体制は、準備体制、注意体制、警戒体制、非常体制の４段階に分けて発令する。

２　警備活動

多摩中央警察署は、災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

風水害発生時における警察活動は、概ね次のとおりとする。

①河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
②災害地における災害関係の情報収集
③警戒区域の設定
④被災者の救出、救護
⑤避難者の誘導
⑥危険物の保安
⑦交通秩序の確保
⑧犯罪の予防及び取締り
⑨行方不明者の調査
⑩遺体の調査等及び検視

３　その他

(1) 警戒区域の設定

災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 市に対する協力

○ 市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

○ 市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

○ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

第２節　交通規制

１　交通情報の収集と交通統制

○ 交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を東京都知事(東京都本部長)に通報する。

○ 隣接県に通じる国道その他の幹線道路については、隣接県警察署と連携を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

２　交通規制

○ 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。

○ 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

３　車両検問

○ 主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難、又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

○ 緊急通行車両等の確認については、「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第５章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保　第３節　応急対策 １　道路・橋りょう」による。

４　その他

○ 交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強ならびに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第５章　医療救護・保健等対策

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第８章 医療救護・保健等対策」で定めた計画によるものとする。

第６章　避難者対策

【市民部・産業文化スポーツ部・福祉部・子ども福祉部・教育部】

◇風水害時に、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講じる。

◇避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）の発令前に市は、速やかに避難所を開設する。

図　避難者対策の流れ

機関名	発災　被害の発生				
	事前情報収集期 警戒レベル１	情報監視期 警戒レベル２ （相当）	情報連絡期 警戒レベル３・４ （相当）	災害即応期 警戒レベル５ （相当）	応急対応期
市	○気象情報の把握、状況の監視	○避難所開設準備 ○避難準備・高齢者等避難開始情報の発令 ○東京都に報告（状況） ○避難所・福祉避難所の開設・運営	○避難勧告・避難指示（緊急）	○【緊急に安全を確保するよう促す情報】 ○被害状況の調査 ○避難者把握 ○被災地域外へ移送要請	○被災者生活の支援活動 ○ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの受入れ ○被災地域外へ移送
気象庁	○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン（随時） ○防災情報提供システムによる情報提供 ○気象情報連絡会実施 ○早期注意情報発表（警報級の可能性）	○大雨、洪水注意報発表、 ○氾濫注意情報発表	○大雨※洪水警報発表 ※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は警報レベル３に相当 ○氾濫警戒情報発表 ○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表） ○氾濫危険情報発表	○記録的短時間大雨情報の発表 ○大雨特別警報発表 ○氾濫発生情報発表	○警報、注意報の解除
多摩中央警察署	○気象情報、被害等に関する情報を収集		○気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施	○被害状況の調査 ○発災後、被害（拡大）防止を目的とした避難誘導を実施	
市区町村（被災地外）					○避難者の受入れ
東京都総務局	○気象情報の収集、提供			○被害状況の把握 ○被災地外へ移送調整	
東京都水防本部	○避難の基になる雨量・水位等の情報提供				
東京都福祉保健局			○避難所の開設状況の把握		

第１節　　避難体制の整備

【市民部・産業文化スポーツ部・福祉部・子ども福祉部・教育部・消防本部】

１　避難体制の整備

表　役割分担と対策内容

対策の担当	対策内容
市民部 産業文化スポーツ部 福祉部 子ども福祉部 教育部 消防本部	・発災時に備えた地域の実情の把握 ・避難勧告等を行ういとまがない場合の対応を検討 ・「避難所設営マニュアル」・「避難所運営マニュアル」の修正 ・避難勧告等判断・伝達マニュアルの策定 ・避難場所、避難所の指定及び住民への周知 ・東京都と連携した緊急通報システムの整備 ・防災訓練等を通じた防災行動力の向上 ・小中学校に対する避難計画の作成等指導 ・「風水害時における職員用避難所マニュアル」の修正

≪市民部・産業文化スポーツ部・福祉部・子ども福祉部・教育部・消防本部≫

○　地域、又は自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

○　避難の勧告、又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

○　避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容は概ね次のとおりである。

・　情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。

・　傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。

・　避難期間に応じて、水、食糧及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。

・　避難解除となった場合の避難者の帰宅行動、又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

○　効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、東京都と連携を図りながら周知していく。

○　内閣府が平成 31 年３月に改訂した「避難勧告等に関するガイドライン」（以下「避難勧告等ガイドライン」という。）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定し、避難勧告等

が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう「稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアル」を策定した。

○　「風水害時における職員用避難所マニュアル」を活用し、迅速かつ的確な避難所の開設及び運営に努めるとともに、マニュアルを検証し修正を行う。

○　平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。

○　災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

○　効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、「いなぎ防災マップ」を活用し市民に周知する。

○　自治体の枠を超えた広域避難の体制を構築するため、東京都や関係機関等と連携して、避難先の確保や的確な避難誘導の在り方について検討していく。

○　市民が適切な避難行動を行うため、「マイ・タイムライン」の普及拡大に努める。

○　近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤として地域協力体制に対する指導の充実を図る。

○　福祉部と協働して、自主防災組織を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。

○　各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

≪教育部≫

○　災害状況に応じ、校長を中心に全校職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり教育庁が作成した児童生徒等の避難計画に基づき避難計画の作成等の指導を行う。

児童生徒等の避難計画（教育庁）

①　計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項について、保護者に周知する。
②　避難所、避難経路及び保護者への引渡場所については、防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定する。
③　避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。
④　避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、郊外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮する。
⑤　校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。
⑥　児童生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。

第２節　　避難勧告等の判断・伝達

【災害対策本部・多摩中央警察】

１　避難準備、勧告、又は指示

内閣府策定の「避難勧告等のガイドライン」によると、立ち退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。

(1) 洪水等（洪水・内水氾濫）

○ 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊した場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合

○ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、２階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは、命に危険が及ぶおそれがある場合

○ 地下、半地下に氾濫した水が流入する場合

(2) 土砂災害

○ 背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合

○ 土石流が発生し、被害のおそれがある場合

○ 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

○ 平成 25 年６月の災害対策基本法の改正により、市長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった（第 60 条第１及び第３項）。

○ これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直避難）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。

○ 避難情報と取るべき避難行動について、お年寄りや子供にも解りやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。

○ 警戒レベルの導入

・ 平成 31 年３月 28 日の「避難勧告等に関するガイドラインの改定」により「自らの命は自らが守」意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。

・ 市は東京都と連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。

表　避難勧告等一覧

措　　置		根　拠	役　割
避難準備・高齢者等避難開始		（地域防災計画等）	市　長
避難勧告	・避難のための立ち退きの勧告	災害対策基本法 第 60 条第１項	市　長
避難指示 （緊急）	・避難のための立ち退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第 60 条第１項及び 第３項	市　長
	(市長が指示できない、若しくは求めるとき） ・避難のための立ち退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第 61 条第１項	警察官 及び 海上保安官
	・避難のための立ち退きの指示	水防法第 29 条	市　長
		水防法第 29 条 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条	東京都知事及びその命を受けた職員

図　避難勧告・避難指示

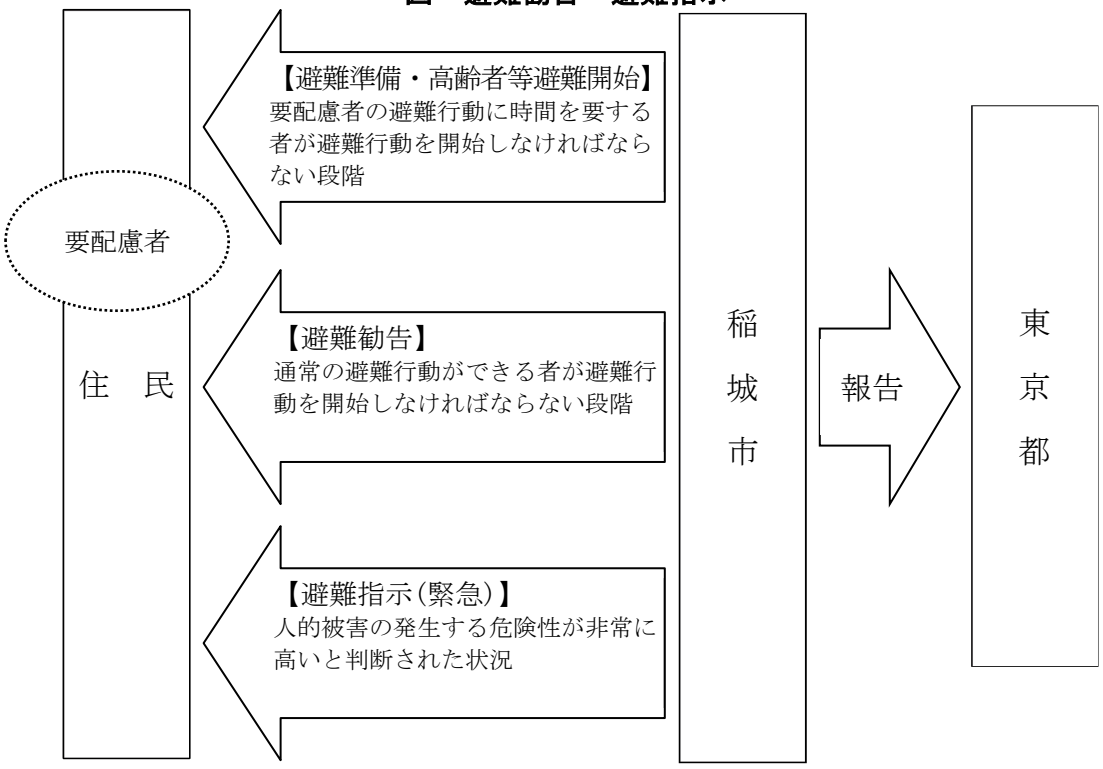

○　危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○　人の生命を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

○　区域内において危険が切迫した場合には、市長は多摩中央警察署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告、又は指示するとともに、速やかに東京都に報告する。

○　水防法第 29 条に基づき、水防管理者として洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては、多摩中央警察署長にその旨を通知しなければならない。

○　「稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアル」に基づき、要配慮者に対する避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

○　平常時から地域、又は自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

≪多摩中央警察署≫

○　市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。

○　この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

○　避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。

○　危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。

２　避難勧告等の判断基準等

(1)　避難勧告等の判断・伝達のための基準等の策定

○　市は、内閣府策定の「避難勧告等に関するガイドライン」などに基づき、市の特性を踏まえて「稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアル」を策定し、必要に応じ修正を行う。

○　避難勧告等の判断基準等については、最新の「稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアル」による。

○　市は、避難勧告等を発令する際に、国、又は東京都に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

(2)　避難に要する時間を見込んだ避難勧告等の発令

市は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、市民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、避難勧告等を発令する。

(3) 災害時における避難勧告等判断基準及び伝達内容

ア　洪水の避難勧告等判断基準

(ｱ)多摩川破堤・越水氾濫（国土交通省管理）

表　避難勧告等の発令の判断基準　令和元年６月

種　別	判　　断　　基　　準
【警戒レベル３】 避難準備・高齢者等避難開始	(a) 指定河川洪水予報により、多摩川の石原水位観測所の水位が避難判断水位である4.30mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 (b) 指定河川洪水予報の水位予測により、多摩川の石原水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予測される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） (c) 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 (d) 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル４】 避難勧告 避難指示 （緊急）	【避難勧告】 (a) 指定河川洪水予報により、多摩川の石原水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.90mに到達したと発表された場合 (b) 異常な漏水・浸食等が発見された場合 (c) 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	【避難指示（緊急）】 (a) 多摩川の石原水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.90mを超えた場合（越水・溢水のおそれのある場合） (b) 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (c) 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合
【警戒レベル５】 災害発生情報	決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）

表　石原水位観測所の水位基準

計画高水位	5.94m	堤防の設計・整備等の基準となる水位。
氾濫危険水位	4.90m	堤防が壊れて家屋浸水などの被害が発生するおそれが高まる水位。
避難判断水位	4.30m	市長の避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考となる水位。
氾濫注意水位	4.30m	災害が発生する危険性のある水位。水防団が出動する目安となる。
水防団待機水位	4.00m	水防団が河川状況に応じて直ぐに出動できるよう準備をするための指標となる水位。

(ｲ) 三沢川破堤・越水氾濫（東京都管理）

小河川等による浸水は、短時間の降雨で浸水が発生することや狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しく、ほとんどの場合、立ち退き避難を必要としないことから基本的に避難勧告等の対象としない。ただし、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた被害情報をもとに局所的に避難勧告等を発令することは考えられる。

また、時間的余裕が無い場合がほとんどであることから、基本的に避難準備・高齢者等避難開始は発令せず、直ちに避難勧告等を発令することが考えられる。

表　避難勧告等判断基準

種　別	判　　断　　基　　準
【警戒レベル 3】 避難準備・高齢者等避難開始	時間的余裕が無い場合がほとんどであることから、警戒レベル３避難準備・高齢者等避難開始は発令しない場合がある。
【警戒レベル 4】 避難勧告 避難指示(緊急)	(a) ～ (c) のいずれか１つに該当する場合に、警戒レベル４避難勧告・警戒レベル４避難指示（緊急）を発令する。 (a) 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被害等）が確認された場合 (b) 職員、又は消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 (c) 浸水の発生に関する情報が市民、自主防災組織より通報された場合
【警戒レベル 5】 災害発生情報	決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）

※ 小河川等による浸水の場合は、床上浸水となるケースが多くない事、浸水が極めて短時間で発生する場合が多いことから、避難勧告等が発令された場合の避難行動は、小河川の沿川家屋、地下空間等関係者以外の者は、屋内での安全確保措置を基本として避難行動を検討することが重要である

表　新田橋観測所の水位基準

計画高水位	5.71m	堤防の設計・整備等の基準となる水位
危険水位	4.58m	堤防が壊れて家屋浸水などの被害が発生するおそれが高まる水位
警戒水位	3.21m	市長の避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考となる水位
注意水位	1.83m	災害が発生する危険性のある水位。水防団が出動する目安となる
水防団待機水位	―	水防団が河川状況に応じて直ぐに出動できるよう準備をするための指標となる水位

東京都水防災総合情報システムより

イ　土砂災害の避難勧告等判断基準

土砂災害は、降雨の状況等により局地的に発生する傾向があるため、避難勧告等の発令は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発表単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難勧告等の発令を検討する。

また、避難勧告等の発令基準を満たした場合は、避難所の開設を終えていなくとも避難勧告を発令する。

表　避難勧告等の発令の判断基準

種　別	判　断　基　準
【警戒レベル３】 避難準備・高齢者等避難開始	(a) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、２時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判定基準（赤）以上となる場合 (b) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 (c) 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル４】 避難勧告 避難指示(緊急)	(a) 土砂災害警戒情報が発表された場合 (b) 大雨警報（土砂災害）が発表されており、かつ、２時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判定基準（薄紫）以上で、更に降雨が継続する見込みである場合 (c) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 (d) 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合
	(a) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で実況値がすでに土砂災害警戒情報の判定基準（濃紫）以上となった場合 (b) 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 (c) 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 (d) 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合
【警戒レベル５】 災害発生情報	土砂災害が発生した場合（土砂災害警戒情報等により把握できた場合）

※ 避難が必要な状況が夜間･早朝になった場合でも躊躇することなく､避難勧告等は発令する。

ウ　避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

（内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」より）

表　避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

種　別	立ち退き避難が必要な住民に求める行動
【警戒レベル 3】 避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル 4】 避難勧告 避難指示 （緊急）	全員避難 ○指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自らが判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ＜市から避難指示（緊急）が発令された場合＞ ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的、又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
【警戒レベル 5】 緊急に安全を確保するよう促す情報	災害発生 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を悪日に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

※１　近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
※２　屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

※　突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震を伴う強い揺れ、又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や区市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難することが必要である。

エ　避難勧告等の解除について

避難勧告等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、この限りではない。

(4) 市の避難勧告等の判断・伝達に対する支援

○　平成 25 年６月の災害対策基本法の改正により、市長は、避難勧告等にあたって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）、又は東京都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国、又は東京都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された（第 61 条の２）。

○　東京都総務局は、東京都災害情報システム（DIS）により、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を設置された市の端末機に提供する。さらに、気象警報発令時などに、気象庁から東京都に配信される情報と同じ情報を自動的に市に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。

○　東京都建設局等は、市からの助言の求めに応じ、以下の支援を実施する。

・　東京都が管理する具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、市に提供する。

a. 警戒すべき区間
b. 施設の整備状況

・　具体的な内水氾濫データを収集し、市に提供する。

a. 警戒すべき区間
b. 内水氾濫の特徴

第３節　　避難誘導

【災害対策本部・子ども福祉部・教育部・消防本部・消防団・多摩中央警察署】

１　避難誘導

(1) 役割分担と対策内容

表　役割分担と対策内容

対策の担当	内　　容
災害対策本部	・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合は、災害状況に応じ、広報車等の活用により避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。 ・住民の避難誘導を実施する。
教育部 子ども福祉部	・災害状況に応じ、校長等を中心に全職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、避難計画を作成するなどの指導を行う。 ・避難誘導について、河川等の浸水危険区域を通らないような経路とする。
消防本部 消防団	・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。 ・上記の避難路等については、安全確保に努める。
多摩中央警察署	・住民の避難誘導を実施する。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所等に、住民を誘導し収容する。 ・誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。 ・誘導する場合は、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。 ・浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資機材を活用し安全を期する。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。

図　避難誘導の流れ

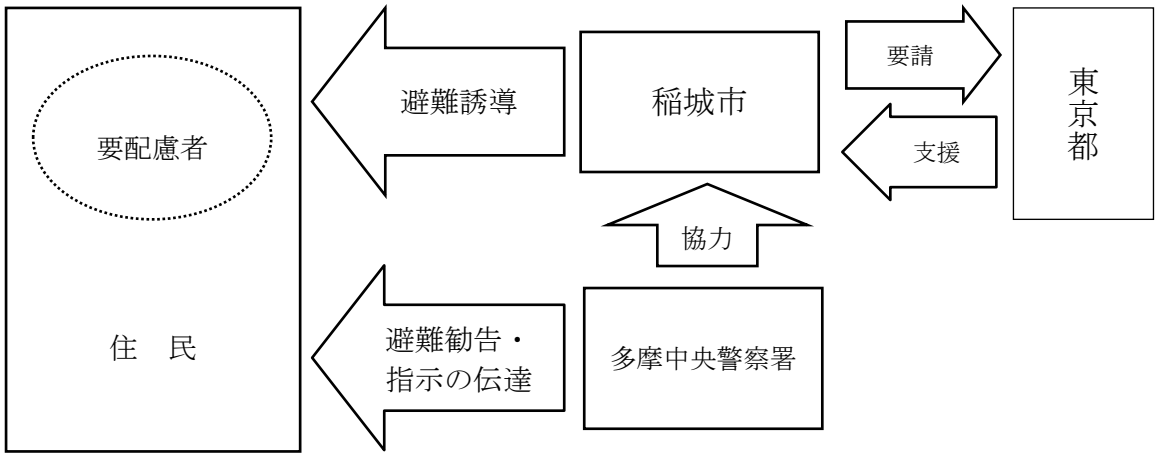

(2) 詳細な取組内容

≪災害対策本部≫

○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。

○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合、多摩中央警察署の協力を得て、地域、又は自治会、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、自主防災組織の本部長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。

○ 避難所等の運用は、市及び自主防災組織が行う。

○ 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、消防本部と福祉部等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

○ 市は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

○ 市は、避難勧告の発令の際には、避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。またそのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

○　市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

≪子ども福祉部・教育部≫

○　計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施するとともに、必要な事項について、保護者に周知しておく。

○　避難所、避難経路及び保護者への引渡場所は、地元防災機関と連携し、当該地域の防災計画に即して選定する。

○　避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。

○　避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮する。

○　校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。

○　児童生徒等の把握と、報告の方法を具体的に定める。

≪消防本部・消防団≫

○　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を関係機関に通報する。

○　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合は、災害状況に応じ、広報車等の活用により避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

○　発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や「防災マップ」の作成・配布等により、住民等に対する周知徹底を図り、理解の促進を図るよう努めるものとする。

○　災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法や伝達内容を明確にした「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を策定した。

○　土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

○　水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等をやむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

≪多摩中央警察署≫

○　地域住民、事業所従業員等で、自治会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難所等に避難させる。この場合、要配慮者は優先して避難させる。

○　避難所等では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難所等の秩序維持に努める。

２　安全な避難方法の確保

◇市は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容を「避難勧告等判断・伝達マニュアル」等で定めている。

◇急激な増水などが予想され、高層建築物等への一時的な避難が必要となる地域において、避難の必要な住民と避難を受入れるビル等の所有者・管理者との協定締結を推進する。

第４節　　避難所の指定、開設・管理運営

【市民部・産業文化スポーツ部・福祉部・子ども福祉部・教育部・消防本部】

◇平成 25 年６月に改正された災害対策基本法第 49 条の４第１項では、「防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設、又は場所」と位置付けられ、市は、洪水、その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所を指定する。

◇49 条の７第１項では、避難所について、「避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自らの居住の場所を確保することが困難な被災した住民、その他の被災者を一時的に滞在させるための施設」と位置付けられ、市は、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

◇これを受け、市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共施設を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。（資料編 資－83, 84 参照）

◇また、指定した避難所については東京都に通知し、通知を受けた東京都はこれを国（内閣総理大臣）へ報告する。

◇指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造、又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

◇なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。

◇指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

１　避難所の事前指定

(1) 役割分担と対策内容

表　役割分担と対策内容

対策の担当	内　　容
市民部 産業文化スポーツ部 福祉部 子ども福祉部 教育部 都市環境整備部 消防本部	・地域防災計画において、避難所を指定し、市民へ周知する。 ・指定した避難所の名称、所在地、規模等については、東京都、多摩中央警察署等の関係機関に報告する。 ・避難所の安全性を確保する。 ・「避難所設営マニュアル」「避難所運営マニュアル」を修正する。 ・公立小中学校等を避難所として指定した場合の、食糧備蓄、必要な資機材、台帳等を整備する。 ・避難所の衛生管理対策を促進する。 ・飼養動物の同行避難の体制を整備する。 ・東京都、関係団体等と協力した動物救護体制を整備する。 ・災害用トイレに関するマニュアルを作成する。 ・避難所における消防用設備等の維持管理状況等を確認する。 ・避難所の防火安全対策の策定等による避難所運営を支援する。 ・感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策を整備する。 ・「風水害時における職員用避難所マニュアル」を策定した、人事異動等により随時更新を行う。

(2) 詳細な取組内容

○　避難の原則は徒歩とするが、風水害時に限り指定された指定避難所への避難が間に合わないなど緊急時の避難場所として車での緊急避難場所を整備し開放する。車での緊急避難場所からの指定避難所までは、徒歩での自力避難とする。

○　その他、避難者対策は、「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第10章　避難者対策」で定めた計画によるものとする。

２　避難所の開設・管理運営

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第 10 章 避難者対策　第３節 応急対策 ２　避難所の開設・管理運営」で定めた計画によるものとする。

３　動物救護

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第 10 章 避難者対策　第３節 応急対策 ４　動物救護」で定めた計画によるものとする。

４　ボランティアの受入れ

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第 10 章 避難者対策　第３節 応急対策 ５　ボランティアの受入れ」で定めた計画によるものとする。

第５節　被災者の他地区への移送

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第 10 章　避難者対策　第３節 応急対策 ６　被災者の他地区への移送」で定めた計画によるものとする。

第６節　要配慮者の安全確保

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第 10 章 避難者対策 第２節 予防対策 １　避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）」、「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第 10 章 避難者対策 第２節 予防対策 ４　地域の安全対策及び外国人支援対策」、「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第 10 章 避難者対策　第３節 応急対策 ９　要配慮者の安全確保・外国人支援対策」で定めた計画によるものとする。

第７節　　広域避難

【福祉部・子ども福祉部・消防本部】

１　広域避難体制の整備

(1) 役割分担と対策内容

表　役割分担と対策内容

対策の担当	内　　容
福祉部 子ども福祉部 消防本部	・大規模水害等が住民生活に与える影響の周知 ・避難方法及び安全な場所の住民への周知 ・安全に広域避難を実施するための、避難勧告、指示等の発令基準の整備 ・自治体間の広域避難の仕組み作り ・要配慮者対策
東京都総務局	・広域避難における市区町村間の総合的な調整を行う。 ・国、都県、市区町村等の連携体制を整備する。 ・円滑な広域避難の実現に向けた避難方法等を検討する。 ・市区町村間の広域避難の仕組み作りを支援する。
東京都福祉保健局	・市における要配慮者対策の強化を支援する。

(2) 詳細な取組内容

○　大規模水害が住民生活に与える影響を稲城市ホームページ、「いなぎ防災マップ」、SNS 等を活用し、住民に分かりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。

○　市は住民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識づけに努める。

○　広域避難に係る避難勧告・指示等の発令タイミングについては、市で作成することとしている避難勧告等の判断基準等も踏まえ、安全に広域避難を行うための基準等について、国や東京都と連携して検討・整備する。あわせて自区域の避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。

○　市区町村間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。

○　広域的な避難を行うためには、避難行動に支援が必要な者の事前の把握及び優先的な避難の実施が必要であることから、災害対策基本法の改正により市区町村長に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」を活用するなどし、要配慮者の避難対策を強化する。

２　大規模水害時に使用可能な避難所の確保

(1) 役割分担と対策内容

表　役割分担と対策内容

対策の担当	内　　容
消防本部	・大規模水害に備え、低地等の危険な場所の把握 ・大規模水害時に使用可能な避難所の確保 ・大規模水害時に被害を受けない備蓄方法の検討
東京都総務局	・都内の自治体の区域を越える広域的な避難を円滑に実施するため、東京都が事前に市区町村間の避難者の受入れ先の調整を進めていく。 ・大規模水害の発生のおそれがある場合は、都内の避難所のほか、地理的要因から他県に近接する地域では都外への避難を行う必要も生じる可能性があることから、他県との間で広域避難実施時に円滑な協力が得られるよう、避難者の受入先等について調整を図る。

(2) 詳細な取組内容

○　避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

○　住民の安全な避難誘導を実施するため、河川管理者が公表する洪水浸水想定区域図、又は浸水予想区域図を参考に、低地帯、又は堤防近接地域など、水害の危険性が高い場所の把握を進める。

○　避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や自区域内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保する。あわせて関係自治体等との連携を図りながら、自区域外での避難受入先の情報について住民への周知・啓発に努める。

○　河川管理者が公表する洪水浸水想定区域図、又は浸水予想区域図を参考に、浸水危険性のある備蓄場所の把握を進め、必要に応じて想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を講じる。

３　避難誘導

(1) 役割分担と対策内容

表　役割分担と対策内容

対策の担当	内　　容
災害対策本部	・東京都本部若しくは他市区町村へ広域避難要請 ・避難準備情報、避難勧告等の発令 ・段階的に避難させる住民の抽出、呼び掛け ・多摩中央警察署の協力を得て、住民を他地域へ避難誘導 ・必要に応じて、屋内での待避等の安全確保措置の指示 ・災害状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）等の伝達
多摩中央警察署	・市が主体となって行う避難誘導について、市からの協力要請に基づき、住民の避難誘導の支援を行う。交通渋滞が発生するおそれがあるなどの場合は、必要に応じて交通誘導・整理等を実施する。
東京都本部	・大規模な水害の発生が予想され、市から広域避難の要請があり、東京都県境を越える広域避難の必要があると考えられる場合は、東京都本部から近隣県に対して、避難者の受入れを照会・調整する。 ・市へ気象情報等の情報提供を行うとともに、避難勧告等に関し、市の求めに応じて、技術的に可能な範囲で助言を実施する。 ・交通事業者に対して、避難手段の提供に関する協力要請を行う。
東京都福祉保健局	・市から東京都本部を通じて広域避難の要請があった場合は、都内のその他市区町村に対して、避難者の受入れに係る照会・調整を行い、警視庁等関係機関と調整の上、避難者の受入先を決定する。 ・受入先の決定後、受入先の市区町村長に対して避難者の受入体制の整備を依頼する。 ・避難者の避難方法については、市と協議の上、被災の予想される時間、又は地域を考慮して決定する。なお、交通事業者への避難先及び期日の連絡については、東京都本部を通じて行う。 ・避難者の受入先及び避難方法について、市へ伝達するとともに、東京都本部へ報告を行う。
交通事業者	・東京都本部から協力要請を受けた交通事業者は、避難手段の提供について協力する。

(2) 詳細な取組内容

○ 市長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、自区域内で住民を避難させることが困難なときは、東京都本部に対して、他の市区町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。なお、市長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先市区町村や他の市区町村に要請等をした場合、その旨を東京都本部へ報告する。

○ 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、市長は必要に応じて、多摩中央警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行う。

○ 市長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）発令を行う。

○ 避難の実施方法としては以下のとおり。

- 要配慮者や低地等に居住する住民については優先的に避難させる。
- 水害時に使用可能な自区域内の避難所へ避難させる。
- 水害時に使用可能な都内の他市区町村の避難所へ避難させる。
- 他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させる。
- 必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第 60 条第３項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。

○ 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民については、地域ごとに設けた拠点へ一時的に集合し、そこから東京都が調達したバス等で避難先へ向かう。

図　避難誘導・イメージフロー

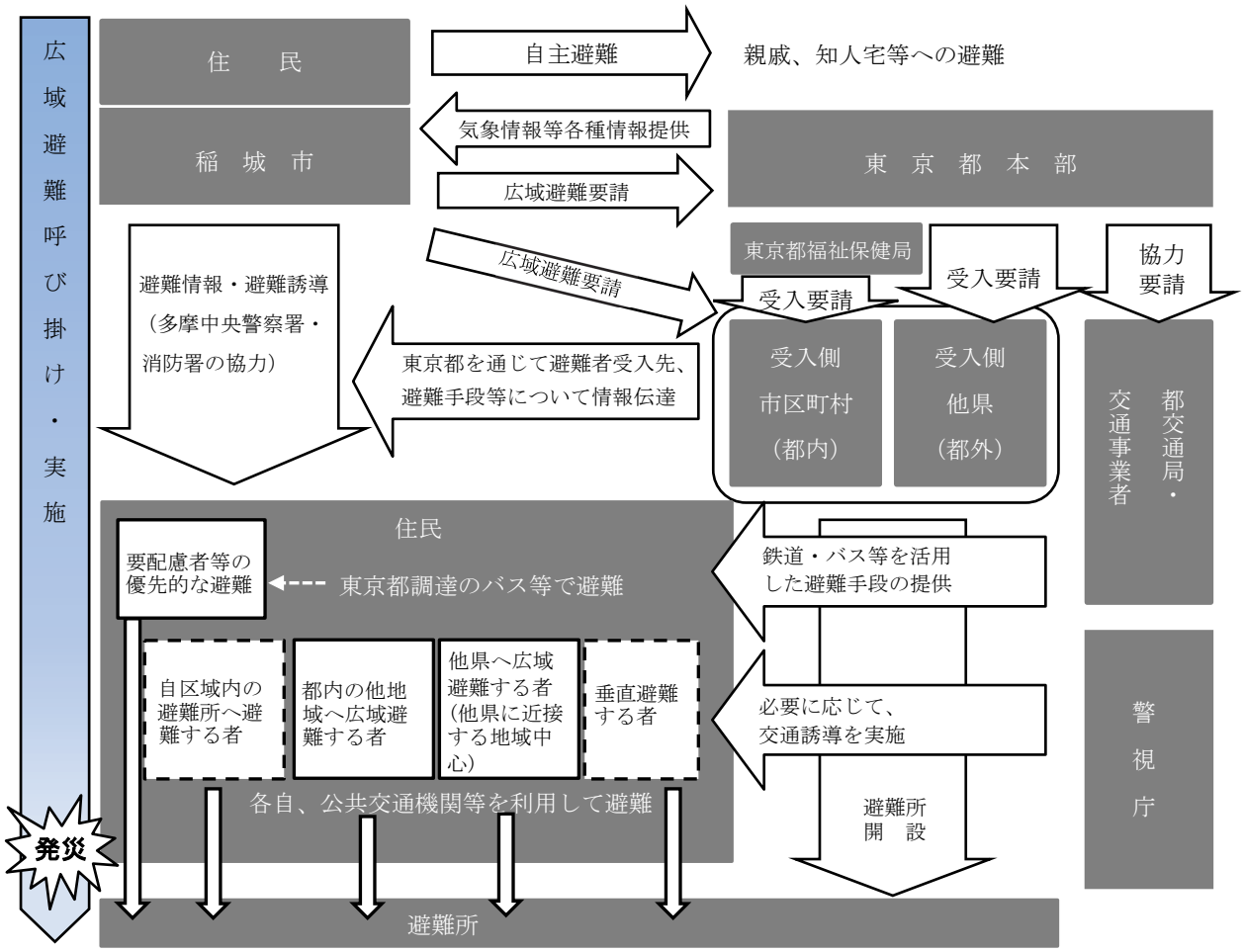

４　避難所の開設・運営

(1) 役割分担と対策内容

表　役割分担と対策内容

対策の担当	内　　容
災害対策本部	≪受入側市区町村≫ ・要請に基づく避難所及び福祉避難所の開設 ・避難所運営 ・その他、「本章　第４節　避難所の指定、開設・管理運営」において市の役割とされる業務 ≪要請側市区町村≫ ・避難所への職員派遣 ・避難所運営への積極的な協力 ・その他、「本章　第４節　避難所の指定、開設・管理運営」において市の役割とされる業務
東京都本部	・都外に避難所及び福祉避難所が開設された場合、他県と連携し、都外避難所等の開設状況の把握を行う。
東京都福祉保健局	（開設状況の把握） ・市からの東京都災害情報システム（DIS）への入力等による報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。 ・市から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者や障害者、乳幼児の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。 （福祉避難所） ・市の報告に基づき、福祉避難所の所在地等について把握する。 ・開設済み福祉避難所について、市に対し、定期的に受入可能人数を確認する。 ・都立施設について、状況に応じ、地域の福祉避難所としての役割を果たせるように連絡調整する。 ・その他、東京都福祉保健局は、「本章　第４節　避難所の指定、開設・管理運営」で東京都福祉保健局が行う業務として掲げた対策を講じる。
東京都教育庁	・避難所となる都立学校は、「学校危機管理マニュアル」及びあらかじめ定める避難所の支援に関する運営計画に基づき、市による避難所の開設・管理運営に協力する。 ・都立学校について、市から臨時の避難所開設の依頼があった場合は、当該市と連絡をとり、開設・管理運営に協力する。

(2) 詳細な取組内容

○ 受入側市区町村は、東京都福祉保健局からの要請に基づき避難所を開設する。

○ 避難所の運営は原則として受入側市区町村が行い、要請側市区町村は積極的にその運営に協力する。

○ その他市は、「本章　第４節　避難所の指定、開設・管理運営」で市が行う業務として掲げた対策を講じる。

第７章　物流・備蓄・輸送対策

「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第 11 章 物流・備蓄・輸送対策の推進」で定めた計画によるものとする。

第８章　ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・がれき処理

災害時のごみ処理、障害物の除去を迅速に行うとともに、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、市民の生活環境の保持を図る。

第１節　ごみ処理

「震災編　第２部　災害予防・応急・復旧対策　第１３章　住民の生活の早期再建　第２節 予防対策 ３ ごみ処理、第３節 応急対策 ７ ごみ処理」で定めた計画によるものとする。

第２節　トイレの確保及びし尿処理

「震災編　第２部　災害予防・応急・復旧対策　第１３章　住民の生活の早期再建　第２節 予防対策 ２ トイレの確保及びし尿処理、第３節 応急対策 ６ トイレの確保及びし尿処理」で定めた計画によるものとする。

第３節　障害物の除去

１　住居関係障害物の除去

住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

表　役割分担と対策内容

対策の担当	内容
災害対策本部 都市建設部 都市環境整備部	・災害救助法適用前は、市が除去の必要を認めたものを対象として実施する。 ・災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、東京都に報告するとともに、関係機関と協力して実施する。
東京都本部	・災害救助法適用後、市区町村の報告に基づき、土石、竹木等の除去を実施する。 ・第一次的には、市区町村保有の器具、機械を使用する等、市区町村と協力して実施する。 ・資機材、労力等が不足する場合は、隣接市区町村に協力を求めるほか、東京建設業協会等に対し、資機材、労力等の提供を求める。

２　道路関係障害物の除去

表　役割分担と対策内容

対策の担当	内　　容
災害対策本部 都市建設部 都市環境整備部	・道路上の障害物の状況を調査し、その結果を災害対策本部へ報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。報告を受けた災害対策本部は速やかに東京都建設局に報告する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力する。 ・道路上に設置されている雨水排水口等の能力を低下させるおそれのある障害物については、各道路管理者と密接な連絡をとり協力する。
東京都建設局 南多摩東部 建設事務所	・都道における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため、速やかに障害物の除去を行う。 ・除去作業は、各道路管理者と密接な連絡をとり、相互に協力する。
多摩中央警察署	・交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともにこれに協力する。

第４節　　災害廃棄物処理

「震災編 第２部 災害予防・応急・復旧対策 第１３章 住民の生活の早期再建 第２節 予防対策 ４ がれき処理、第３節 応急対策 ８ がれき処理、第４節 復旧対策 ９ がれき処理の実施」で定めた計画によるものとする。

第９章　ライフライン施設の応急・復旧対策

「震災編 第２部 災害予防・応急・復旧対策 第５章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」で定めた計画によるものとする。

第１０章　公共施設等の応急・復旧対策

「震災編 第２部 災害予防・応急・復旧対策 第４章 安全な都市づくりの実現 第３節 応急対策 ２ 河川等の応急対策による二次災害防止 (2)社会公共施設等の応急対策」で定めた計画によるものとする。

第１１章　応急生活対策

「震災編 第２部 災害予防・応急・復旧対策 第１３章 住民の生活の早期再建」で定めた計画によるものとする。

第１２章　災害救助法の適用

「震災編 第２部 災害予防・応急・復旧対策 第１３章 住民の生活の早期再建 第２節 予防対策 5 災害救助法等、第３節 応急対策 9 災害救助法等の適用、第４節 復旧対策 10 災害救助法の運用等」で定めた計画によるものとする。

第１３章　激甚災害の適用

「震災編 第２部 災害予防・応急・復旧対策 第１３章 住民の生活の早期再建 第２節 予防対策 5 災害救助法等、第３節 応急対策 10 激甚災害の指定」で定めた計画によるものとする。

第４部
災害復旧・復興計画

第４部　災害復旧・復興計画

「震災編　第３部 災害復旧・復興計画 第１章 稲城市災害復興本部　第２章 災害復旧事業　第３章　災害復興基本計画の策定　第４章 被災者等の生活再建等の支援　第５章　稲城市災害復興マニュアルのしくみ」で定めた計画によるものとする。

第５部
その他の事故対策

第５部　その他の事故対策

地震、台風等の自然現象によるものの他、多数の者が被害を受けるような、大規模な事故等が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や被害拡大の防御対策等応急措置は、「震災編 第２部 災害予防・応急・復旧対策」に準じて対応するが、ここでは、航空機事故、鉄道事故、その他大規模事故、雪害対策についての措置について定める。

第１章　航空機事故対策

【消防本部】

航空機の利用者の増加に伴い、飛行頻度は年々増加している。事故率は低いとはいっても、稲城市においても過去に軽飛行機（セスナ機）の墜落事故事例がある。このような事故は、いったん発生すると大規模な爆発や火災が発生する上に、消火活動や人命救助にあたっては、高度な技術と迅速な行動が要求され、状況によっては、多数の生命及び財産を損傷し、社会的にも大きな影響を与える。このような災害時に、被害を少しでも軽減できるよう対策をたてておくことが必要である。

１　航空機事故連絡体制

航空機事故が発生した場合の連絡経路は、民間機、自衛隊機、米軍機により異なる。

(1) 民間航空機事故の場合

図　連絡体制

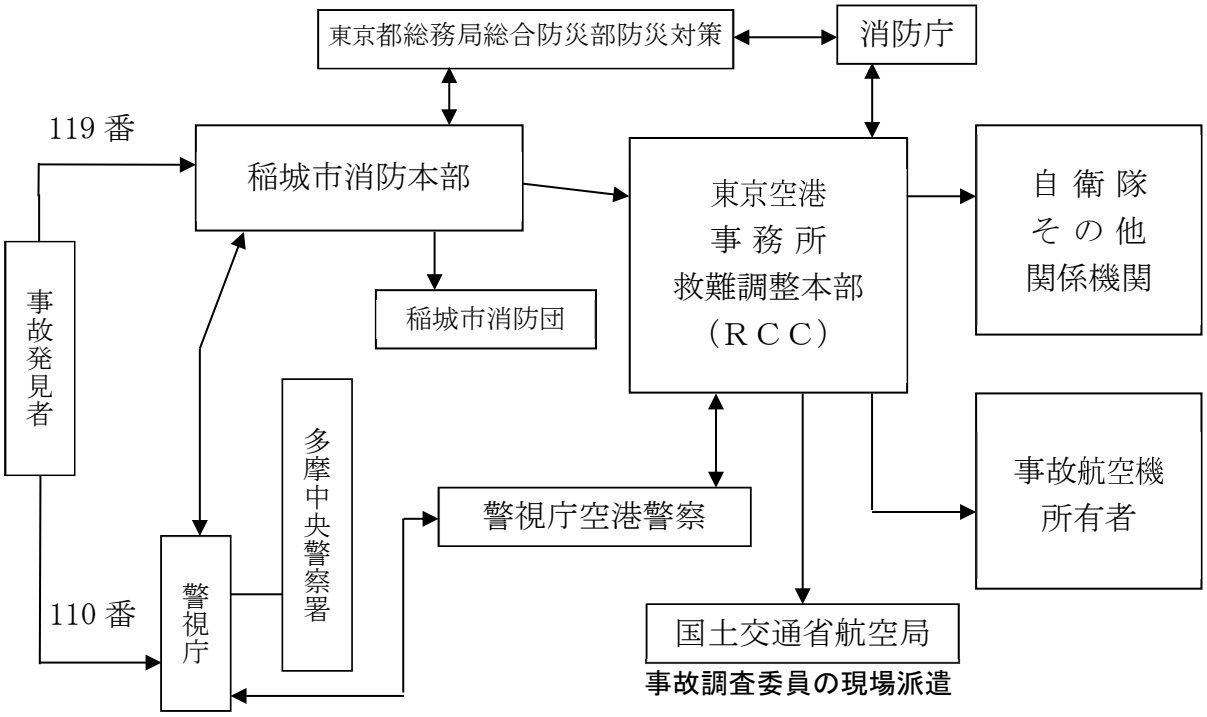

(2) 自衛隊、又は米軍機事故の場合

ア　目撃者等からの通報経路

図　目撃者等からの連絡系統

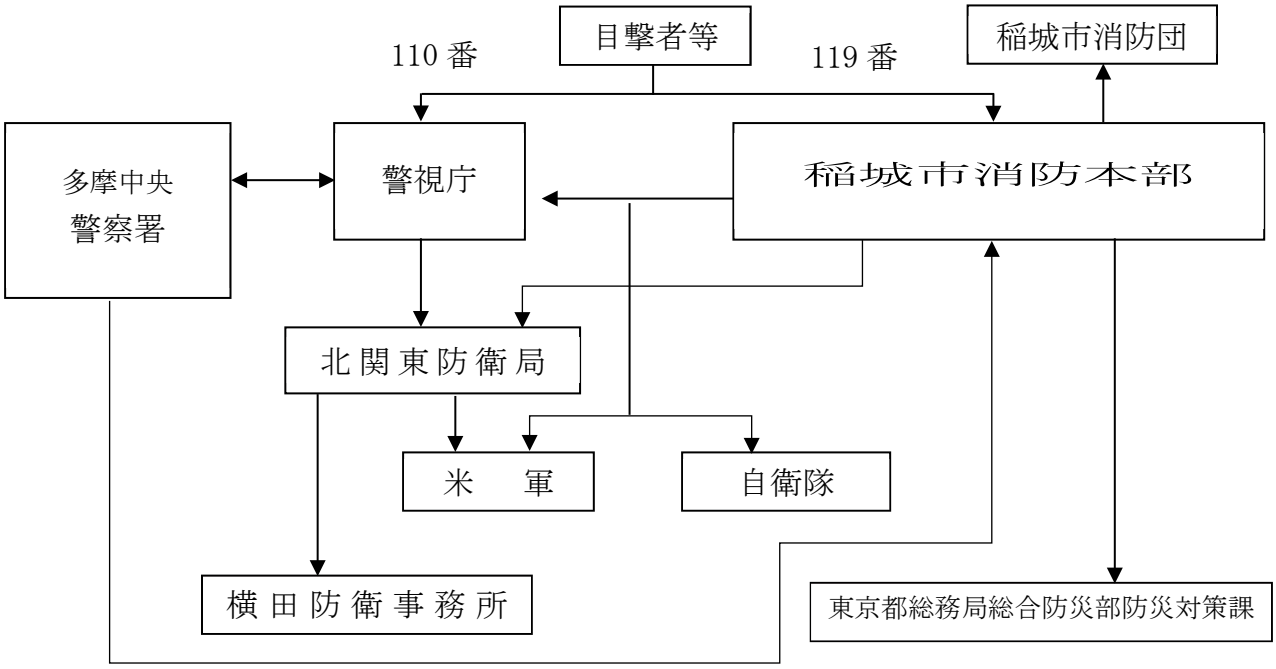

イ　米軍、又は自衛隊からの連絡系統

図　米軍、又は自衛隊からの通報経路

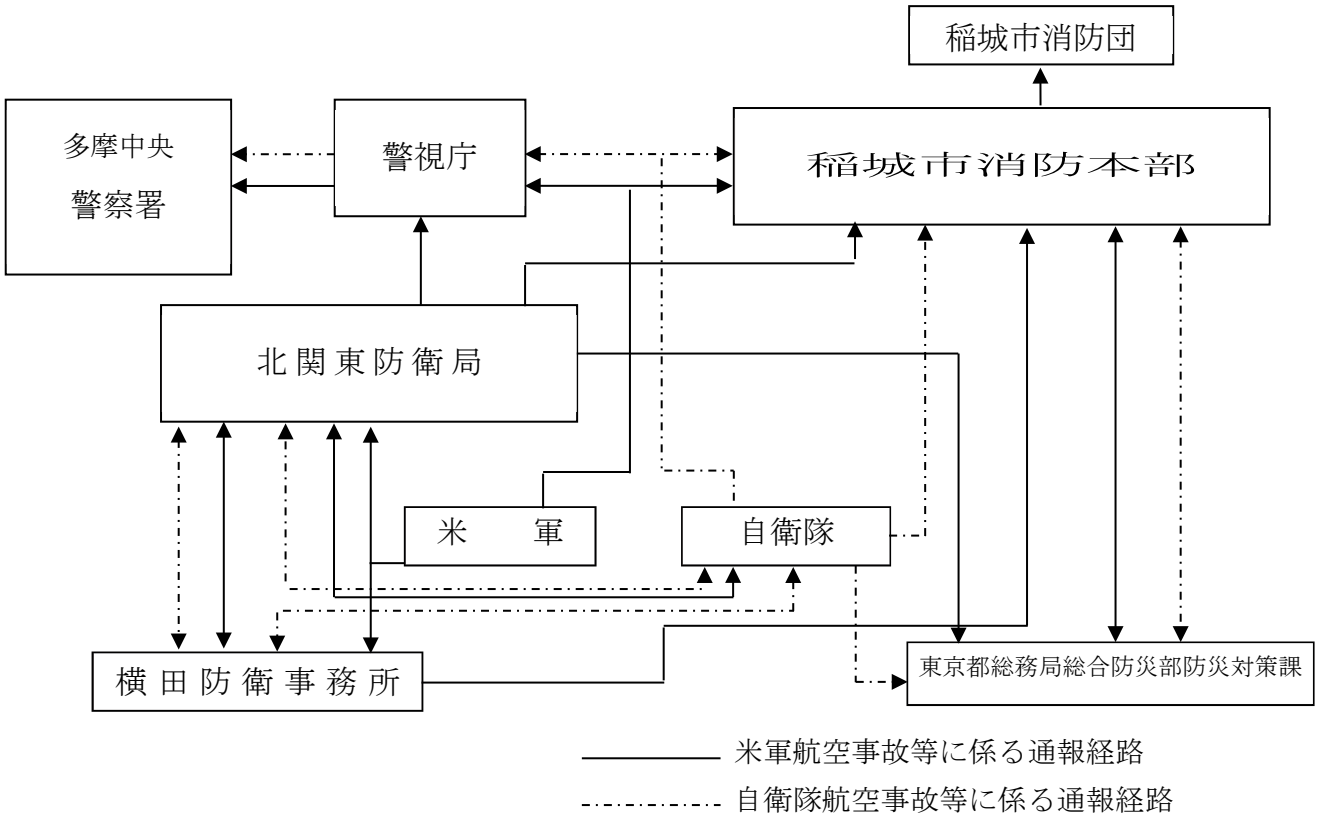

２　事故時の応急措置

(1) 緊急連絡事項

航空機による事故が発生し、目撃者より通報を受けた場合は、「航空機事故・墜落（又は不時着等)」と告げ、上記の連絡系統により次の事項を連絡する。

なお、第一報においては、迅速に報告することを第一とし、不明な事項については、「不明」と連絡し、判明次第連絡する。

○　事故の種類（墜落、不時着、器物落下）
○　事故発生の日時、場所
○　事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物及び危険物等の危険物積載の有無
○　その他必要な事項

(2) 現地連絡所等の設置

○　航空機事故が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置した時は、相互に緊密な連絡に努める。
○　米軍機事故の場合は東京防衛施設局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあっては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

３　救助・避難対策等

航空機による事故は、通常大量の燃料が積載されているため、出火と同時にこれらの燃料が燃焼して、航空機全体が火炎につつまれる場合が多く、高熱のため消防隊等の接近が著しく困難になる。また、垂直に近い状態で墜落した場合には、瞬間的に爆発、又は急激に延焼拡大し、主要構造部が破壊されて、その破片が広範囲に飛散する。このように航空機事故は、他の災害に比べ特異な様相を呈するため、状況判断がしにくく、また高度な技術・装備と迅速な行動をもって対処することを要求される。

そのため、市は(1)～(3)に掲げるとおり、各関係機関がそれぞれの分担に基づき行う救急、救助、救援及び消火活動に協力し、市民の生命・財産の安全確保に努めるものとする。

(1) 民間機事故

表　救助・避難対策

区　　分	活　動　内　容	警察	消防	東京都	稲城市
負傷者救援	①救急活動、救助活動	○	●	○	○
	②救急病院の引き受け確認		●	○	○
	③その他（転院等）			○	○
現場対策	①消火活動		●		○
	②警戒区域の設定	○	●		
	③立入制限、交通整理	●	○		
	④現場保存	●	○		
	⑤連絡所設置	○	○	○	●
	⑥通信輸送	○	○	○	●
財産被災者救援	①財産保護・警備	●			
	②仮住居のあっ旋提供			○	●
	③生活必需品の支給			○	●
備　　考	●は主務機関　　○は主務機関への援助協力機関				

(2) 自衛隊機事故

表　救助・避難対策

区　　分	活　動　内　容	警察	消防	自衛隊	東京都	稲城市	施設局
負傷者救援	①救急活動、救助活動	○	●	○	○	○	
	②救急病院の引き受け確認		●	○	○	○	
	③その他（転院等）			●	○	○	
現場対策	①消火活動		●	○		○	
	②警戒区域の設定	○	●				
	③立入制限、交通整理	●	○	○			
	④現場保存	●	○	○			
	⑤連絡所設置	○	○	●	○	○	○
	⑥通信輸送			●			
財産被災者救援	①財産保護・警備	●		○			
	②仮住居のあっ旋提供			●	○	○	
	③生活必需品の支給			●	○	○	
備　　考	●は主務機関　　○は主務機関への援助協力機関						

(3) 米軍隊機事故

表　救助・避難対策

区　　分	活　動　内　容	警察	消防	自衛隊	東京都	稲城市	施設局
負傷者救援	①救急活動、救助活動	○	●	○	○	○	○
	②救急病院の引き受け確認		●	○	○	○	○
	③その他（転院等）			○	○	○	●
現場対策	①消火活動		●	○		○	
	②警戒区域の設定	○	●				
	③立入制限、交通整理	●	○				
	④現場保存	●	○				○
	⑤連絡所設置	○	○	○	○	○	●
	⑥通信輸送			○		○	●
財産被災者救援	①財産保護・警備	●					
	②仮住居のあっ旋提供				○	○	●
	③生活必需品の支給				○	○	●
備　　考	航空機事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。 ●は主務機関　　○は主務機関への援助協力機関						

４　応急対策等の実施

(1) 現地連絡所等の設置

現場における各機関は、事態の緊急性から判断し現地連絡所等を設置し、応急対策の総合的判断と、関係機関の連絡調整にあたることとなっている。

市は、現地災害対策本部を設置し、主務機関への協力業務を行う。また、必要に応じ稲城市災害対策本部を設置するが、災害対策本部の業務は、現地災害対策本部限りでは解決できない事項の調整と、東京都及び他機関との連絡調整を担当するものとする。

(2) 地域住民の避難指示

航空機燃料による爆発の危険性、火災の延焼拡大、その他乗客乗員以外の周辺住民に対して危険が迫っているときは、現地連絡所の責任者が避難指示を行う。現地連絡所が設置されるまでの間は、状況に応じ市、消防署、警察官等が緊急に避難指示を行う。

避難に際しては、地震や他の大規模災害時と異なり、航空機事故という特殊性からその危険区域が限られているので、危険区域からの早期避難（脱出）に重点をおく。

避難が完了した地域は、ロープ等で表示をし、立入を禁止するものとし、消防機関から安全性の確認がなされるまでは避難の解除をしてはならない。

第２章　鉄道事故対策

【消防本部】

鉄道事故が発生した場合は、局地的かつ短時間に多数の死傷者が発生することから防災関係機関が密接な連携を保持し、迅速かつ安全に救出救護を行うことが重要である。

鉄道事故で多数の死傷者が発生した場合の救出救護活動は、稲城市消防本部集団大規模災害活動計画に基づき対応する。

１　ＪＲ東日本・ＪＲ貨物

事故時の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧体制を準備しておく。

①応急処置方法
②情報の伝達方法
③事故復旧対策本部の設置方法
④非常招集の範囲及び方法
⑤救援車の配備、復旧用具の整備及び使用方法

(1) 予防対策

表　役割分担と対策内容

対策の担当	内　　容
ＪＲ東日本 ＪＲ貨物	○　事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、下記のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう列車の運行にかかわる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。 ①　車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期、又は随時保守点検を実施する。 ②　橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると共に、耐震性の確保を図る。 ③　信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。

(2) 応急対策

表　役割分担と対策内容

対策の担当	内　　容
ＪＲ東日本 ＪＲ貨物	○　事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧体制を整備していく。 ①　応急処置方法 ②　情報の伝達方法 ③　事故復旧対策本部の設置方法 ④　非常招集の方法 ⑤　救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法

２　京王電鉄

◇大規模事故が発生した場合、速やかに事故対策本部を設置するとともにあらかじめ定められている事故連絡体制、動員体制に基づき、人命尊重を第一に、被害を最小限に食い止めるよう努める。

◇速やかに事故状況を把握し、最も安全な方法によって、旅客の誘導を行い、死傷者がある場合は、迅速に救出するとともに、輸送（代替、振替を含む。）の確立を図る。なお、事故発生時に、復旧の迅速を帰するため、平素から応急資機材の整備及び緊急自動車の配備を行っている。

(1) 予防対策

表　役割分担と対策内容

対策の担当	内　　容
京王電鉄	○　列車衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全と輸送の確保を図るため、踏切道の立体化を進めているほか、次の保安装置を設置し、事故の未然防止に努めている。 ①　列車運行管理システム ②　列車無線装置 ③　自動列車停止装置 ④　踏切障害物検知装置、踏切支障放置装置

(2) 応急対策

表　役割分担と対策内容

対策の担当	内　　容
京王電鉄	○　大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められている、事故連絡体制、動員体制に基づき、人命救助を第一に、被害を最小限にくい止めるよう努める。 ○　速やかに事故状況を把握し、最も安全な方法によって、旅客の避難誘導を行い、死傷者がある場合は、迅速に救出するとともに、輸送（代替、振替を含む。）の確立を図る。 　なお、事故発生時に、復旧の迅速を期するため、平素から応急資機材の整備及び緊急自動車、衛星電話機の配備を行っている。

第３章　その他大規模事故等の対策

【消防本部】

危険物事故、ガス事故、NBC（核・生物・化学兵器）災害及び各種のテロ等による大規模事故が発生した場合、多数の生命、財産の損失が伴うことから迅速かつ的確に被災者の救助や災害の防御対策等応急対策を講ずる必要がある。

１　情報連絡体制

事故発生の際の災害対策については、事業者、施設管理者等の当事者機関による対応を原則とするが、災害の規模、状況等により、公益的、総合的な災害応急対策が必要と考えられる場合の情報連絡体制については、「震災編 第２部 災害予防・応急・復旧対策　第７章 情報通信の確保 第２節 予防対策 １ 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備」に定めるところによるが大規模事故発生時の連絡、通報の一般的な流れは、次のとおりとする。

なお、NBC 災害などに対しては、東京都総務局に関係防災機関担当者による連絡会を設置し関係防災機関との情報連絡を行う。また、東京都福祉保健局では、医療などの初動体制を確立するため、東京都総務局からの通報に基づき、医療関係防災機関や災害防災拠点病院（災害時後方医療施設）に対し通報する。

図　大規模事故等に係る通報経路図

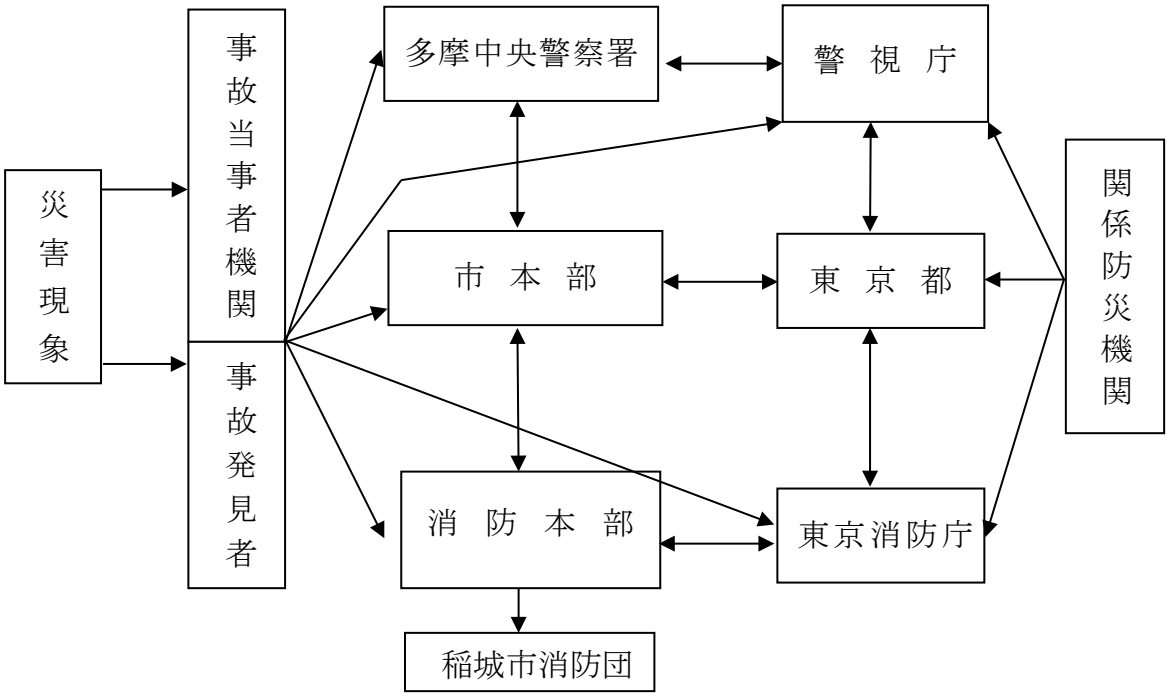

２　災害時の広報

市は事故等により災害が発生した場合は、次のとおり広報を行い市民の安全を図る。

◇管内の地域等で発生した事故で二次災害の危険が予想される場合は、直ちに警察署、消防本部、その他の関係機関と密接な連絡をとり広報を行う。

３　応急活動

◇消防本部は、「稲城市消防本部警防規程第３節消防活動（活動の原則）」により地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、関係機関との連携の上応急救助活動を実施する。

４　活動体制

◇消防本部は大規模事故等の災害から人命、財産を保護するため防災関係機関と連携し、全機能をあげて、警戒、防除、鎮圧、救助、救急活動を「稲城市消防本部集団・大規模災害活動計画」に準じて実施する。

５　相互協力・派遣要請

◇大規模な事故等が発生した場合、各防災機関はあらかじめ定めている所掌事務、又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関と連携して円滑な事故対応を実施する。

◇他機関との相互協力については、「大規模災害時における緊急消防援助隊の応援計画」、「稲城市消防本部緊急消防援助隊受援計画」、「稲城市災害時受援応援計画」に基づき実施する。

第４章　雪害対策

平成 26 年２月の大雪では、記録的な積雪となり、各地でカーポートやビニールハウス等農業用設備への被害が生じたほか、道路の通行止め区間の発生、電車、路線バス等の運休等が発生し、稲城市においても市民生活に大きな影響が生じた。

本市においては、豪雪地帯のような雪害に対する対策基盤はなく、雪害に対する知識や意識も高くないことから、大規模な雪害に至らない程度の降雪が生じた場合でも、市民生活に及ぼす影響が大きい。

本章では、この平成 26 年２月の大雪の影響を念頭に置きつつ、市の活動体制について規定するとともに、① 平時からの備え、② 発生直前段階においての予防的対策、③ 雪害発生時の対策、と段階を分けて、各フェーズにおける対策内容を示す。

１　雪害時の活動体制

(1) 市の配備体制

稲城市内において、大雪による災害の発生が事前に予想される場合、若しくは、災害が発生した場合における市職員の配備体制は、次の基準による。

表　市の配備体制

本部	配備体制	状況	予想される被害等	主な活動	配備する職員
情報連絡会	待機体制	市域に大雪・暴風雪警報が発表されたとき	一部公共交通機関の運休	・気象情報及び市内状況の情報収集 ・関係機関への情報連絡 ・被害予想及び対応策の検討 ・除雪作業の計画及び実施 ・ごみ収集の臨時的対応 ・施設周辺の除雪等	・消防本部（必要人数） ・総務部（必要人数） ・都市建設部（必要人数） ・都市環境整備部（必要人数）
危機管理対策本部	警戒体制	市域に大雪・暴風雪警報が発表され、大雪による災害等が現に発生しているとき、若しくは危険性が高まったと本部長が判断したとき	上記に加えて ・公共交通機関の運休 ・道路交通機能のマヒ ・農業施設への被害 ・避難行動要支援者の一部孤立	上記の活動に加えて ・帰宅困難者対応 ・関係機関等と連携しての除雪作業の展開 ・除雪した雪の一時的排除 ・避難行動要支援者の状況把握 ・緊急用車両・調査用車両の準備と運行	上記の職員に加えて ・企画部（必要人数） ・市民部（必要人数） ・産業文化スポーツ部（必要人数） ・福祉部（必要人数） ・子ども福祉部（必要人数） ・教育部（必要人数）
災害対策本部	雪害配備体制	警戒体制以上の配備体制が必要だと、市長が判断したとき	上記状態が数日以上継続し、かつ ・家屋等への被害・人的被害の発生	上記の活動に加えて ・被災者の救助・救出 ・救出した被災者及び自主避難者の保護 ・その他の災害応急対策の全て	上記の職員に加えて ・第２非常配備体制（全員） ・全部局（必要人数） ・災害対策本部指定職員（全員）

※ 所管部の対策を応援する各部については、上記の表によらず、人員配備の要請があり得るものとする。
※ 所管部の対策を応援する各部への人員要請は、所管部の必要人数算定を受け、対策本部にて応援各部への割り当てを決定する。
※ 人員数及び配置には再任用職員を含む。

(2) 各部の所掌事務

降雪積雪時及び雪害対応時における分掌事務は以下のとおりとする。

表　役割分担と分掌事務

対策の担当	事務分掌
総務部 企画部 都市建設部 消防本部	・気象情報及び降雪・積雪情報の収集・伝達に関すること ・本部活動の把握及び統括統制に関すること ・東京都及び関連機関との連絡調整に関すること ・自主防災組織等への情報提供及び地域における除雪活動等についての協力依頼に関すること ・消防団に関すること ・防災行政無線による雪害対応状況等情報発信に関すること ・稲城市ホームページ、稲城市メール配信サービス等による情報発信に関すること ・市庁舎敷地内及び周囲歩道の除雪作業に関すること ・公共施設の開閉の判断及び周知に関すること ・市内の鉄道・バス運行状況の収集に関すること ①鉄道・バス運行事業者からの遅延情報等の収集・集約 ・報道機関との連絡調整に関すること ・水利箇所の除雪に関すること
産業文化スポーツ部 都市環境整備部	・農業施設被害に関すること ・市内の商店・店舗等(大型店を含む。)での営業状況の把握に関すること ・雪害時のごみ収集作業の実施に関すること ①積雪状況の把握、タイヤチェーンの装着 ②収集状況の掌握 ③応急的な収集計画の作成及び実施 ・処理施設等の受入れ準備に関すること ①構内の除雪および凍結防止措置 ・都市建設部との連携に関すること ①収集計画の広報に関すること
福祉部 子ども福祉部	・避難行動要支援者の状況把握等に関すること ・避難者が出た際の避難施設対応に関すること
都市建設部	・道路除雪実施計画の策定及び道路除雪の実施 ①道路除雪の実施及び実施計画等の検討 ②通行規制区間の設定（警察署との協議による） ・道路状況の情報収集に関すること ・除雪作業に関すること

対策の担当	事務分掌
	・除雪した雪の集積場所に関すること ・凍結防止剤の散布に関すること ・道路内への倒木等の除去に関すること ・関係機関（東京都建設局南多摩東部建設事務所、その他隣接する市の道路管理者）との連携に関すること ①情報の伝達 ②都県道の除雪依頼 ・交通（放置車両）対策に関すること ・ｉバスの運行状況の収集に関すること ・その他道路応急対策に関する総合調整
教育部 子ども福祉部	・学校施設等の安全確保に関すること ・通学児童生徒への安全措置に関すること ・学校給食の食材調達及び配送に関すること
消防団	・消防団詰所の除雪に関すること ・水利箇所の除雪に関すること ・地域における雪害対応への協力に関すること
各部	・庁舎等利用者の安全確保に関すること ・除雪の応援に関すること（施設及び道路） ・被災者等の発生に伴う避難誘導及び避難施設の開設及び補助に関すること ・避難者に対する支援等に関すること ・市民への安全広報（凍結路面での転倒防止、雪下ろし中の転落防止等）及び所管事業の実施等にかかる広報に関すること ・その他所掌する災害応急対策事務に関すること

２　平常時からの備え

市及び関係機関は、大雪による都市機能の阻害防止を図るため、除雪体制を構築するとともに、要員確保計画の策定など、雪害対策体制の構築に努める。また、必要な除雪資機材等の整備、又は緊急調達についてあらかじめ定めておくものとする。

(1) 機材・凍結防止剤等の備蓄

ア　資機材の整備及び維持管理

除雪・凍結防止活動等を速やかに行うため、車両運行のためのタイヤチェーン、又はスノータイヤのほか、概ね次の資機材等を整備しておくものとする。

また、資機材の使用方法等についても、定期的に講習会を実施するなどし、職員への周知を図る。

表　資機材の整備

部	資　機　材　等
総　務　部	ドーザー型除雪機、凍結防止剤、スコップ等の除雪資機材
都市建設部	ドーザー型除雪機、ローダー型除雪機、凍結防止剤、スコップ等の除雪資機材
消防本部	除雪用フォークリフト、凍結防止剤、スコップ等の除雪資機材

イ　資機材の緊急調達

各部局は、資機材等の保管場所の確保や維持管理が困難な場合や数量の不足が生じた場合、あるいは、上記以外の資機材が緊急に必要となった場合に備え、あらかじめ緊急調達先及び調達方法を定めておくものとする。

(2) 除雪体制の整備

ア　全市的な道路除雪体制（都市建設部、応援各部）

道路管理者は、道路交通を緊急に確保するため除雪を実施する。また、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、除雪要員の確保及び協定・業者委託等による除雪体制の強化に努める。

また、市各部局を挙げての除雪協力体制の展開方法について、実務的な検討を行う。

イ　市民等による除雪援助体制（総務部）

降積雪時においては、市民一人ひとりが力を出し合い、市と一体となって除排雪活動を行うことが必要である。そのため、地域ぐるみの除排雪活動が円滑に実施されるよう日頃から自主的なコミュニティ活動の育成に努める。

ウ　雪氷対策路線の指定等（都市建設部）

道路管理者は、積雪、凍結、交通量等路線の諸条件を考慮し、雪氷対策路線の指定等の雪氷対策に努める。

３　雪害が予想される際の予防的対策

(1) 路面凍結対策（都市建設部、東京都建設局南多摩東部建設事務所）

市及び都県道を所管する各関係機関は、相互協力の下所管する道路における除雪体制を整備する。また、道路交通を確保するため、主要道路、バス路線などを重点に、警報発表前でも、まとまった積雪を予想する気象情報が出ている段階から、雪氷対策路線への除雪活動及び凍結防止活動を実施する。

(2) 情報連絡体制（総務部・消防本部）

市域に関係する気象注意報・警報等の情報を受け、災害の発生が事前に予想される場合、市は、直ちに電話、FAX、防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び東京都、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

(3) 通常業務執行体制の縮小の検討

雪害が予想される際には、通常業務の執行や予定していた事業の実施等について延期・中止等の対応の必要性が少なからず発生する。また、雪害発生時には、人員配置・車両運行等の面で、通常通りの業務執行は困難となる。これら状況を見込んだ上で、通常業務の業務執行体制について縮小させる等、事業継続のあり方を検討しておく。

４　待機体制時の対応

(1) 情報収集（総務部、都市建設部、都市環境整備部、消防本部、各部）

雪害に関する予報及び観測情報等の収集は、「風水害編　第３部 災害応急・復旧対策、第２章 情報の収集・伝達」に準ずる。

なお、気象注意報・警報等のうち、雪害に関するものは下記のとおりである。

表　注意報・警報の発表基準

令和２年10月１日現在

府県予報区		東　京　都	
一次細分区域		東 京 地 方	
市町村等をまとめた地域		多 摩 南 部	
二次細分区域		稲　城　市	
注意報	風雪	平均風速	13m/s 以上 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	霜	４月 10 日～５月 15 日 最低気温 2℃以下	
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が－2℃～2℃の時	
警　報	暴風雪	平均風速	25m/s 以上 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm

発表官署　気象庁予報部

表　特別警報の発表基準

暴　風　雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大　　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

また、雪害に関する気象情報として、積雪情報にも留意する。

(2) 市民広報・情報配信（企画部、各部）

市は、東京都及び関係機関から雪による市民生活への影響等に関する情報を収集し、多摩中央警察署等の関係機関と協力し、安全情報の提供、その他必要な事項、について市民等への広報活動を実施する。また、大雪の際は、市の行政サービス実施等について、市民から代表電話への問合せが増加することを踏まえ、市各部は、代表電話への情報提供に努める。防災情報、道路除雪、ごみ収集、市施設利用案内等の情報については、不足の無いよう、特に留意する。

ア　広報の手段

・　稲城市メール配信サービス
・　稲城市ツイッター
・　稲城市防災フェイスブック
・　稲城市ホームページ
・　代表電話
・　防災行政無線

市民等への広報については、「震災編　第２部　災害予防・応急・復旧対策　第７章 情報通信の確保　第３節 応急・復旧対策　３　広報体制」に準じて行う。

(3) 除雪対策

市及び道路管理者等は、災害を防止するため、所管する施設の除雪を実施するものとする。本項の除雪対策は、配備体制の段階が上がるに応じて、人員等を拡充して対応していく。

なお、宅地に積もった雪は、所有者、又は管理者が対応することを原則とする。

ア　所管施設等の除雪

(ｱ) 道路の除雪（都市建設部、東京都建設局南多摩東部建設事務所、隣接する市の道路管理者、応援各部）

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するほか、主要道路、バス路線などを重点に除雪の実施、障害物（チェーンの切れ端等のごみ）の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

(ｲ) 市施設周辺の除雪（総務部、応援各部）

市施設の管理者は、その管理する建物の周囲等において、利用者等の転倒防止、屋上からの落雪防止等のための除雪を行い、安全確保に努める。

イ　市民が除雪を行う際の注意喚起（都市環境整備部）

市は、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意する様、市民へ呼び掛ける広報活動を実施する。

(4) 交通対策

警視庁は、緊急交通路等の確保のため、警察署に放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。

道路管理者は、渋滞等の通行障害に対して緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要する場合は、災害対策基本法第 76 条の６の規定により、その管理する道路について区間を指定し、障害となる車両等の所有者等に対して付近の道路以外の場所への移動等を命ずることができる。また、当該車両等の所有者等が現場にいない場合は、当該車両を移動することができ、移動等の措置のためやむを得ない場合は、必要な限度で他人の土地の一時使用をすることができる。

なお、当該措置を実施する場合は、当該指定道路区間を周知するものとする。

図　災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ

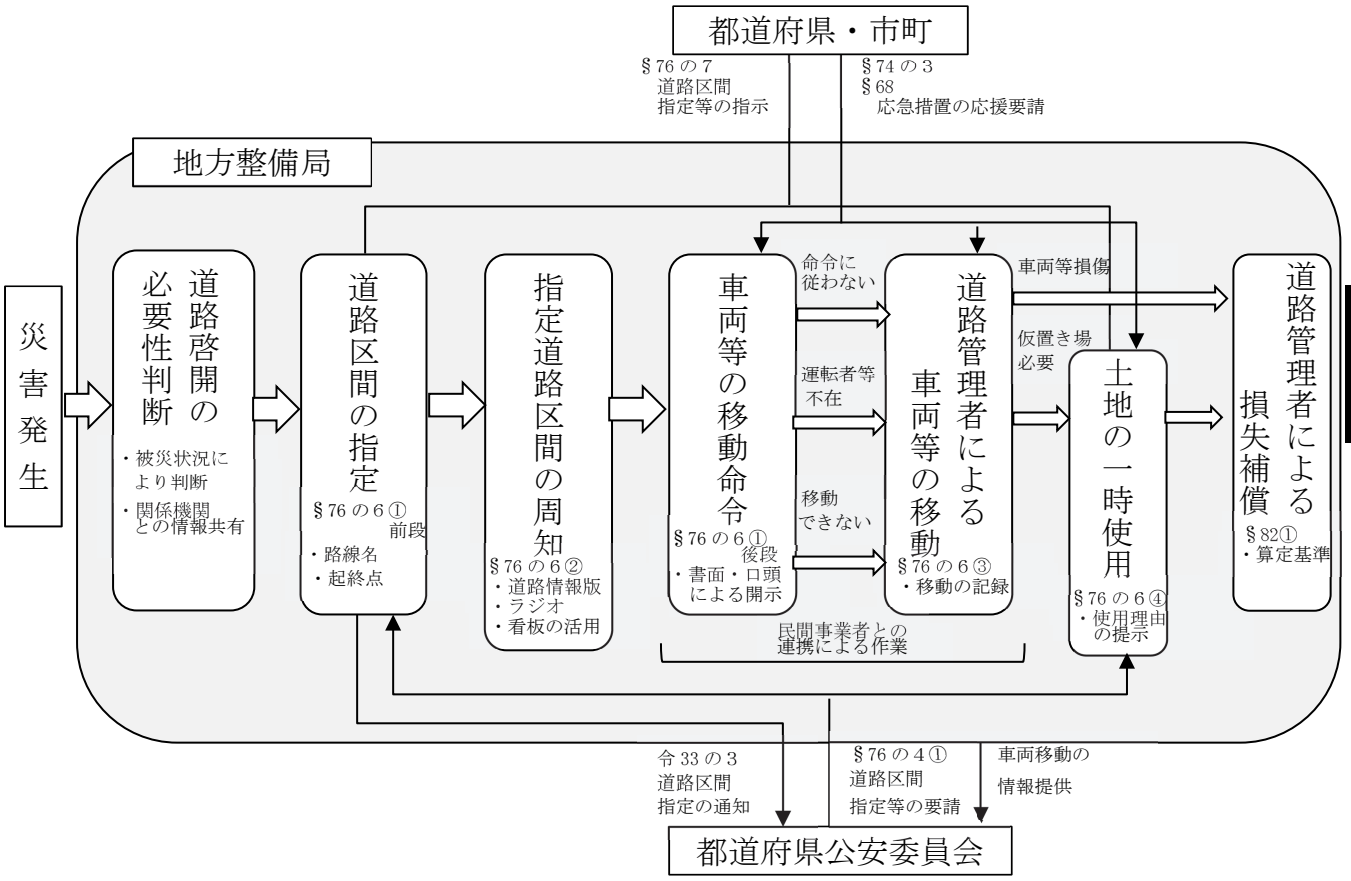

表　施設種別ごとの除雪対応等一覧表

<table>
<tr><th colspan="3">施 設 種 別</th><th>対 策 の 内 容</th><th>担　当</th></tr>
<tr><td rowspan="2">庁
舎</td><td colspan="2">市庁舎</td><td>・建物周辺への凍結防止剤散布及び除雪
・落雪等の警戒及び危険排除</td><td>総務部
消防本部
（各部応援）</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他庁舎施設</td><td>（同上）</td><td>各施設所管部</td></tr>
<tr><td rowspan="4">道
路</td><td colspan="2">駅周辺道路</td><td>・歩道等への凍結防止剤散布及び除雪</td><td>都市建設部
都市環境整備部
（各部応援）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">幹線道路
（啓開道路）</td><td>都道</td><td>・所管道路への凍結防止剤散布及び除雪</td><td>東京都建設局
南多摩東部
建設事務所</td></tr>
<tr><td>市道</td><td>・当該道路への凍結防止剤散布及び優先的な除雪</td><td>都市建設部
都市環境整備部
（各部応援）</td></tr>
<tr><td colspan="2">非幹線道路</td><td>・状況に応じた除雪作業の実施
－ 関係機関及び委託による除雪作業の手配
－（ボランティアの協力に関する調整）</td><td>都市建設部
都市環境整備部
（各部応援）</td></tr>
</table>

５　警戒体制時の対応

(1) 帰宅困難者対策（総務部、子ども福祉部、教育部）

事業所及び施設の管理者は、暴風雪、積雪等により交通機関が混乱することが予想される場合、従業員、施設利用者、来客者等に気象情報、交通機関の運行状況等の情報を提供し、早期の帰宅を促すよう努める。

鉄道会社、バス会社等の各事業者は、駅周辺の混乱を事前に防止するために、帰宅困難者に対し交通機関の運行状況等の情報を提供する。鉄道会社については、運行が困難な場合、駅構内や車両等での乗客保護対応に努める。

復旧の目処がたたず、かつ、早期の運行開始が困難であり、混乱の長期化が予想される場合は、駅周辺の滞留者による混乱を防止するため、帰宅困難者一時滞在施設を開設する等、「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第９章 帰宅困難者対策」に準じた対応を行うものとする。

なお、下記の一時滞在施設の開放順等は、施設の被災状況や発災時の施設利用状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

表　帰宅困難者一時滞在施設・場所一覧

駅名	施設・場所名称
南多摩駅	稲城第六小学校
稲城長沼駅	稲城第三小学校
矢野口駅	矢野口駅※1
京王よみうりランド駅	稲城第七小学校
稲城駅	稲城第一中学校
若葉台駅	都立若葉総合高校※2

※1 矢野口駅は一時滞在場所となる。
※2 都立若葉総合高校は東京都指定の一時滞在施設となる。

(2) 除雪対策の拡充

ア　全市的な対応（総務部、都市建設部、各施設所管部、応援各部）

積雪量が増加した際に、対象が非常に広範囲かつ作業量も甚大となるため、市は、全市的な活動体制（協定・業者委託等の活用、応援各部からの追加要員確保等）を構築し、対応にあたる。

イ　通行規制（都市建設部、多摩中央警察署）

降雪・積雪の状況に応じて、道路管理者は警察署との協議の上、必要に応じ通行規制の実施を要請する。また、通行規制等を実施した場合は、適切な広報周知を行うものとする。

ウ　地域での除雪活動協力の呼び掛け（都市環境整備部）

住宅及び私有地における除雪活動は、原則としてその所有者・管理者が行うが、町内会自治会等の地域コミュニティでは、状況に応じて共助による雪下ろし等の活動を行う。特に避難行動要支援者のみの家庭等については、民生児童委員等

地域関係者による状況把握と、協力呼び掛けによる除雪体制の確立に努める。

市は、必要に応じて、町内会自治会を通じて近隣の通路等の除雪や屋根の雪下ろしを実施するよう督励して家屋の損壊による事故等の防止に努める。

(3) 避難行動要支援者の状況把握（福祉部）

市は、避難支援等関係者を通じて、市域の避難行動要支援者の状況について把握し、その孤立の防止と、支援の必要性の把握に努める。

(4) 農業施設被害等の把握（産業文化スポーツ部）

市は、積雪による農業施設への被害による農業従事者・事業者等からの相談があった場合、これに対応する。また、農業施設被害の市域での発生状況について、全容の把握に努める。

６　雪害配備体制時の対応

(1) 救助事象への対応

積雪により、以下のような事象により人命危険等が生じた場合、消防本部及び各救助関係機関は連携して対応する。

ア　家屋倒壊への対応

積雪による重みで家屋が倒壊し、救助が必要な場合、消防本部及び消防団は、人命救助を最優先とした救出・救助活動を展開するものとする。また、必要に応じて市は、協定締結機関による救助を要請する。ただし、人命危険の無い住宅関連設備の倒壊（倉庫・カーポート等の破損）で、人命危険のおそれの無いものについては、これら救出救助活動を必要とする事象として扱わない。

イ　車内への閉じ込めへの対応

積雪により動けなくなった車から人が出られなくなり、一酸化炭素中毒等のおそれから救助が必要となった場合、通報を受けた消防本部及び消防団は、当該車両周囲の除雪を行う等して救出・救助活動を展開するものとする。必要に応じ、道路管理者及び協定締結機関の協力を得るものとする。

(2) 避難対策

上記救出活動によって助け出された救助者や、積雪による家屋損壊等のため避難する市民等については、自治会館等を臨時避難施設として開放し、一時的に収容する。

ア　避難者への自治会館等の開放（総務部）

市は、家屋損壊等による避難者が出た場合、自治会館等施設を臨時避難施設として開放する。

また、必要に応じ、地域で臨時に避難するための施設としても開放を行う。

イ　市域全般に広範な被害が生じた際の避難対策（災害対策本部、福祉部、子ども福祉部、市民部、産業文化スポーツ部、教育部、各施設所管部、応援各部）

市域での家屋被害等が広範に渡り、臨時避難施設での収容が困難と予想された場合、市は、学校施設を含めたその他市施設の開設を検討する。開設の手順等

は、「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第 10 章 避難者対策　第３節 応急対策 ２ 避難所の開設・管理運営」に準じて行うが、開設担当者の移動困難性等を考慮し、応援各部の協力体制の下、柔軟な人員配置に努めるものとする。

(3) 他機関への応援要請（災害対策本部）

雪害による被害状況が、市及び市内関係機関の対応のみでは対処しきれない場合、市は以下の機関への応援を要請する。

ア　自衛隊

市は、自衛隊による災害派遣が必要と認められるとき、「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第６章 広域的な視点からの応急対応力の強化　第３節 応急対策　３　応援協力・派遣要請」に定めた手順に従って、要請を行う。

イ　東京都・他県自治体

市は、東京都からの応援・物資供給が必要と認められるとき、「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策　第６章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第３節 応急対策　３　応援協力・派遣要請」に定めた手順に従って、人員派遣及び物資供給等の要請を行う。

特に、遠方自治体からの応援に関しては、豪雪地帯である長野県野沢温泉村等の自治体への打診を行う。ただし、交通事情によっては、困難も予想されることに留意する。

(4) 市内での物販・商品流通状況等の把握（産業文化スポーツ部）

市は、市内での商店・大規模店舗等の営業状況等から、市民への食糧及び日用品等の供給状況について把握し、応援物資要請の必要性を判断するにあたっての参考情報とする。

(5) その他の応急対策活動

状況によりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、「震災編　第２部 災害予防・応急・復旧対策」及び「風水害編　第３部 災害応急・復旧対策」に準じて行う。